

大蔵委員會議録 第二十七号

昭和三十七年三月二十六日(月曜日)

午前十一時三十分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事 鴨田 宗一君 理事 細田 義安君

理事 毛利 松平君 理事 山中 貞則君

理事 有馬 輝武君 理事 平岡 忠次郎君

理事 堀 昌雄君

足立 鶴郎君

宇都宮 徳馬君

小沢 辰男君

金子 一平君

佐々木 義武君

正示 啓次郎君

高見 三郎君

藤井 勝志君

坊 秀男君

吉田 重延君

石村 英雄君

多賀谷 眞稔君

広瀬 秀吉君

安井 吉典君

春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田 三喜男君

出席政府委員

大蔵 政務次官 天野 公義君

大蔵 事務官 村山 達雄君

(主税局長)

国税庁 長官 原 純夫君

委員外の出席者

検事 杉本 良吉君

(訟務局参事官)

専門員 拔井 光三君

三月二十六日

委員 賀屋 興宜君、久保田 藤麿君、蔵

内修 治君、館林 三喜男君、津雲 國利

君、永田 亮一君、岡良 一君、田原 春

次君、武藤 山治君及び春日 一幸君辞

任につき、その補欠として米山 恒治

君、宇野 宗佑君、久野 忠治君、佐々

木 義武君、小沢 辰男君、前田 義雄

君、安井 吉典君、多賀谷 眞稔君、石

村 英雄君及び田中 幾三郎君が議長の

指名で委員に選任された。

同日

委員 宇野 宗佑君、小沢 辰男君、久野

忠治君、佐々木 義武君、前田 義雄

君、米山 恒治君、及び田中 幾三郎君

辞任につき、その補欠として久保田

藤麿君、津雲 國利君、蔵内 修治君、

館林 三喜男君、永田 亮一君、賀屋 興

宜君及び春日 一幸君が議長の指名で

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

国税通則法案(内閣提出第一〇三三号)

国税通則法の施行等に伴う関係法令

の整備等に関する法律案(内閣提出

第一一四号)

○小川委員長 これより會議を開きま

す。

国税通則法案及び国税通則法の施行

等に伴う関係法令の整備等に関する法

律案の兩案を一括して議題といたしま

す。

質疑の通告があります。これを許し

ます。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 国税通則法の制定に

関して質問をいたしたいと思ひます。

最近における税制改正の中で、今度

の国税通則法の制定は、納税者大衆

に対して、非常に大きなショックを与

えたものではないかと存じます。

この国税通則法の制定に關して、第二

次答申が昨年の七月になされまする

や、中小企業諸団体は、今まで政治的

な発言等もありない団体でありまし

たが、これが猛烈と反対の意思表明

を、あらゆる団体で行なうというよう

な事態も出て参りました。そのほか、

民主団体あるいは労働組合等において

も、国税通則法の制定に対して大きな

反対の世論が巻き起こつたわけであり

ます。これはやはり、現在でも徴税行

政をめぐって数多くの権力的な要素が

非常に強く出て、国民の権利がこれに

よつて侵害されるというよりな面が至

るところにある段階において、この徴

税行政をさらに権力的に強化するの

ではないかというところがおそれられ

たわけでありま。今日、国民はそうい

う気持ちで国税通則法制定を見ておるわ

けであります。今日、あらゆる行政と

いうものは、憲法の原則に従つてやら

ねなければならぬわけでありま。憲法の民主

主義の原則に従つたやり方がなされな

ければならぬのではないか、かような

に思ふわけでありま。ところが、今

度の通則法制定について、そういう面

についてはほとんど配慮がなされてい

ないというところに一番大きな原因が

あつたのではないかと存じます。な

ますが、なぜ、このように重大な問題

をはらむものを非常に急いだ形で、十

分な審議もできないような形で出され

てきたのか、あるいはまた、どうして

も通してしまつたのか、私どもにはわ

かからないうわけでありま。もし真に国

民の民主主義的な権利を尊重するとい

う立場を貫くならば、こういう国民の

権利に重大な關係を持つものでありま

すから、もつと時間をかけて、慎重に国

民的な世論というものの動向を見きわ

めた上で出すべきだと思ふのでありま

すが、そういう点について、今回の出し

方というものはあまりにも急ぎ過ぎて

おるのではないかと、なぜ一体急がなけ

ればならぬのか。しかも、今度の通則

法全体を通じて、こういう法律を出す

からには、当然盛んなければならぬ

ものが盛り込まれていないという非常

に中途半端なものになつていと思ふので

すけれども、そういうことをしてまで

これを通さなければならぬ、というい

う事情といふものが、客観的な背景、

法案のバックグラウンドというものを

どういうところに求めておられるのか、

この点について政務次官にまずお

伺いをいたしたいと思ふわけでありま

す。

○天野政府委員 この国税通則法の制

定につきましては、現在、各税法の体

系を見ますとなかなか複雑な、また難

解な点が非常に多ございまして、こ

れを納税者の理解しやすいように、各税

法を通ずる基本的な法律關係を明らか

にしたい。それから、これを簡素化

し、また各税におけるいろいろな手続

を、納税者の利便をはかる立場から改

善合理化したい、従つて、各税に共通

する国税通則法を制定したいといいま

すことは、長い間の懸案になつていた

わけでございます。従ひまして、これ

らの諸問題につきまして税制調査会に

答申を求め、長い間各界の代表者の方

方の御意見を承り、また技術的にも検

討して参つたわけでございます。昨年

の七月五日にこの税制調査会の答申も

出されたわけでございます。政府と

いたしましては、その答申に基づきま

して、今度は政府それ自体の立場か

ら、いろいろこれに対して検討を重ね

て参つたわけでございます。そこで、

先ほど申し上げたような考え方にな

ましていろいろ検討いたしました結果、

まず第一に、税法の簡素化、納税

者の利便のため、そういう観点からい

たしまして、現在のところでは、税制

調査会の答申をそのまゝのみにする

わけにもいかないいろいろな事情も勘

案いたしました。税制調査会ではいろ

ろと御決定を願ひました中における問

題点となりまして数点につきまして

は、これを見送ることいたしましたわけ

であります。そして今回御審議願つて

おりますように、利子税及び各種の

加算税の軽減合理化、それから課税処

分等に対する納税者の不服申し立て制

度の改善、それから間接税における申

告納税制度の導入、所轄税務署の明確化、到達主義の緩和、租税債権の成立確定等の法律関係の明確化、賦課点の除斥期間の合理化、各税における諸手続規定の統合というように、主として納税者の利益、こういう面を主眼として御審議を願うことにいたしました。

御審議を願うことには、その経過におきまして、いろいろな方面で反対等の御意見も承ったわけでございますが、それらの反対のおもな点につきましては、先ほど申し上げましたように、税制調査会の答申にありました中から数点を除いたというものを申し上げたわけでございますが、大体それらの点に御意見が集中されたように思ふわけであります。従つて、政府といたしましては、長年の懸案であり、税制調査会等を通じていろいろと御審議を願つた結果を、世論の動向やいろいろな研究によつて問題点を整理いたしましたので、そして慎重に検討を重ねた上、国会に提出をいたしました次第でございます。従ひまして、そうあつて出た、準備不十分で出したというわけではございませんで、ここに至りますまでは、一方ならぬ研究と慎重な態度と、あらゆる面からの検討がなされた、その結果といたしまして、国会に御審議を願うことになつたような次第でございます。

○広瀬(秀)委員 国税通則法の第一次答申は、たしか昭和三十五年の十二月に、非常に抽象的な形で出たと思ひます。次いで、第二次答申が昨年の七月五日に出たわけであります。そうしますと、とくに、三十六年の八月あたり、中小企業諸団体は、非常に大きな脅威を感じて反対し、こういうもの

を制定してもらいたくないということを出しました。そしてさらに税法学会が、いわゆる租税立法ならびに税法の解釈及び適用について法律学的研究をなす日本法律学会の唯一の学会であり、あくまで憲法の理念である民主主義思想に立脚して研究をなし、中正な総合的見解を公表し、国民の福祉増進に寄与せんとするといふ考え方のもとに、この税法学会が、十一月に至つて「国税通則法制定に関する意見書」を池田総理に対して出しておるわけでありまして、この意見書というものは、私はりつぱな意見書であらうと思ふのです。しかしながら、今度の通則法の制定にあつた、重要な問題点をたな上げをしたからといふことで、今こつこつと種々の国税通則法といふようなものを作ろうとするからには、こういうものがまず盛り込まれるべきであるといふような積極的な意見といふものが、この中に相当数多く含まれておるわけですね。そういうものについて、ほとんど何らの改善もされておられません。ただ、中小企業の団体もあつてこれに反対し、あるいは労働組合その他の諸君も反対してゐる最大の

問題は、これをたな上げたといふことは、そこにはやはりなげな上げたといふか、将来どうするかといふことについての問題が非常にあるわけでありまして、とにかくそういう形で今日まできたわけでありまして、それでこの税法学会の意見といふようなものについて、一体大蔵当局としてはどのような配慮を払つて参つたのか、この点を第二番目にお伺ひしたいと思ひます。

○天野政府委員 ただいまお話しになりましたような税法学会の御意見や各界の御意見を承り、また政府はそれらの意見を参考といたしまして、この税制調査会の答申といふものについて検討いたしましたわけでございます。その税制調査会から出ました答申の大部分は、制度化することが必要であるといふ基本的な立場に立ちまして、先ほど申し上げましたような諸項目につきまして、今回御審議を願つております国税通則法案に盛り込んで、納税者の便宜並びに税の簡素化、合理化、そしてまた、納税者の利益のためといふ考え方に立つて原案の作成に当たつた次第でございます。しかしながら、その答申の内容におきましては、なかなか示唆に富んだ御意見と思はれるものもあるわけでございますが、その制度化については、現段階においては時期尚早であるとか、また、もつとこれは再検討しなければならぬといふような問題もあつたわけでございます。たとえて言いますと、実質課税の原則に関する規定、租税回避の禁止に関する規定及び行為計算の否認に関する宣言規定、二番目として、一般的記帳義務に関する規定、三番目に賃借検査に関する統一的規定及び特定職業人の守秘義務と質問検査権との関係規定、四番目に資料提出義務違反に対する過怠税の規定、五番目に無申告脱税納税に関する改正規定等、いろいろ検討しなければならぬ諸点があつたわけでございます。従つて、これらの項目につきましては、政府といたしましては今後大いに研究しなければならぬという立場からいたしまして、この通則法案を作る場合において、答申からこれらの項目のところは抜いたようなわけでございまして、今後におきましても、納税

者の利益並びに法の民主的な運営、こういう面に主眼を置いて考えなければならぬ問題がある、かように考えている次第でございます。通則法案につきましては、先ほど申し上げたような観点に立ちまして、今回御審議願つてゐるような次第であります。

○広瀬(秀)委員 現在の租税法体系が非常に問題が多い、いろいろな意味で、基本的な法律構成に関する規定が税法全体を通じて欠けているといふようなこと、これは税制調査会も指摘いたしているところでありまして、さらに規定相互間の不備、不統一といふようなもの、あるいは重複等がある、従つて、税法についての統一的理解を困難にし、解釈上の疑義もいろいろと生ずる、こういうようなことも税制調査会で指摘をされているわけでありまして、今日の税法体系、さらに各税における今日の状況といふものが、万全であるといふようなことは私どもも毛頭考えていないし、これを改正しなければならぬ。やはり共通事項は何か一つの法律に盛り込む、あるいはまた税に関する基本的な法律構成、国家と納税者の間における法律関係といふようなものを明確に規定して、いかなければならぬといふようなこと、その他税法が非常に複雑難解である、これを簡素化すると同時に、平易にしなければならぬ。こういうようなことはふだんから私も主張いたして参つたところであり、さらにまた、納税者の利益を守るといふことは、今も天野さんが述べられましたけれども、今度の通則法の中にも一部納税者の利益と思われる面はないではありません。そういう点では一部の前進

といふものはあるわけでありまして、しかし、まず国税通則法を先ほど申し上げたように倉皇として提案をして、そしてしかも、その形といふものは、重要な法律関係の問題等について、抜いた形で出される。しかも一方において、この通則法の中に盛り込まれるべきものとしては、そういうものがやはりものと民主的な姿をとつてもらへなければ、これはスタイルとしてはまことに中途半端なものになつてゐると思ふ。納税者の利益と民主主義の要諦といふものを、もつと強くそれらの中に入れて、ものが出されなければならぬと思ふのです。それがほとんど抜け出てしまつてゐるという状態の中で、しかもまた、一方において一部だけ納税者の利益をはかるといふようなことも入つてはおるけれども、この通則法としてはやはり非常に片手落ちなものになつてきたといふことは、おおいがたい事実だろつと思ふのです。そういうことになりますれば、やはり各税法を最初に改正をして、納税者の利益をはかる部分、こういうようなものは各税法について改正を遂げて、そうしてそういう中では若干、今日以上に複雑なものになるかもしれない。しかしながら、そういう税制の利益をはかる面については各税法をまず直して、そうしてその利益の上に立つて今度は租税関係全般を洗い直す。そして今日、納税者大衆からおそれられてゐるような、先ほど政務次官があげた五つの問題点といふようなことなども、これは相当問題があるわけでありまして、そういうものはもつと事態の推移を見、また判例等の積み重ね、あるいは今日における学説等もいろいろ

ろまちまちな面もある。それも今度の第一次の改正案等を見ますと、まさに非常に権力徴税が強化される形で出ておったわけでありますが、そういうものなどは、やはり各税法にわたって改めるべきところを改めて、この五項目についても世論を聞きながら改めて、そうしてその上で相当の日子を費やした上で、今度は全面的な通則法でもいじりましょうし、あるいは税法学会が指摘いたしておりますような租税基本法というよりな形のものに総合的に持つていく、こういうようなかまえが必要じゃなかったかと思ふのですが、そういう点についていかにお考えになりますか。

○村山政府委員 先ほど政務次官が述べになりましたように、今度の通則法は、まず納税者に税法を理解していただくというところが第一点でございます。条文の数でいいますと、この通則法でおよそ二百七十条程度簡素化したというふうにわれわれは考えております。同時に、体系的にも、従来各税法の中に税額算出までの実定規定と、それを実現し、あるいはその後における賦課権の行使、修正申告、あるいは納税の猶予、あるいは担保、それから租税債権の消滅あるいは不服審査、こういういわば実定規定ではなくて、各税を通ずる手続的な規定、これが各税の中に一緒にありまして、しかも各税ごとにございまして、非常に重複しておつてわかりにくい、むしろこれらのものを共通のものとして国税通則法で規定すれば、実定規定は各税法を見ていただければわかる、それから手続規定は、各税に共通なものとして国税通則法を見ていただければわか

る、こういうふうにして、条文の数を減らすだけではなくて、体系的にもその点がはっきりするであろう。しかも、従来各税法を通じてそうでございますが、税法の基本的な法律関係で不明確のものが非常に多い。納税義務はいつ成立するのか、いつ確定するのか、従って、確定があつて初めて納付の問題があるわけでありまして、その成立、確定、納付、その間の法律関係がはっきりしない、あるいはいまいちゆる更正決定の権限というものと国税を収納する徴収権というものは性質的に違があるのかないのか、それらは除斥期間なのかあるいは時効であるのか、こういう点のはっきりいたさないために、非常にその基本的な性格は不明であつたわけでございます。これらの点をこの国税通則法におきまして同時に明らかにする。これはやはり納税者の方々によくわかつていただくというところでございまして。

こういふふうにして、税法の全体がわかるということになりますれば、その上に立つて納税者の方々の新しい批判も出てくることと思つております。これらの理解の上に立つた批判こそが、将来のわれわれの税制をよりよきものにする一つの重要な礎石である、かように考えたわけでございます。なお、これらの整理をするにあたりまして、各手続規定ごとに十分検討いたしまして、なお現在納税者にとつて少し不利になり過ぎてはいないかという点も多々見受けられますので、それらの点においてはそれぞれ手当をいたしたわけでございます。そういう意味で、この国税通則法は、やはり民主的な租税行政という場合に、何といつて

もわかりやすいものにするということと、それから基本的な法律関係との関係を明らかにする、それから直すべき事項はほとんど直していく、こういうようにやつておるわけでございます。お話しのように、なるほど答申に盛り込まれた幾つかの事項につきましては今回は除外いたしました。除外はいたしましたが、これをきめなければ通則法の形が整わないものとは、われわれは実は考えていないわけでございます。これらをわれわれが除外いたしました理由は、先般いろいろ述べましたが、その事柄によつて違ひますが、たとえば実質課税のようなものにつきまして、これはなお頭だけできまる問題ではないというふうに考えておるわけでございます。やはり学説とか判例とかいふものがもつと積み重ねられて、それが実定法にしても何ら弊害を生じないという事態にならないと無理でございます。そういう意味で国税通則法からはずしておるわけでございます。これからのことが盛られなければ、国税通則法の体をなさないというふうには実は考えていないわけでございます。なお、この答申ができてから、各界からいろいろの意見が出ております。これはとくと拝見いたしました。が、いずれも十分それらの意見は参酌いたしました。現在規定できるものにつきましてはすべて盛り込んだつもりでございます。ただ言ひごとく、記帳義務の問題、あるいは質問検査権の問題、これらにつきましては、答申は将来の方向として示唆しておるわけでございますが、現在としては、それは統合することはまだ時期尚早であるというふうなことで残したものはあ

ら、今度現われた中でも、やはり非常に問題がある。まだまだとても賛成するわけにはいかない、そういう気持が根強く残つておるのは、今度の改正案を見ましても、なるほど幾らか簡素化された点もあろう、平易になった点もあろう、あるいは加算税に見られるごとく、あるいはその他の手続規定に見られるごとく、納税者の利益を幾分考慮したと見られる点もあります。あるけれども、しかし、それにもかかわらず、やはり依然として国庫主義といひますが、権力主義といひますが、そういうものが根強く残つておる。しかも税金は、大体十年前から見れば何倍かにふくれ上がつておる。しかも、その徴税に当たる税務職員といふものが逆にどんどん減少してゐる、こういうやうな中に、しかも国庫主義的な立場から、どうしても税収を確保していかなければならないという強い要請といふものが絶えずある。しかも職員はどんどん少なくなつてゐる現実だ。こういうやうな中で、やはりこの国税通則法の制定の底流といふものの中に、より一その権力的な徴税といふものを強化することによつて、あくまで国庫主義に立つた税収を確保していきたい、そういう気持がひそんでゐる、こういう疑念といふものが国民の多くの納税者大衆の中から抜け切つていない、また今度の案を見ましても、そういう面が安心のいくやうな形のものが出ていない。一体今度の案の中で、いわゆる民主的な徴税——税務職員のため、あるいは徴税者の側のための国税通則法といふ面は非常に強く整備をされたけれども、ほんとうに納税者大衆のための税制、税法、こういう点から見れば、非常にそういう点の配慮と

ら、今度現われた中でも、やはり非常に問題がある。まだまだとても賛成するわけにはいかない、そういう気持が根強く残つておるのは、今度の改正案を見ましても、なるほど幾らか簡素化された点もあろう、平易になった点もあろう、あるいは加算税に見られるごとく、あるいはその他の手続規定に見られるごとく、納税者の利益を幾分考慮したと見られる点もあります。あるけれども、しかし、それにもかかわらず、やはり依然として国庫主義といひますが、権力主義といひますが、そういうものが根強く残つておる。しかも税金は、大体十年前から見れば何倍かにふくれ上がつておる。しかも、その徴税に当たる税務職員といふものが逆にどんどん減少してゐる、こういうやうな中に、しかも国庫主義的な立場から、どうしても税収を確保していかなければならないという強い要請といふものが絶えずある。しかも職員はどんどん少なくなつてゐる現実だ。こういうやうな中で、やはりこの国税通則法の制定の底流といふものの中に、より一その権力的な徴税といふものを強化することによつて、あくまで国庫主義に立つた税収を確保していきたい、そういう気持がひそんでゐる、こういう疑念といふものが国民の多くの納税者大衆の中から抜け切つていない、また今度の案を見ましても、そういう面が安心のいくやうな形のものが出ていない。一体今度の案の中で、いわゆる民主的な徴税——税務職員のため、あるいは徴税者の側のための国税通則法といふ面は非常に強く整備をされたけれども、ほんとうに納税者大衆のための税制、税法、こういう点から見れば、非常にそういう点の配慮と

ら、今度現われた中でも、やはり非常に問題がある。まだまだとても賛成するわけにはいかない、そういう気持が根強く残つておるのは、今度の改正案を見ましても、なるほど幾らか簡素化された点もあろう、平易になった点もあろう、あるいは加算税に見られるごとく、あるいはその他の手続規定に見られるごとく、納税者の利益を幾分考慮したと見られる点もあります。あるけれども、しかし、それにもかかわらず、やはり依然として国庫主義といひますが、権力主義といひますが、そういうものが根強く残つておる。しかも税金は、大体十年前から見れば何倍かにふくれ上がつておる。しかも、その徴税に当たる税務職員といふものが逆にどんどん減少してゐる、こういうやうな中に、しかも国庫主義的な立場から、どうしても税収を確保していかなければならないという強い要請といふものが絶えずある。しかも職員はどんどん少なくなつてゐる現実だ。こういうやうな中で、やはりこの国税通則法の制定の底流といふものの中に、より一その権力的な徴税といふものを強化することによつて、あくまで国庫主義に立つた税収を確保していきたい、そういう気持がひそんでゐる、こういう疑念といふものが国民の多くの納税者大衆の中から抜け切つていない、また今度の案を見ましても、そういう面が安心のいくやうな形のものが出ていない。一体今度の案の中で、いわゆる民主的な徴税——税務職員のため、あるいは徴税者の側のための国税通則法といふ面は非常に強く整備をされたけれども、ほんとうに納税者大衆のための税制、税法、こういう点から見れば、非常にそういう点の配慮と

いうものは欠けているんだということ、私ども言わざるを得ないわけですね。何のために一体法人格なき社團、財団を全面的に通則法の中に盛り込まなければならないのか、あるいは更正請求のために数多くの理由を付記して請求しなければならないということも言

この通則法というものはたええものではない。納税者の民主主義的な立場を擁護する、こういう面では全く配慮が欠けているんだ、こういうことはやはり一番大きな問題点だろうと思ふ。その点についてどういふように考えられるか。

いながら、通則法では、決定をする段階では理由を全然付記しなくてもいい——もつともこれは整備法で、青色申告の場合には現行以上に改悪しているのではないと言われるかもしれないけれども、通則法の中に、請求の段階では、納税者の側にはいろいろな理由をつけなければならぬという要求をしておきながら、決定の段階では、税額と課税標準額を通知すればいいんだ、こういう書き方をなさっている。あるいはまた、租税や税務訴訟における訴訟前置というものが、行政全般については行政不服審査法あるいは行政訴訟特例法、こういうものの改正を通じて訴訟前置というものを、廃止の方向に今向かっているわけですが、依然としてこれを残すというやり方——あるいは協議団、審査団というふうな形にして第三者的なものにする、そういうこともありますけれども、そういう点についても、やはり多くの運用の部分で政令にゆだねる。あるいは税法の解釈の疑義は、これは国税庁長官の指示に従わなければならないのだ、そういうような点等で、税法における民主主義的な要請というものはほとんどいれられていない、こういうふうに考えるわけですね。そうなつてきますと、今主税局長、いろいろと今度の通則法の利点について述べられましたけれども、基本的な問題に対しては、やはり

○村山政府委員 先ほど通則法の三つのねらいを申し上げましたが、御案内のように、税法は、何と申ししても課税の公平を実現するというのが基本の理念でございます。そういう意味におきまして、個々の納税者の利益という問題と、それから全体の納税者の利益との調節をどこに置くのかというのが、実は公平のバランスの問題でございます。そういう意味で、今度納税者の利益という点から改正をいたしました点を申し上げます、そのおまな点でございますが、一つは、御案内のように、加算税の税率を思い切つて下げました。無申告加算税につきましては、従来期間の長さによりまして、一〇%から二五%までの無申告加算税でありましたのを、これを全部、期間の長短にかかわらず一〇%にとどめるということになりました。また重加算税につきましては、従来隠蔽、仮装にかかる部分の本税額の五割というところございましたが、これはいろいろ執行をやつてみますと、この五割はあまりにも重きに過ぎるということで、今度の通則法では三割に提案してございます。その他附帯税につきましては、御承知の通り現行利子税につきましては三銭、それから延滞加算税につきましては別に三銭、合計して六銭のあれがつくわけでございますが、これを一本に統合して四銭にし、督促状発付の

日から十日までは二銭にするということにいたしましたのでございます。また、行政不服の問題につきましても、これは行政不服審査法と相關連する問題でございますが、従来は、税務署の賦課徴収に関する事柄について不服がある場合に文句が言える、こういう制度になつておつたわけでございます。今度はそのうちでなく、およそ賦課徴収のみに限らず、税務官庁のなした処分一切に対して不服の申し立てができる。しかもその処分は法律上の処分だけでなく、事実行為を含む。不作為に対してもし文句がある場合にも、その道が開かれるということでございます。さらに従来と同じように、再調査の請求——今度は異議の申し立てになります。異議の申し立てであるいは審査請求の段階におきまして、従来でございましたと、不服申し立ても、行政処分は執行の停止はしないというものが基本原則でございます。今度の行政不服審査法におきまして、その精神は出ておりまして、ただ本人からの申し立てあるいは職権によつて、必要があるときには停止することができるといふことにとどまつてゐるわけでございます。その点は、今度の行政不服審査法でも同様でございます。われわれの提案しております国税通則法では、それに一步を進めまして、その場合といへども公定処分は絶対できない。せいぜい租税債権を保全する意味の差し押さへまでしかできない。のみならず、その差し押さへといへども、もし納税者側から担保の提供があれば、その差し押さへをしないという道もまた開くのである、こういうふうにいたしておるわけでございます。なお、従来審査請求が

非常に複雑でございまして、いわば審査請求は、従来の建前でいいますと、税務署長の再調査の決定を争つておるわけでございます。従ひまして、原処分と決定と同時に争われている法律体系になつておりました。審査決定の段階では本審査、副審査、こういう原処分と決定自体と争われておるという法律構成でございしましたが、これを非常に簡単にいたしました。あくまでも決定後の原処分を争うという道を開いておるわけでございます。この思想に従ひまして、手続の併合等についても簡略化をはかつておるわけでございます。たとえば、従来でございまして、それぞれ訴訟前置主義がございまして、同じ事案について更正、再更正とあります。更正が審査にすでに移つてゐる、再更正があつた場合に、それは一々異議の申し立てからやつてこなくちゃいけなかつたわけでございますが、この場合は、異議の申し立てがあれば、同時に審査を併合いたしました。みなす審査請求といたしまして一挙に解決してしまふ、こういう道は開いてございまして、なお、再更正について、納税者の方でもし不服の申し立てがないと、この審査請求を取り扱つておる上級官庁におきましてこの再更正の問題にして、それについて同時に審査の決定自体において直すことがございまして、また訴訟との関係におきましても、両方すでに最初の更正は訴訟にいつております。再更正がありますと、従来でございまして、訴訟前置主義でございまして、一々やつて、それからまたその分が訴訟にかからねばならぬ、こういうのを、全部訴訟にそ

のまま移行したわけでございます。こういうふうにいたしました。その点は納税者だけの問題ではございません。国の事務を遂行いたします場合に、納税者の側あるいは税務官庁の側も、両方にとって能率的にやる、こういう意味でそういうこともやつておるわけでございます。なお、たとえば従来期間の制限がございまして、たとえばいつ幾日まで申告しなければならぬとか、あるいは決定があつてからいつ幾日以内に不服の申し立てをしなければならぬ、こういうふうなことがございまして、この点につきましては、従来は原則として到達主義がとられておつたわけでございますが、今度の改正通則法では、その点はすべて発信主義によるという原則を明らかにしておるわけでございます。そのほかに、従来いふゆる賦課権の更正の制限の期間がございまして、これは所得、法人、相続につきましては、それぞれ各税法で原則として三年たつたら更正はできません、こううたつておりますが、その他の税ではその規定がありませんために、実際の取り扱ひ上は普通の時効と同じ五年と考へておつたわけでございますが、この点を明らかにいたしました。その他の税につきましても、すべて原則として三年たてば更正決定ができないという点を明らかにする、これまた、結果的に見ますれば、納税者に政府の方の課税権がそれだけ行使制限を受けるわけでございますから、結果的には早く法秩序が安定し、納税者もそれだけ利益を受けるということになるわけでございます。

御指摘の、たとえば訴願前置主義をなぜやめなかったかという問題、これはもちろん問題でございますが、この点につきましては、税務は何分にもかなり専門的な問題であり、毎年々々相当数発生する問題でございます。そういう意味で、やはり相互に能率的に事柄を処理していただく意味におきまして、従来と同じような訴願前置はいたしました。しかし、この点はひとり税法だけでございまして、これは今の行政事件訴訟法が今度の十月から施行される予定でこの国会で審議されておりますが、その方面の調査会とも十分連絡をとりまして、税務については依然として訴願前置をする方が相互にとつて利益である、こういうことでそのようにいたしておるわけでございします。なお、われわれの承るところによりますと、従来と同じように、そういう見地で訴願前置を置く法律は、四十数件数えておるようでございします。従いまして、税法だけではございしません。そのうち、見ますと、おそらく税法あたりは最も大量的に毎年々々処分が行なわれておりますので、これらの四十幾つのうち、やはり税務については最もその必要があるものというふうに、われわれとしては考えておるわけでございします。

今お話しする質問検査権の問題もございしましたが、この問題も規定についてはいろいろ検討を要する問題である、あまり急ぐ必要のない問題、あるいは時期の熟さない問題がございします。質問検査権につきましても、各税法につきましても、いかに検討を行ないましたか、各税の質問検査権は、それぞれの税の実体規定の必要から、かなり個別

的に規定されておる関係がございします。この理由でわれわれは統合しなかつたわけでございます。中身を見ますと、それぞれ発動の沿革なり必要性がございします。そういう意味で、さらに今後深く検討する必要がある、こういうことではないかと思つたわけであります。その点は、たとえば実質課税の原則であるとか、行為計算の否認に関する一般的制限規定であるとか、あるいは今の租税回避の禁止規定を一般的に設けたらどうかというところに疑問があると同じように、この問題についても、ただむやみやたらに各税法の規定をそのまま通則法にすらすら並べることは意味がない、それらの問題の解決についてはより深く慎重に検討する必要がある、こういう意味で延ばしたわけでございます。いまして、これらの規定がなければ通則法の体をなさないとというふうには、実はわれわれは考えてないわけでございます。

七月一日の時期における定員は、全部合わせまして一万九千四百十八名、これがだんだんふえて参りまして、二十一年七月には三万七千四百五十五名、二十二年七月一日——これは恐縮ですが、改正の日で整理してありますので、毎年七月一日現在で大局がおわかりになると思つて、二十二年七月一日に非常なことがふえて、七万九百九十七名というふうになっております。二十三年にはさらにふえて、七万三千六百七十七名という数になっております。続いて二十四年から相当置きまして五万七千五百二十二名、自後二、三年大体そのレベルで続いておりますが、二十七年には四万九千四百九十九名、それがその後はごくわずかな変動がございまして、最近、昨年の四月一日現在では四万七千四百一十一名ということになっております。今回お願いいたしております予算と関連して、定員にも若干の変動をお願いしておりますが、これは定員外職員を定員化するというところであつて、いわば一種の札のつけかえというものであります。実質的な増減はございしません。大体そういうことになってきております。

なお、ただいま申し上げました数字は、用人または施設関係職員を除きました数字でありますので、ただいま五万五万と言いますのは、それに用人または施設関係職員の数三千三百名ばかり加えたものが五万五万とになります。以上でございます。

○廣瀬(秀)委員 徴税額は、収入がどういふふうに移してきていくかというのを合わせてのお尋ねでございますが、昭和二十二年決算額で申しますと——便宜上一般会計分の収入額で申し上げますと、一千四百七十四億円でございします。それから三年飛んで昭和二十五年年度は四千五百六十億円でございします。それから五年飛びまして昭和三十年年度は七千九百五十億円で、それから三十四年度に参りますと一兆二千三百三十三億円で、三十五年一兆六千六百八十二億円で、三十六年度一兆七千六百四十六億円で、三十七年度予算額は二兆四百二十一億円で、こういうことでございます。

○廣瀬(秀)委員 今、国税庁長官が述べられたような数字であります。職員の数が定員法で五万七千に減つて、それからさらに二十七年には四万九千に減つて、さらに三十六年度には四万七千四百一十一人、これも実質的にはふえないというところであります。大体こういう状態。この間における徴税額というものは、二十五年と三十七年を對比いたしますと、概算五倍近くに伸びているわけでありまして、もちろん、この徴税額に完全に正比例して職員が伸びなければならぬなどということを私も申す気持はございしませんけれども、しかし、徴税額がこれだけものが上がつてきている、それを当時よりも少ない税務職員でやらなければならぬ、こういうところから私はやはり徴税面における相当な無理が出てくるんじゃないか。そういう無理な形が、あちやうでもこちらでも税務署の役人と中小企業なりあるいはその他のところで問題にされるいろいろな事件が発生する原因じゃないか。主税局長は先ほどから一生懸命答弁されておりますけれども、こういう方向でいくというところについて、むしろ徴税の任に当たっている国税庁あたりが、そういう少ない人間でより多くの徴税を確保していく、そのためにはやはりこういう国税通則法というふうなものも必要であつたというふうなことが、こういう面から裏づけられるのじゃないかと推測をせざるを得ないわけ。そういう点について、私も、やはり先ほど申し上げた権力的な徴税方式が依然として貫かれて、これはこういう実際的な面からも来ているんじゃないかと疑念を得ないわけ。そういう面について国税庁長官はいかにお考えになっておるか、この点明らかにしていただきたいと思います。

○原政府委員 税務職員五万が一生涯懸命やつてくれて、年々できる限り改善してきているつもりであります。ただまだ問題が多く、今非常にいい点をとつていくと決して思いません。ずいぶん仕事に足らぬ点もあり、あるいは間違ひもあるのではないかとおそれております。ただ、ただいまお話しのこと十年なり十数年の経過を顧みて、税収が伸びて参つたということ、定員がほとんど固定的である、ある意味では、最高時に比べますと相当減つておるといふことから、一人当たりの仕事量が非常にきつくなつていくんじゃないかという点は、私はそれは考慮しております。と申しますのは、昭和二十五年から比べますと、国民所得自体にいたしまして、当時三兆四千億円で、約四倍でござい

います。ただいま申しました数字四千五百六十三億の昭和二十五年度税収、四倍いたしますと二兆にかなり近いという事で、大體経済自体、国の営み自体が大きくなつてきている。従つて、一人当たりの営みのものさしといひますか、これが全然違つてきていると思ふのです。ですから、われわれの月給も何倍かになつておりますし、一人の仕事量というものがずつと大きくなつてきているわけでありまして、それを数学の比例でふやしていったんではどうして経済が回らないということ

れども、納税者側にも呼びかけて大いに努力せんならぬということを痛感いたしております。そういうためには人をよけいいたせざるに非常な努力がたいと思ひますけれども、何せ戦前に比べましたら三倍ぐらいの定員もいただいていて、今必要だといふときでありまして、今の定員でたゞいま申す意味での大きな改善の努力を一年々々続けたいと思ひます。

で、これはたゞいまおっしゃるようなことは、私はそういう角度で人が足らぬというふうに思つたことは全然ございません。その点は一ツ御了解いただきたい。従つて、この通則法によつて本来ふやさなければならぬ人間を節約するといふような考えは、毛頭持つたことがありません。そういう御質問を受けるのさへどうも私としては意外な、という感じであります。冒頭に税務行政にもいろいろ足らぬ点が多いだらうと申し上げましたのは、やはり申告納税制度になつて納税者が自主的に正しい申告をするということが期待されておりますけれども、まだまだやはりその理想には相当開きがある。同時に、税務行政の側でもほんとうに申告納税制度的になり切つていくのか、ずいぶん私も努力しているつもりでありまして、いろいろまだ問題点、不満の点、努力しなければならぬ点が多いといふことを申し上げましたので、そういう角度ではやはり税務官吏側のやり方の倫理、同時に納税者側の倫理が一年々々向上するということを、私どもは政府側でありますけ

●広瀬(秀)委員 税制調査会の資料によりまして、昭和三十四年当時の法人数だけを見ても、大體四十三万程度であつたわけなんです。ところが、本委員会において最近の法人数を主税局長に伺ひましたところ、六十万をこえているだらうといふようなこととあります。こういうふうな方をしていられる。そうなりまして、こういうふうなことにだんだん少なくなつてきつたのである。職員の数、大體三十六年で四万七千、その前あたりは幾らか多かったかもしれませんが、幾らでもない。これはほとんど動きのない数字です。これはほんとうに思ひます。それで法人の数を調べなければならぬ、あるいは調査の対象になつてくるものがその間に約二十万近くもふえる。そういう場合に、一体どういふことが現実の問題として発生するであらう。長官はそういうことを言われることすら心外であるといふようなことなんですけれども、現実には調査対象が二十万にふえている。職員はほとんどふえない。もちろんこれは若干内部の切り盛りで法人税の係をふやすといふような操作は行なわれるでしょうけれども、それに

もかわらず法人の係といふものがそれに合つたような形でふえているとは私思ひないわけなんです。これは手元に資料もある程度あるわけですから、法人の数だけでもそういう伸び方をしている。異常な伸び方です。そういうものに対して現実に行きましても、非常に冷徹と言ひますか、きつめてビジネスライクに、権力といふものを背景にして相当無理な調べでも何でもしなければならぬ。いろいろ納税を相手にさせるという努力、あるいは相手の立場を尊重するといふようなことも、さういふ中から薄らいでいくであらう、さうして権力だけが前面に出て能率を上げていく、こういう姿がやはり今日さういふ中から出てくるであらうといふことは容易に想像がつくわけでありまして、しかも税制小委員会等でも問題になりましたような幾多の事例といふようなものもあるわけでありまして、さういふような点について、依然としてやはりこの国税通則法とは全然関係がないといふお考えなのか、あるいは、これだけの人数で、国民大衆、納税者大衆の立場に立つて、さういふものを尊重して、さういふものの協力を得ながら無理のない適正な税収を上げていく、さういふものが真にスムーズにいつていくといふふうに国税庁長官は判断をされておられるか、全然無理がないのか、さういふ点についてもう一べ

いては、これはあり得ることと思ひ、いつも戒めなければならぬことだと思つております。従ひまして、私としては、長官として職員に三つの柱を示して職員を引っぱらうといひたいと思ひますが、その第一に掲げているのが、税務署が近づきやすい税務署にならなければならぬといふことであります。第二に、適正公平といふ税務の本来的命題を忘れないように、第三に綱紀を厳正に保つて清潔な職員として働くといふことを申してあります。その中で私としては、近きやういふことがやはり一番大事じゃないかといふことを申し、いろいろな形で言うておられますが、近ごろは、納税者が来たら、兄弟が税務署に呼び出された、問い合わせを受けたといふときのように、教わりに来た、相談に来たといふ気持ちになつてサービスをやるやうにとまでも申してあります。なかなかそれに徹することはむずかしいこととは私も思ひますけれども、その点については十分努力はいたしております。これは私が私ただけでなく、歴代国税庁の長官、さらには省にありますが、それから、さういふ気持は一つの大柱としてやつてきておると思ひます。従つて、先ほど申しましたように、通則法で何か権力的なことをやり回すといふ気持は毛頭ございません。法人の仕事のプレッシャーが最近ふえていくといふことは確かでありまして、実は年々一年々といふほどじやございませぬが、二、三年に一回、総定員五万程度の中でやりくりをいたしまして、法人の定員数はここ十年間に相当ふえております。ただいま十年間の数字を全部は持つておりませんが、最近

でも、昨年度決心いたしましたして、六百八人ばかり、法人の定員としては一割程度の増加になつております。まだまだ法人の仕事の量のふえ方には追いつきませんけれども、仕事のやり方も改善していくならば何とかやつていけばせぬか。しかしだんだんふえていくところでありまして、今後、さういふ種類の配置転換と申しますか、これは行なうのが正當だらうと思ひます。法人の仕事といふのは、職員として一番仕事の中心としましてはやりたいたういふような気持ちの多い仕事でありますので、御案内の滞納の方が数字がだんだんよくなつて参つて、改善がこの十年間顕著なものでありますので、それらも考え合せて、主として徴収系統並びに所得税と法人税とのウェイトから言ひまして、十年の間にずいぶん法人の方が多くなつたといふことから、主として所得税、徴収関係から法人系統、あるいは若干資産税系統への配置転換は、これは昨年だけの問題ではなくて相当長く続いていることとあり、今後も続くであらう。さういふふうにして仕事量と部課別の定員とのバランスをとるといふ努力はいたしております。決して通則法で権力的にやろうなどという気持は毛頭ございません。たださつきのお客えの際に申しましたやうな、やはり納税者の中で相当ごつく向けておるといふやうなことを聞く場合がおります。たとえばブローカーであるとか、要するに表見的である、一見わかるたなおろし資産を持つていて、商売と、さうでない商売とを対照して言われますように、さういふやうな見えにくい形の商売について、申告が十分でない、また税務署の調査も十分で

ないというようなことを指摘せられる。これは一つの顕著な角度をつけての指摘であり表現であります。そういう面での問題はやはり私は相当全般的にあると思うのです。税というものは税務署が権力的に取り立てるといふだけのものではあつてはならない。申告納税制度というのは、納税者と税務署の協力的なものにしよう。あるいはもつと理想的に言えば、納税者が税のルールを知り、そしてどういう取引をしたか、どれだけ所得があつたかというところは、納税者が一番よく知っているわけでありまして、それを正しく申告して、それでお互いに、この世の中でそれだけの経済行為をやつた、それによつて所得その他を得たというので、その度合いに応じて公正な税負担をして、そして自分たちの住む社会の経営、建設というものに寄与しようというこの大義に、国民一般、納税者一般がレベルを高めてこれを理解する、そういうふうになつていただくということが大事じゃないか。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

その意味から言いますならば、税法でそういう納税者に対する強い期待を表わすというところは、私はやはり必要だろつという感じがいたします。本来申告納税制度自体がそういう強い理念に立っているのだと思ひます。そういう意味では、何も職権でどうするといふやうなことでなくて、国民一般が互いに肩を組み、手をつないで、フェアにこの財政負担を分か合おうじゃないかというやうな方向への事柄は、実は私は何も通則法に関するだけのことではございませんが、大いに進歩する

のがよろしいのではないかと、今回の通則法案では、本来いわば納税者側に痛いという点が非常に少ないと思ひますので、あまりそういう問題はないと思ひますが、それはただ痛いという点だけをなくすればいいというだけではなくて、痛くても、ほんとうに脱税的なものがある、それはやはりいけませんよという式のことは、本来直すべきだと思ひます。そういうやうな点もあつてはいかぬのだというやうなことでなくて、やはり國の納税倫理、納税に關するレベルを高めていく問題は大問題だといふふうに思ひますので、これは何も通則法に限る問題でありませんが、税法一般、そういう点では大いに努力せねばならぬと思ひております。わが國が申告納税制度を採用いたしましたのは昭和二十二年でありまして、自來十五年を積みするわけでありますが、おおよそ一つの國が賦課課税制度から申告納税制度に転換するといふことは非常に顯著な転換でありまして、それ自体が大きな仕事でありまして、それを税法の上で転換したからといって、一朝一夕でなるものではないと思ひて思ひます。これを相當いい点に持つていくためには、税務署の方はもちろんでありまして、納税者としての国民一般にも十分御努力をお願い、協力を願ひなければならぬ——協力というのはむしろ少し失礼なまでに、事柄が納税者自体の事柄でありますので、大いに進歩をするという方向に努力が必要なんじゃないかと私は痛感いたします。そういう意味で、まだ日本の現状というものは、賦課課税から申告納税への転換を一つの山登りにたとえるな

ら、私はまだどこか中腹のところまで——だいたいよくなつてきたとは思ひますが、中腹のところにあるという感じがいたします。われわれも努力したいと思ひます。同時に、納税者にも一緒になつていただいて、ますます改善するやうに相当思長ぐがんばらねばならぬと思ひております。以上所懐もあわせて申し上げてお答えいたします。

○広瀬(秀)委員 国税庁長官の御高説を拝聴いたしました。そういう理想と、今度の国税通則法の制定の中で申告納税といふものが、すでに本委員会を通じて物品税法等においても全面的に申告納税方式を導入するといふやうなところになつて現れたのだと思ひます。これは各論であつても、現実の問題として、これは各論であつても、申告納税といふものが理想通りにいくなら、やはり第一義的にこれがきつめて尊重される、申告がそのまゝは認められるといふところまでいくことが理想だと思ひます。大体今日の申告納税でも、まだそこまでの理想的な姿にはいつていない。しかも、これをどうにか今の中であつていくといふことは、むしろこれは、基本的な理念においては一致するものがあるけれども、現実には私ども考えるのは、税務職員がこれほど少ないといふやうなところで、税務職員の手間を省くために、その企業について申告をさせて、そして、その調査の手間を省いていくのだ、しかし、それについての申告した数字に対しては、一体どこまで尊重をし、信頼をするのか、こういうことについては、やはり賦課課税の方式と幾らも違ふ

考え方を持つてそういう申告納税制度といふものを扱つていくのじゃないか、私どもとしてはそういうところに重大な疑義をはさざるを得ない。これが実態じゃないか。申告納税制度といふものがとられることは、理念的には私どももこれは反対じゃない。しかしながら、現実の運用というのは、やはり税務職員の便宜のために、税務職員の賦課徴収のための第一次的な資料提出を求める程度にしかなつていないのじゃないかといふことをいろいろな面から伺うわけでありまして、先ほども申し上げたやうな更正の問題あるいは更正請求に、いろいろ詳しい理由をつけなければ出せないといふやうな条項も今度の通則法の中に入つてゐる。しかも今度決定する場合に入つてゐる。しつてははつきりすべきだといふやうなことを何も言つていない。そういうやうなところから、申告といふのは名前だけであつて、あくまでもやはり賦課徴収という考え方がそういうところにあるのじゃないかといふことを疑うわけなんです。そういう事態について、その点について御高見を拝聴したから、その点について答えていただくのもいいですが、その疑問と、今日の実態はそういうものじゃないかといふことだけ申し上げておきたいと思ひます。

それで、主税局長に質問を移します。御承知のように、税法学会の指摘にもございまして、スイスで一九四七年の六月二十三日に、連邦税基本法、いわゆるブレメンシュタイン草案といふものができて、もうすでに十四年を経過してゐる。そして国民的、非常に慎重な討論に移されて、今日

なお法律化してゐない。これはあまりにも長期過ぎて慎重に過ぎるかもしれないけれども、非常に先進的な民主主義國スイスにおいてやはりこれだけ慎重な税に対するかまをえてつてゐる。ところが、去年の夏に答申が出る、とたんにもう八月には第一次草案がばつと出るといふやうに、非常に急いで国税通則法を出してゐる。今、私どもの見解によれば、先ほども述べましたやうに、現在ある税制の中で改正すべき点は幾らでもあり、先ほど主税局長からする述べたやうな諸点は現行法を改正することによつてもこれは可能なんだ、何も国税通則法をやらなければ、これを制定しなればやれないといふ法規制の問題はないと思ひます。そういうものをやらずに、非常に問題の多い通則法を制定するといふところに一挙に持ち込もうといふこのねらいといふものは、やはり何かあるのじゃないか。それで一方において、これは一つの側面ですけれども、税務職員の定員の問題、それから税収の額の問題、そういうところに相対今日でも無理がある。その無理を合法化するやうな底流といふやうなものがこの通則法にあるのではないかと、いふやうなことを私どもとしては疑わざるを得ないわけだし、また一般納税大衆の不安といふものもそういうところにあるわけなんです。

従つて、これはどう無理をして出す理由といふものは乏しい。その点について——スイスの問題は今日十四年間を経過してなおかつ、国民の判断、結論といふものが出ていないで、これが法制化されてないわけでありまして、こういうやうな慎重な態度といふも

の、この半分でもいいから、あるいは二年なり三年なりの日を費して、大蔵省の国税通則法についての考えはこうなんだというのを天下に発表して、そうして少なくとも二年や三年は、あらゆる方面において討論を通じて練り練って、あらゆる意見を吸収して出してくる。また、その間におけるいろいろな判例なり学説なりのごときものもこれを中心にして出る、そういうような形の中で、ほんとうに国民が納得し、了解されるような出し方というものをやはりすべきじゃなかったか、こういうふうに思うのですが、一体、スイスがそこまで長い期間かけてやっていたという現状について大蔵省はどんなふうに分析されているのか。大蔵省が非常に短時間の間に法案を作成して出したこの考え方について、スイスの場合と比較検討しながら、一つその点についての御見解を承りたいと思います。

○村山政府委員 われわれはここに通則法を検討するにあたりまして、できるだけ外国の制度も調べてみました。しかし、何分にも外国のこととてございしますので十分にはわかりません。通則規定を持つておりますのは、アメリカ、西ドイツ、フランス等ではございします。それぞれがそれぞれの規定を持つております。スイスにおいては検討中だということはお聞きしております。ただ税法は、御案内のように一国の経済の発達、それからその上に積み重ねられた税務行政の積み重ねの上に出るわけでございます。なかなか一挙に抽象的にこれがいかにという事で単にいかないということは、今度政府が、答申にもかかわらず、将来事柄の熟す

るのを待ったというのその辺にございまして、やはり通則法にいたしまして各税法にいたしまして、公平の論理、それと実務上の最後の見直し、この両方をもつてやっていたかざるを得ないと思つてございします。そういう意味で、各国の税法は一応の参考にとどまるわけにございします。

非常に早急に出したのじゃないか、こういうお話でございしますが、実はこの通則法の問題は、戦前から日本の租税体系ではつきりしない点が多いという点があり、あつて研究されておつたところでございます。ただ、戦中戦後を通じて参りまして、根本的な改正をやつて参りまして、戦前から戦後の研究に研究を重ねて参つたわけでございます。去る昭和三十三年の五月十九日に、今度は初めて三年間の調査期間を持つた税制調査会が発足いたしました。毎年々々の改正ではなくて、税法の体系的整備に關していかなる改善策があるか、こういう諮問を受けたのでございします。まさしくこの国税通則法は、その実定規定と相並んで、この答申にこたへるための、一つの諮問事項に合致する事項であつたわけでありまして、自來われわれといたしましては、関係の方々にお集まりいたしまして、問題点について検討を續けていたございまして、先ほどお話しのように昨年の七月答申を見たわけにございしますが、この間數十回にわたつて検討に検討を重ねていたわけにございします。この答申が出ましたあと、この答申自体は何分にも、各界の経験者あるいは学識者でございしますが、非常に広範な問題を含ん

でございまして、それだけになるほど示唆には當んでございまして、研究には値しますけれども、今直ちに実施するといふことについては、政府の立場でいろいろ考へねばならぬ点がございまして、検討の結果、この際としては時期尚早として見送るべきものを見送る、こういうふうにいいたしまして、結論の出ました分を取りまとめ今度提案いたしましたわけにございします。しかもこの提案にあたりましては、答申のうちこれこれの事項についてはこれこれの理由によつて今回は制定を見合わせますといふことを、調査会に、一々確かめてございします。調査会に、こういう理由でこの点は落とさざるを得ませんといふことを申し上げまして、実は調査会の方の了解も得ているわけにございします。そういうわけにございまして、われわれといたしましては決して早急の間にとつたわけでもございしませんし、また今度のものをもちましては国

税通則法の体をなさないといふふうには一つも考へていないわけにございします。中身をござらんになつていただいては、もわかるように、従来問題になつておる法律的な問題につきましては、できるだけこの中でもつて明快にしたつもりにございします。それから諸手続の規定で、理由なくして不統一だと思はれる点につきましては、この点を検討いたしまして、できるだけ統一したつもりにございします。また現状から見れば納税者に重きに失すると思はれる点につきましては、思い切つて各方面にわたつてその改善を加えてございします。そういう意味でございします。これが早過ぎるとかなんとかいふ問題ではないであらうといふふうに考へておるわけ

でございまして、先ほど申し上げました通り、この通則法は今後日本の租税体系をわかりやすいものにする、納税者に理解しやすいようにするといふ意味におきましては、ぜひとも打たねばならぬ布石だと考へておるわけにございします。

○広瀬(秀)委員 大体各諸外国の例等も十分参考をしたものでありますが、主として参考をしたのが一九四三年のドイツの租税調整法第一条、ナチ・ドイツのものがかなりのウェイトを持つて参照されたのじゃないか、税制調査会の審議の過程でもそういうことがあつたといふことを私どもは聞いておるわけにございします。しかもこの第一次草案の「国税の課税に關する法律の解釈及び課税要件となる事実の判断について、その法律の目的に從ひ、國民の税負担の公平を図るよう、これらの經濟的意義及び實質に即して行なわなければならない。」というように第一次草案が書かれておつたわけにございします。この点は今回はたな上げにはなりませんでしたけれども、今申し上げたドイツの租税調整法の第一条に書かれておるものと非常に似通つた書き方がなされておるわけにございします。このようなものがもし入るとすれば、これは大へんなことだと私どもは考へたわけにございしますが、しかし大蔵省がこの答申を受けてまづ先に作つたものといふのは、やはり私どもはこれを無視することはできないわけにございします。見のがすことにはできないわけにございします。やはり大蔵省の基本になる考え方といふものは、そういうもののだといふことをわれわれに推測させるに十分だからであります。それ

が非常にナチの租税調整法第一条といふものに似ているわけにございします。「租税法の解釈にあつては、國民の「國民の租税の目的及び經濟的意義」といふものはちゃんと入つておるわけにございします。「要件事実の認定について、前二項と同じである。」というように書き方がなされておる。これがそのまゝ第一次草案の三条の實質課税の原則といふことに移されておるといふところに、私どもはアメリカのも調べました、フランスのも、西ドイツのも調べましたといふ中で、やはり権力徴税の最たるものであるナチ・ドイツ時代における税法といふものが参照されたのじゃないか。しかもそれが一部第一次草案の中にそういう形で入つてきた。たな上げされても、やがてこれと同じようなものが、やはりたな上げされた五つの重要項目すべてにわたつて同じような考へで、第一次草案に書かれたたな上げの答申を受けて、すぐ作業に取りかかつて一応書き上げた、そういうものにこれが現われているとするならば、やがてまたこれと同じような形で出てくるのじゃないかといふことが最大の心配の種なんです。これらについても、先ほど申し上げた主税局長が答へましたこの五つの項目について、特に税制調査会の審議を通じてナチ時代の法律が非常に参照されたといふ経過の問題についても答へていたございします。それからこの五つの項目をたな上げたものについて将来どういふふうに考へておられるのか、この点について答へていただきたいと思います。

○村山政府委員 実質課税の原則の問題

問題が、税制調査会において活発に論議されたことは事実であります。実質課税の問題でございますが、これは課税の公平を期するという意味におきましては、課税の公平の実態は何かと申しますと、これは経済的な負担の問題でございます。経済的な負担力と経済的負担、この関係において公平でなければならぬ、これがやはり租税の理念であらうと思ふわけでありまして、そういう意味で、現行法でも、この実質課税の原則を具現したといわれる規定はたくさんあるわけでございます。典型的な例を申し上げますと、たとえば信託につきましても、これは法律上は受託者が所有権者でございます。従いまして、民法の形式をそのままとするならば、すべて受託者課税になるわけでございます。しかしあくまでもこの経済的利益は、信託報酬といいたしまして委託者が受けるわけでございますから、課税上は委託者がその信託財産を所有してあるものと見て課税いたしませんと、課税の公平を貫徹いたしません。またいわゆる譲渡担保という問題がございます。担保のために譲渡しておる。これは担保目的のために形式だけ譲渡しているわけでございます。もし納税者が滞納した場合に、これにかかっていないということになりますと、これまた徴収の方の公平という問題からゆゆしい問題になるわけでございます。これらにつきましても、それぞれ手を打ってあるわけでございます。そういう場合には、それぞれの実質に從つて課税するといふ趣旨の規定が、所得税法なりあるいは法人税法の中にあります。同じよう

に、所得税法の三条の二のところに、法律上の権利の帰属者と認められる者と実際の収益の享受者が違ふ場合には、その収益の帰属する者に対して課税するといつてゐるのも、またこれにほかならぬわけでございます。また実際の取り扱いにおきましても、譲渡担保をした場合に、その譲渡担保の目的のために機械を移したという場合に、譲渡所得税を課税してはまずいわけでございます。そういう意味で、税の公平の理念からいいたしまして、当然ある程度経済的な実質に從つて課税するといふことは、課税の公平上はからるべきものだと思うわけでございます。問題は、それを一般的に規定するかどうかということが論議になつたわけでございます。一々追つかけていくのは大へなことであるから、一般の規定を置くことについてはどうかということが調査会の論議の対象になつたわけでございます。その点に關する限り、一番はつきりしておるのが、今のドイツの租税調整法の規定であるといふことで、その点について参考になつたにすぎません。ドイツの調整法は、御案内のように、ナチ時代にできまして、これは終戦後根本的な改定を経た今日に至つておるわけでございます。こういうものを一応の参考にしてみたわけでございます。私はその第一次草案なるものを知りませんが、あるいはその途中中、これを法文化すればどんな形になるかといふことで、一応法文の形にしてみても、その上でどんな弊害が生ずるか、こういうふうな論議として考へてみたのだらうと思ふのであります。その場合、われわれが今度これを時期尚早だと申し上げましたの

は、入れましても、その限界をめぐつて非常なトラブルが起きてくるという問題がございます。現行の実質課税の原則でもその限界がどこにあるかという問題は、御案内のように、判例その他でもつて非常に争われております。いわゆる意思の虚偽表示による取引といふものと、それから実質課税といふものが、どの分野でどう動くか、この問題についても非常に問題があるわけでございます。ある者は、虚偽表示と認められるものについて実質課税の規定が働くといい、それは実質課税の規定を要さないといい、また要さないと云つた場合の実質課税の適用の限界につきましても、学説、判例いろいろあるわけでございます。現行のままに置きましても、もとよりこの問題は事柄のむずかしさのために問題があると思ひますが、これを置くことによつてどういふことになるかという問題を考えますと、これはまたこの規定があるゆゑに、その限界はさらに一その将来の問題となつてやがましい問題になるであらうと考へるわけでございます。この点は今の租税回避の禁止についても同様であります。そのときいろいろ議論をなす人がいまして、民法でも昔は権利の乱用の規定は何もなかった、あるいは信義誠実の原則といふものはなかつた、しかし一たん民法においてその権利乱用の一般規定なりあるいは信義誠実の原則が出ますと、それはそれとして、裁判所においていろいろな判例の積み重ねがある、そういう意味では、それは置いた方が将来の立法上、将来の判例を固める方において日本のために非常にプラスになるのだ、こういう御意見もあつたわけでございます。

す。しかし何分にも税といふものは国民の権利義務に非常に関係する問題でございます。まして、それがかりにそういう意味では利益になるにいたしまして、制定当時非常にあまいな問題を残すといふことになつてしまつて、これはまたその角度から批判されねばならぬ、こういうふうな考へをしまして、なおこの問題は将来の判例、学説が、大体こういうものが実質課税の原則であるといふことについて、おおよその趣意が見定められるまでは、まだ日本としては定めることは尚早ではなからうか、こういう意味では了したわけでございます。先ほどおつしやいましたドイツの租税調整法といふのは、そういう意味で、その点に關する規定としては代表的の規定でありますので一応の参考にした、こういうことにすぎません。この通則法全体がドイツのものをまねたとか、あるいはアメリカのものをまねたといふことはございせん。これはあくまでも日本の税法の現実の基礎の上に立つて、当面の現実の問題を考へまして、その上で考へられたことでございます。もちろん各国の諸制度はそれぞれなりに一応は参考にしたし

したが、基本的な考へ方といつたしましては、日本の現状、現在の税務執行の状況、現在の法制の整備の状況、こういう基礎の上に立つて今度の提案をいたしておるわけでございます。

○広瀬秀委員 理事さんの方から十二時三十分で終わつてもらいたいという要請がありましたので、質問を午後二時に持ち越しまして、午前中の分は一応これで終わりたいと思ひます。午後また再開と同時に一つ続けさせていたただきたいと思ひます。

○毛利委員代理 この際午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十六分休憩

午後二時十一分開議

○小川委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

国稅通則法案及び國稅通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律案の兩案を一括して議題といたします。

兩案に對しまして、毛利松平君外二十五名よりそれぞれ修正案が提出されております。

国稅通則法案に対する修正案

国稅通則法案の一部を次のように修正する。

- 目次中
- 第一節 通則(第一條-第三條)
 - 第二節 國稅の納付義務の承継等(第四條-第七條)
 - 第三節 期間及び期限(第八條-第九條)
 - 第四節 送達(第十條-第十二條)
 - 第五節 人格のない社団等(第十三條-第十四條)
- 通則(第一條-第四條)
- 國稅の納付義務の承継等(第五條-第九條)
- 期間及び期限(第十條-第十二條)
- 送達(第十三條-第十四條)

第一章第五節を削り、第十二條第一項中「第十條」を「第十二條」に改め、同条を第十四條とし、第十一條を第十三條とし、第十條第三項中

「第十二条」を「第十四条」に改め、同条を第十二条とする。

第一章第三節中第九條を第十一條とし、第八條を第十條とし、第一章第二節中第七條を第九條とし、第六條を第八條とし、第五條を第六條とし、同条の次に次の一條を加える。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

第七條 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徴収されるべき国税その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税を納める義務を承継する。

第四條を第五條とし、第一章第一節中第三條を第四條とし、第二條の次に次の一條を加える。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三條 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対する修正案
国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中 「第一章 国税に関する法律の一部改正(第一條第二十九條)」を第二章 「第二章 国税に関する法律の一部改正(第一條第三十一條)」とし、第二章 国税に関する法律の一部改正(第一條第三十一條)に改める。

第一條のうちに、第一條、第五條、第六條、第九條及び第九條の二の改正に関する部分を削る。

第一條のうちに、第十條の三、第十五條、第十七條及び第十八條の改正に関する部分中、第十五條第三項及び第四項、第十七條第一項並びに第十八條第四項を削る。

第一條のうちに、第二十九條の改正に関する部分中「加え、同条第七項及び第八項中「第八項」を「第七項」に改める」を加えるに改める。

第一條のうちに、第四十一條の改正に関する部分中「第三項中「第八項」を「第七項」に改め、同条」を削る。

第一條のうちに、第六十一條の改正に関する部分を削る。

第一條のうちに、第六十五條第一項の改正に関する部分中「第三号中「第八項」を「第七項」に改め、同項」を削る。

第一條のうちに、第七十二條の改正に関する部分を削る。

第二條のうちに、第一條の改正に関する部分中「第二項中「定があり、かつ」を「定めがあるものについては、国税通則法第十三條の規定にかかわらず」に、は、法人とみなして」を「に限り、前項の法人とみなして」に改め、同条」を削る。

第二條のうちに、第十八條第一項ただし書及び第二十一條第一項ただし書の改正に関する部分中「第九條」を「第十一條」に改める。

第三條のうちに、第六十六條の改正に関する部分を次のように改める。

第七十一條第一項中「(管理者の定めのある人格のない社団又は財団の管理者を含む)」を削り、同条第二項を削る。

第六條のうちに、第二十六條の改正に関する部分を削る。

第七條のうちに、第十三條の改正に関する部分の次に次のように加える。

第十五條第一項中「(法人ニ非ザル社団又ハ財団ニシテ管理人ノ定アルモノノ管理人ヲ含ム)」を削り、同条第二項を削る。

第八條のうちに、第三十九條の改正に関する部分を削る。

第九條のうちに、第三十一條の改正に関する部分を削る。

第十條のうちに、第十七條の改正に関する部分を削る。

第十一條のうちに、第十二條の改正に関する部分を削る。

第十二條のうちに、第二十條及び第二十一條の改正に関する部分を次のように改める。

の定めのある法人でない社団又は財団で、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有するもの又は同法の施行地外に本店若しくは主たる事務所を有するものを含む」を「法人をいう」に改め、同項を削る。

第十九條のうちに、第三條の改正に関する部分を削る。

第二十條のうちに、第十二條第四項及び第五項の改正に関する部分を次のように改める。

第十一條第四項を削り、同条第五項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十六條のうちに、第三條から第七條までの改正に関する部分を次のように改める。

第三條を次のように改める。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三條 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

第四條から第七條までを次のように改める。

第四條から第七條までを削除

第二十六條のうちに、第四十一條の改正に関する部分中「中「人格のない社団等」を「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削る。

第二十九條のうちに、附則第四條の改正に関する部分中「同条第九項」を「同条第八項」に削る。

第二十九條のうちに、附則第八條の改正に関する部分を削る。

第三十五條のうちに、第百八十九條の二第六項の改正に関する部分中「第十條及び第十二條」を「第十二條及び第十四條」に改める。

第三十六條のうちに、第二十四條の改正に関する部分中「第十條及び第十二條」を「第十二條及び第十四條」に改める。

第三十七條のうちに、第四十三條第七項の改正規定中「第十條」を「第十二條」に、「第十二條」を「第十四條」に改める。

第三十九條を第四十一條とし、第三十條から第三十八條までを二条ずつ繰り下げ、第一章中第二十九條を第三十一條とし、第二十五條から第二十八條までを二条ずつ繰り下げ、第二十二條及び第二十四條を削り、第二十二條を第二十六條とし、第二十一條から第二十一條までを四条ずつ繰り下げ、第十條の次に次の四條を加える。

(酒税法の一部改正)

第十一條 酒税法(昭和二十八年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第六十二條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第十二條 物品税法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

第四十七條第一項中「(法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。が」に改め、同項」を削り、同条第二項を削る。

(トランプ類税法の一部改正)
第十三条 トランプ類税法(昭和三十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。」を削り、同条第二項を削る。

(入場税法の一部改正)

第十四条 入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「法人でない社団又は財団で管理人の定めがあるものの管理人を含む。」を削り、同条第二項を削る。

附則第二十条中「第三十一条、第三十五条及び第三十六条」を「第三十三条、第三十七条及び第三十八条」に、「第三十八条」を「第四十条」に改める。

○小川委員長 この際、提出者の趣旨説明を求めます。毛利松平君。

○毛利委員 ただいま議題となりまして本院二十五名提出にかかる国税通則法案及び国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案に対する修正案について提案の理由を御説明いたします。

御承知のように国税通則法の政府原案は、同法の制定に関する税制調査会の答申に基づいて提案されているのでありますが、答申事項のうち、実質課税の原則に関する規定等、若干の項目につきましては、なお将来の慎重な検討にゆだねることとして、その制度化ははかられていないのであります。これは国税通則法制定の趣旨についての誤解を解く意味においても妥当な処置

であると考えるのでありますが、同様な観点から見ました場合には、いわゆる人格のない社団等に関する規定についても現行の課税関係に変革を加えるがごとき規定の仕方はこれを避けることとするのが適当であると考えます。

従いまして、政府原案のうち、この部分につきましては、国税通則法には、現行の各税法の規定のうち、共通事項が国税通則法に移されることに伴う規定の整備にとどめるとともに、各税法における当該規定も現行通りとするように修正しようとするものであります。

本修正案の案文は、すでにお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

その修正のおもな内容は次の二点であります。

まず第一は、国税通則法についての修正であります。すなわち、政府原案においては、人格のない社団等は、国税に関する法律の規定の適用については法人とみなしておりましたが、これを国税通則法の規定の適用については法人とみなすと改めようとするものであります。

次の第二は、国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案についての修正であります。すなわち、現在国会において審議中の酒税法改正法案等の間接税改正法案、並びにすでに国会を通過した通行税法改正法案及び印紙税法改正法案の規定の中から人格のない社団等についての両罰規定を削除しようとするものであります。

以上が、両案に対する修正案の趣旨及び内容の概要であります。何とぞす

みやかに御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○小川委員長 修正案の趣旨説明は終りました。

○小川委員長 各案を一括して質疑を続行いたします。広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 ただいま毛利委員から国税通則法案についての修正案が提案をされておるわけでありますが、このように中途において非常に重要な部分について修正をされなければならぬという形は、国税通則法案というものは、やはり先ほどから私が申し上げておりますように、非常に何らかの特定の意図というものを底に持ちながら急いで出したというのをやはり疑わせますに十分であります。しかも今度の法律案の出し方について、現行法を幾分でも改善する部分も確かにある。そういうものと、今申し上げた底流になっている権力微視の強化、これを抱き合せて出して出しているという状態が出ているわけでありまして、しかも今度の各税法の一部改正と、それから国税通則法の制定の問題、これをからめてみてみますと、本来ならば現行法の改正という部分と、通則法という新しい法律の改正の部分とが非常に密接な関係を持つています。それを一挙に通さなければ意味のないようなものを、国税通則法を最初から国会が通るものだというような予定をいたしまして、すべて

の税法の一部改正案を、全部それとの関連を持たせた改正をやつてきています。こういう出し方というものはやはり国会の審議権に対する大威嚇のきわめて独善的な態度ではなからうかと思われかけておるわけで、まず現行の法律

の一部改正をやつて、そうしてその上でそれらのいい部分を国税通則法の中にやがてはめてくる、こういう段取りを踏んだやり方というものが当然適當なやり方だと思ふ。

そこでこの前も入場税法等において問題になりましたごとく、法人格なき社団、財団の問題等もございましたように、国税通則法がもし通らぬとすれば、この法律部分は動かないのだ、読めないので、こういうような答弁をなさつておるわけです。そういうようなからめ合いにおいて法律を提案され、しかも税法全体を通じて非常に大きな意義を持ち、しかも重大な役割を果たす国税通則法というものをそういう形で出してきたということは、非常に問題だらうと思ふ。この点二大威嚇としまして、今私が言つたような段取りを踏むのが當然だらうと思ふのですが、そのようなことをしないで現在のようにな姿で一緒に出してきかたという出し方について、国会の審議権との関係においてどういふ工合に考えられておるか、この点をはつきり承つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 各税法、これはすべての税法を通じてでございますが、やはり税の公平を実現するというためには、政府においてそれぞれ適當な権限を持たないとなかなかむずかしいこととございまして、従いまして、その課税の公平をはかるに必要なる権限をそれぞれに日本の場合他国に比べて権力的であるとは私は考へておりません。ただ、今度の通則法ではそれらの権限につきまして、さらに納税者の利益という観点から適當な調整を加えて提案し

たつもりでございます。広瀬先生のお話で、これを各税法でまず直しておいて、そうして時期を見て国税通則法にしたらどうかというお話でございます。われわれの考えでは、実はそれでは今の税法において難解複雑なものをわかりやすいものにするという意味は達成できませんので、事柄としては私は同じことだと思ふのでございまして、案を見ていただいてもおわかりになりますように、非常に基本的な法律関係あるいは手続関係でございます。先ほど申しましたように、特に権限を強化したという部分はございません。むしろ納税者の利益の側に立つてある程度の調整をしているという点でございまして、それ以外はその法律にまづめたと内容でございます。形の上から申しますと、この方がおそらく納税者あるいは国民の方々にははるかにわかりやすからう、そうでありまして、第一、条文の数からいいたしまして二百七十条くらい違ひわけでありまして、それから体系の上からいいたしまして、この方がわかりやすいであらう、将来納税者の方々あるいは国民の方々、今度ではでき上がった国税通則法これ自体を問題にされて、ここはこうすべきである、ここはこうすべきであるという新しい批判も起こしやすくなる、事柄からいいますと、わざわざ各税法で同じ条文を設けて、時を待つてまた国税通則法を制定するというのは、かえつて目的に合わないのではないかというふうには実は私自身は感じておるわけでございまして、

それからただいまの人格なき社団の問題でございまして、われわれとい

しましては、これは全く形式的の整備である、罰則に関して人格なき社団に關する規定を欠いておりますから、ほんとうに整備という意味においてそれは入れるべきである、こういうことで提案しているわけでございまして、それ以上のものではございません。

○広瀬(秀)委員　それならば実質課税の原則であるとか、あるいは記載義務の強制であるとか、あるいは資料提出義務に対する過怠税の問題であるとか、いわゆる五項目等につきまして、将来これはもう出さない、国税通則法の中には盛り込まない、こういうようなことがなければ、やはりあの問題が税制調査会からも答申があり、しかもその答申自体も、中山税制調査会長もここで率直に言われておるように、国税通則法についての答申については、私も実はほんとうに弱い、わからないというふうなことで言われておるわけです。やはりその問題点といふものは中山先生もよくとらえられておつて、そういう率直な発言をされておつた、こういうふうな点から見ましても、その問題になつた点は国税通則法の中にはもう入れないという気持なつたんだ、こういうことが言われるならば、額面通り私どもも、もちろん納税者の側に立つて納税者の利益に重点を置いた通則法の制定だということにある程度了解がいくわけなんですけれども、そういうものはやはり将来の検討に残されておる。とにかく国税通則法という器ができてしまえば、あとほどうにでも中身は盛り込めるのだという懸念というものが、この五項目については何としても残つておるわけです。

従つてそういう約束が一体できるのかどうか、それに対する対処の仕方、考え方をこの際明らかにしてもらいたい。国税通則法をとにかく作りたい、それだけ重要な部分を抜いておいて、とにかくこれを通さなくてはならぬのか。私どもの見解では、さつきから何回も繰り返すように、現行法を改正すれば当面は足りるのだという立場でいるわけなんです、それに対して国税通則法をこの際どうしても通さなければならぬということには、何としても私ども疑いの念を晴らすわけにいかない。それはやはりその五項目というものがひっかかりになっておる。将来の検討にゆだねられておるとはいふものの、器だけとにかく作っておけば、あとは少しずつ中身を入れていけばいいのだ、こういう気持がどうしてもあるだろうということを推測するから、私どももひっかかっておるわけです。また大衆もそこに危機を抱いて、これだけ大きな反対の機運も盛り上がってきたわけで、この点についてわれわれが安心できるような方針が示されるかどうか、この点を伺ひたいします。

○村山政府委員　今度提案しました国税通則法は、われわれの考えとしては、それ自体、自足的なものであつて、これだけで今通した方がいいという意味の緊急性は十分持つておると思うわけで、先ほど述べた通りであります。省略いたしました五項目を将来出さないことにするかどうかという問題でございますが、形式的に申し上げますと、将来の問題は私この立場で申し上げるわけには参りません。ただ私個人の観測といたしまして、今度提案を見合はせました理由から考えますと相当

むずかしい。むずかしいと申しますか、判例とか問題によりましては、判例、学説がもう少し固まらないと無理ではないかという事柄の問題はございます。そういう学説、判例が今までの通性をもつてしますとなかなかむずかしいのではなからうか、固まるまでには相当の時日を要するのではなからうかという個人的な観測はございます。それからまた守秘義務との関係等につきましても、これまた非常に広範な問題を含んでおりまして、税務だけで先行できるかどうか。これは刑法の問題もありましようし、あらゆる問題がございます。そういう広範な研究を遂げた上でないとなかなかこの結論は出ないであらうと考えます。

記帳義務の問題にいたしました。これは記帳慣習の成熟を待たねばならぬ問題だろーと思ひます。そういう意味で、この記帳慣習の成熟が急速に望まれるかどろーか、これは全く今後の見通しにかかる問題がございしますが、そり頭で割り切つて、これはいいことだろーからやろーという事柄では直ちにはないだろーと思ひます。やはり税法の問題でございしますので、一方においては公平という論理あるいはそれが能率的であるという論理もございしますが、同時に一般の学説なり判例あるいは記帳慣習がどの程度まできた、ひいては納税者の方々のその納税に対する意識がどこまでできてゐるか、こういう問題も同時にあわせ考えねばならぬ問題でございします。そういう意味で個人的の観測を申しますと、そり早急にはこの問題について結論が出るということはむずかしいのではなからうかというふりに考へるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 当たらずささらずの答弁をされているわけでありますが、とにかく今度の国税通則法を見ましても、確かに加算税の面などにおける一部の税収というようなこと、あるいは先ほど村山さんからも答弁がありましたように、争訟手続等あるいは不服申し立て等についても、手続面での若干の改善というようなことはある。しかしながらこの国税通則法ができるならば、憲法で定められた義務として、ほんとうに喜んでその義務を果たそうというような気持ちで国民をさせていかなければならない。国税通則法が制定される意味というものは、そういうところにも大きく一つあると私は思うので、国民がより一そう喜んで納税に協力できるようなものでなければならぬだろうというふうに思うわけです。そこで税法学会でもこの権力主義を排除すべきだということをいわれておるわけですが、その一つとして裁量処分の限界及び基準を設定する必要があるのではないかとということ、それから課税処分中の合法性というものをこの通則法の中に明示をする、あるいは信義誠実の原則に反する税務行政処分は違法であるということを書く、あるいは納税義務の発生、変更、消滅に關する規定の擴張解釈やあるいは縮小解釈、類推解釈などを禁止する、こういうようなことなどをあげておられるわけでありますが、今日の税法の中に、遺憾ながらこういう権力主義を排除して、民主的な憲法の大原則である民主主義というものが税法上に明示されている規定というものはほとんどないわけであります。しかも今度国税通則法を作られ、

納税者の側に立つというならば、やはりこゝういふ憲法における民主主義の要請を今申し上げたやうな形で書くことは、最低限度の税法における民主主義の要請にこたえる立場ではないかと思う。今日の各税法を通じてもこゝういふものがないといふところに、税務職員が行き過ぎた質問検査権が行使をされたり、あるいはいろいろな処分が通達等でもいいかげんにやられたり、租税法定主義をくずすやうな形でやられたり、しかも、手続の不備等もあって、泣き寝入りになる。そしてまた、どういふ処分をされても、結局はあとがこわいといふことで、その処分に従わなければならぬといふやうな実態が今日あるわけです。だから、こゝういふ規定こそ、通則法を真に国民の通則法、納税者の立場に立つた通則法にするためには、少なくともこゝういふ最低限の要求を満たすやうな規定を通則法の中に盛り込むべきじゃないか、このように思うのですが、そゝういふ点についての御見解を承りたいと思います。

○村山政府委員　ただいまお話しになりました、たとえば税法学会の問題で申しますと、裁量処分の限界とか基準の設定、これは租税法に関する裁量を何々できるという形でいっておりますけれども、これが法規裁量であるといふことは、言わずして当然のことだろうと思ふのであります、一々言うことがおかしいのだらうと思います。やはり憲法上明示してあるその精神からいいますと、当然それは法規裁量だと思ひます。課税処分の合法性の明示、これは租税法定主義でございます。当然のことでございますして、憲法がそのことをうたつておるわけでございます。

います。さればこそ法律で一々書いて
いるわけでございます。違法の処分が
あつてはならぬわけでございます。あ
りましたら、それそれであつたと思ふ方
については救済手続が開かれてはいるわ
けでございます。納税義務の発生、変
更、消滅に関する規定、これが従来
はつきりしておりませんから、通則法
においてはつきり書きましよう、こ
にいうところの拡張解釈も、縮小解釈
も、類推解釈も許さないようにするた
めに、はつきりいたしたい、その案の
妥当性において検討していただきます
い、こゝろでございます。信義
誠実に関する原則、これは何を言つて
いるか、実はよくわかりませんが、実
質課税の原則にいたしまして、何に
いたしまして、あまり一般的な抽象
的規定を税法の中に設けるといふこと
はどんなものであらうかという問題で
ございます。これは実質課税の問題に
ついて、その点が問題になつてはいる
わけでございます。この規定を見ない
とわかりませんが、どういふことを意
図されて、どういふ条文を書こうとさ
れるかわかりませんが、一般的に申し
ますと、あまり抽象的なものを税法で
書くことは、かえつて税法の法秩序の
上で危険性があるといふふうに考へる
わけでございます。そういう意味で、
ここに書いてあることは、おそらくそ
の精神においてはほとんど現行法に盛
られていてのことであらうといふふう
に考へるわけでございます。

でございますか。これを制限する、あ
るいはまた裁量処分はこゝろ基準に
従つて行なわれなければならぬのだ
といふように、積極的に書いてある規
定がありますか。

問題といたしまして、これに関する加
算税の免除の規定、八十四ページをお
開き願いますと、六十三条ございま
すが、四十六条の一項、それから二項
の一号、二号、今の災害にかつた場
合、あるいは本人が病氣になつた、あ
るいは負傷した、こゝろ事由で猶予
する場合には無条件免除だ、こゝろい
ふに書いてあるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

れについての裁判所における争ひの段
階でも、国税庁はこれを裁判の証拠と
してすら出すことを拒んだ、こゝろい
ふような現実もあるわけでありませ
う。こゝろのものについて、これがはたして
民主的なやり方であるかどうか、こゝ
ろいふような点について見解を伺いた
いと思ふ。

○村山政府委員 これは至るところに
ございませう。たとえば今度の通則法で
出しました徴収猶予の延滞税の免除に
関するところで、第一項それから第二
項は無条件免除になつております。条
文で申しますと、今の徴収猶予のこ
ろでございますと、四十六条に書いて
ございませう。「税務署長は、次の各号
の一に該当する事実がある場合には、
納税を猶予することができるといふこ
とで、要件は法律事項ですからみんな
縛つておりました。「税務署長は、次
の各号の一に該当する事実がある場合
において、その該当する事実に基づ
き、納税者がその国税を一時に納付す
ることができないと認められるときは
は、その納付することができないと認
められる金額を限度として、納税者の
申請に基づき、一年以内の期間を限
り、その納税を猶予することができ
る。」こゝろありまして、それぞれ一
号から五号までその事由が書いてある
わけでございます。「納税者がその財産
につき、震災、風水害、落雷、火災等
の他の災害を受け、又は盗難にかつた
こと。」こゝろいふに事由が一々書
いてございませう。一時に納付すること
ができないうちからいふのは、これ
は事実問題でございませうので、それ
ぞれその事実の問題として処理せざる
を得ないことでございますが、要件な
らう、それからどういふ場合にできるか
といふことは、こゝろのようにすべて条件
を明確にしてございませう。同じような

問題といたしまして、これに関する加
算税の免除の規定、八十四ページをお
開き願いますと、六十三条ございま
すが、四十六条の一項、それから二項
の一号、二号、今の災害にかつた場
合、あるいは本人が病氣になつた、あ
るいは負傷した、こゝろ事由で猶予
する場合には無条件免除だ、こゝろい
ふに書いてあるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

れについての裁判所における争ひの段
階でも、国税庁はこれを裁判の証拠と
してすら出すことを拒んだ、こゝろい
ふような現実もあるわけでありませ
う。こゝろのものについて、これがはたして
民主的なやり方であるかどうか、こゝ
ろいふような点について見解を伺いた
いと思ふ。

○原政府委員 御指摘の通り、税に関
しましては、法令だけでなく、通達と
いふものが相当こゝろに上つており
ます。しかし通達が一般の目に触れな
いようになつてはいるといふ点につ
いては、こゝろではないのであつて、大部分の
通達は公開通達として天下に公開い
してあります。これは、こゝろでちよつ
と申し上げるならば、日本の税務行政
ないし税に関する全般の制度が非常に
民主的であるといふ大きな柱の一つだ
と思ひます。戦前はその点について公
開度は相当低かつたこと記憶してあり
ます。しかし戦後、やはり税はみんなが
オープンにルールを知つてやるといふ
方向に行こうじゃないか、そしてルー
ルについてはいろいろ議論も出るだろ
う、その議論をオープンに出すように
といふようなことも、課税を合理的に
やること、また公平にやることとい
ふ見地から必要であるといふ考へが
出て参りました。昭和二十五年の税制改正
を契機として、通達といふものを
相当詳細に定め、かつこれを天下に公
表するといふ態度をとつて参つてお
ります。ただしこれは通達全部ではござ
いませう。通達の中にも、仕事のやり
方についての通達、これはそれぞれ、
いろいろな商売にしまして、あるいは
家庭にしまして、やり方について
すべてを天下に言ひふらすといふこと

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

れについての裁判所における争ひの段
階でも、国税庁はこれを裁判の証拠と
してすら出すことを拒んだ、こゝろい
ふような現実もあるわけでありませ
う。こゝろのものについて、これがはたして
民主的なやり方であるかどうか、こゝ
ろいふような点について見解を伺いた
いと思ふ。

○廣瀬(秀)委員 今申し上げたような
裁量処分の限界及び基準といふような
問題等につきましても、この裁量処分
の限界といふようなものについて、具
体的にどういふ規定がそれでは現行法

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

で、その軽減又は免除がされたとき、
ほかの方が免除されたような場合は、
こちらをいたします。それから二号に
いきまして、「納税者の事業又は生活
の状況によりその延滞税の納付を困難
とするやむを得ない理由があると認め
られたとき、これは事業とか生活の状
況から判定いたします。こゝろいふこと
でございます。これを見てもわかりま
すように、徴収の猶予の方は期間の延
長を定めまして、最長三年二月月ぐら
いまでいけることになつております。
その場合に、ある事由に該当する場合
には無条件免除、それからそうでな
い、ただ金銀りの関係でむずかしいと
か、それぞれの事由はございませうけ
ども、その事業に失敗したとか、ある
いは休業等の場合におきましては、本
人の生活なり事業の状況を見て、そし
て免除することができ、こゝろいふ
うにして、一々法律でその条件を縛つ
てはいるわけでございます。

れについての裁判所における争ひの段
階でも、国税庁はこれを裁判の証拠と
してすら出すことを拒んだ、こゝろい
ふような現実もあるわけでありませ
う。こゝろのものについて、これがはたして
民主的なやり方であるかどうか、こゝ
ろいふような点について見解を伺いた
いと思ふ。

でなくて、部内の者として言うことは当然なこと、部内にとどめる通達もございませう。量的には公開通達に比べればはるかに量の少ないものであります。大部分のものは公開し、かつそれが、みんながフェアな、公平な租税関係の実現に努力しようじゃないかという体制になっておるので、これは私は世界にも誇り得る体制だといふふうに思っております。これによつて税につきましても、いろいろの議論なりというものは活発になり、自後十数年たちますが、その面での進歩があるというふうには私は自信しております。ただ後段に申しましたように、どういふものから調査しろ、一番きわどいところをいへば、この種の業態についてはいくらも脱税があるやうだ、それはこれこれこういふ方法によつて調べて、こゝろいふ点を資料をとつて調べなさい、まずその業態のうち、いついつからこの種のものを始める、いついつからこの種のものを始める、このやうなことは公開したらナンセンスのことであると思ひます。部内の人を動かすに於いて部内限りとするべき通達は当然あるものであります。ただいま出ました標準率でありますけれども、これにつきましても、私どもはこれを部内限りのものといたしてあります。その理由は、これが納税者に公開されて、しかもそれが、たとえばある八百屋さんなら八百屋さんの所得標準率が三五なら三五といふふうになりますと、それ以上で所得の割合があるという人の場合とそれ以下の人の場合とあるわけですね。あの標準率というのは、税務官吏がそれをもつて、大体平均的にはこう

である、しかし事情によつて率の多く上がる業者もあれば少ない場合もある、それらはよく見ておやりなさいというわけでありませうが、納税者の中で、それ以上に実際は所得がある人が、それが公開で、それでいくというこゝろになれば、それに悪平等で一本になつてしまふといふやうな弊害が考えられます。いづれにしても、納税者に対しては、自分の所得は自分の業種においてこれこれの率以上には出す必要はないといふやうなことを言うていただくのは、課税の公平を保つ上においてはよろしくないといふ根本的な考え方から、これは年来税のものとしましておるのであります。その他通達では、さつき申しました特殊な、抜けてるものを調べる場合の調べ方、調査には、いろいろの方法がありますが、その種のことは当然外部には出せない。いろいろを分けて、部内通達、部外公開通達といふやうに呼んであります。要は、租税法定主義の原則に立つて、みんながルールを守りフェアにやろうという限りにおいては、日本は非常に勇敢にその線でやつておるといふふうに思ひます。一般にルールとしてお互いに守るといふものでないもの、部内の職員の使用の方、動かし方、そういうものに限りであるわけでありませう。むしろ通達の公開性といふやうなものについては、わが国は各国の中でも相当進んだ方ではないかといふふうに考へておるのであります。

○広瀬(秀)委員 標準率表のごときものを公開にできないという積極的な理由に乏しい、私はこのように思ひます。今、長官が答へられたように、あ、そういうものかといふことで、それが出ると、大体そこをみな集まつてしまふ、こゝろいふことなどはやはり納税者を信頼しない立場が一つあるだろう、それと同時に、それがあつてのことによつて、その標準率表におけるよりも所得が少ないといふやうなものをそこへ持つていく手段に当然使われておるのではないかと。秘密にされておるから、われわれはそれをつかみようがない、従つて、そういう疑問だけが残つておるといふ姿になつておると思ひます。そういうことを考へるならば、勇敢にやけり公開をする。大体税務署の考えは、こゝろいふものについて、このくらの所得があるはずだと一応推定しておるといふやうなものを出されることは、むしろ必要なことであらう。納税者の納得も得られ、またそれがやはり時勢に応じて改善をされ、適正に改正をされていくためにもやはりやけりいふことは必要だ。それを秘密にしておかなければ、どうしても徴税がうまくいかなないのだ、みんなそこにくつしまふ、非常に所得があるものもそれに合せてしまふ、そういうものは税務署で調査をすればわかることですから、実質課税の原則からいへば当然やれることだ、そういう積極的な面は残らずして、秘密主義、独善主義、権力主義といふやうなものだけが残り、こゝろいふものの中にあるんじゃないかといふことが、むしろ今日の徴税行政といふものを暗くしておる。それが、非常に国民がおそれている点になつておるのではないかと、そういうふうにも思ひます。これは絶対に、どんなことがあつても公表できない性質のものであるか、伺ひたい。

○原政府委員 先ほど申しましたように、やはり私は公開しない方が妥当であると思ひます。場合を分けて考えますと、所得税、法人税という税においては、青色申告制度というものが御案内の通りあるものであります。けさ申し上げたところとも関連しますけれども、やはり税の關係では、私納税者が自分の所得といふものについてガラス張りを出るといふやうな方向が非常に望ましい方向として一つあると思ひます。社会で国なり地方団体なりがいろいろな設備をする、そういう設備の利益を得て納税者各位も経済活動をして、そして所得を上げられるわけでありませう。所得の上げ方が多ければ多いほど、その通り社会に対する財政的な負担といふことをしていただくかなければこれは公平を欠くと思ひますので、申告納税制度といふものは、そういう高い理念に立つてできた制度だと思ひます。そこで青色申告という制度は、そういう理念を實際によりよく実現するためにあるものでありますけれども、今お話しした標準率といふやうなものも公開させて、そうしてどうなるかといふことになりませう、私先ほど申しましたやうな、それより實際には率が高い人は黙つてしまつて、低い人はおそれるやうな高くないと言つて不平を言うやうなまじやうが、非常に悪平等的なことにこれが使われるといふことは實際にきつめてあり得ることだと思ひます。そしてそれが白色の場合ですと、帳簿も十分にないといふやうなことから、標準率のウェイトが實際には相当高くなりますが、今お話ししたやうな標準率を公開して、これに悪平等的な引力が働くといふことにな

りますと、おそらく青色申告の中にも所得割合が標準率よりも高い人は、きちんと帳簿をつけて青色で出るなんというのにはかみたくないものだ、それでは白になつて標準率のなにいこゝろ、あるいは青色で帳簿をつけるにしても、基本だけ、売り上げだけをつけておいて、あとはつけないといふやうな、一種の退化運動が私は行なわれると思ひます。やはり日本の租税關係といふものをよりよいもの、理想的なものに持つていくためには、そういう標準率の生理的な欠陥といふものを十分注意して操作しないといふものはいふに思ひますので、私は、先ほど言つたように、これは公開すべきものではないといふふうに考へる次第でございます。

○広瀬(秀)委員 それではこの標準率といふものが課税処分にあたつてどういふ意味を持つておるのですか。

○原政府委員 課税いたします場合には、商売でありますれば、収入はどうか、つまり売り上げはどうか、それから諸般の経費はどうかといふやうに調べて、それを差し引いて所得を出すといふことであります。そして相当数の納税者が青色申告になつておりますから、そういう計算をやるについても納税者が協力といふか、一緒の態勢がかなりにでき上がつており、これがだんだん伸展していくものと私どもは期待しております。これが課税についての本道であります。

さて、その場合に標準率はどういふ作用を営むかといふことであります。標準率といふものは、八百屋なら八百屋業における売り上げに対して経費がどうあるか、差引所得はどの程

度のパーセンテージであるかということを中心にするものであります。これは実際の課税ケースの記録の中から、なるべく適正なサンプリングを行なつて、それによつて出ましたデータをずつと集計し、平均して出すものであります。この納税者の帳簿記載状態がいろいろございます。帳簿が全然ないという場合も白色あたりでは相当多いわけでありまして、そういうような場合には、やはり標準率というものの働きが相当強くなつて参ります。それは帳簿がないので売り上げというものをどうして確かめるか、いろいろなやり方がありますけれども、ごく通常、代表的にいわれるのは、たなおろし資産というのを見て、そしてその回転率というものを考へ、それからさらに、その商売の品物が青果商などですと、市場からの仕入れというものがあつて、場合によつて市場からの仕入れ資料が手に入りますれば、それがいい資料になります。その仕入れをもとにして、どのくらいの割掛をして売っているかというよりなことから売り上げを推定する。そして推定された売り上げから、さて経費はどうかということになるのですが、すべて帳簿がない、記録がないという段になりますと、非常にむずかしい。そこでそういう場合には、標準率というよりなものを一つのよりどころといたします。実際にはそれが店から店へいく経費が比較的どのくらいか、比較的少ない場合と、非常に大きな違いがあるわけではあります。やばりかなりの分散度合いがあります。実際には、それを精密に、帳簿が全然ないのを神様のよりに当てるわけにはいきませんか

ら、標準率の一つの引力的な作用を持つ、それは必ずしも感心したことではございませんが、そういうようなことがありますが、私どもとしては、標準率は平均のものであるから、これで一律にやることはなるべくないようにというのを教へておるわけでありまして。白色の場合には、標準率は大体そんなような形で現れてくるだろう。それから青色の場合には、青色で帳簿があるわけですから、頭から標準率を使うというよりなことはいたしておりません。ただ非常に標準率と違ふような結果が出てきた場合には、サイド・チェックの資料として標準率というものは、やはり一つの参考になるだろう。非常に経費が多い場合、あるいは少ない場合、事情を特に調べるというよりなことはあるかと思ひます。大体そんなようなことが標準率に關して通常使われる使われ方だろうと申し上げてよいかと思ひます。

○藤原(豊)委員 ちよつと今の広瀬さんの質問に關連して、国税庁長官の原さんに標準率ということをお聞きしておきたい。

今の医者の方の収入は、健康保険と国民健康保険と生活保護で、ほとんど国民皆保険の關係上全部それに入つておるわけなんです。ところが今度医者の徴税に對して、それ以外に一五%だけは収入に自由診療があるものとみなして、それへそれだけをかけるというふうな指示が出ておるのか、そういうことを医者の方へ言つてきておるのか、その一五%という標準率はどこからおとりになったのですか。それをちよつと御説明願ひたい。

○原政府委員 今藤原さんのお話の点は、私さういふ指示をしておりません。社会保険診療をお医者さんがやるか、これもやられる。従つてお医者さんの収入は、その両者がまざり合つていふことは確かでありまして、その比率を一五という数字を言われまして、これだけはあるという指示はいたしておりません。これはお医者さんによつて、また地域によつて千差万別であると思ひますので、そういうよりなことをやるべきものでもないと思ひます。

○藤原(豊)委員 それでははつきり申し上げます。実は医者の方にはほとんど自由診療は現在はないと見ていいのだからと思ひます。国民健康保険に入つていなければ社会保険に入つていゝ。どつちかに入つてゐる。社会保険と国民健康保険はほとんど入つてゐます。今それ以外の人という生活保護だけなんです。自由診療というのとはほんとは別のものです。もしあるとするならば、それは社会保険と国民健康保険を徹底的にやつていないことなんです。皆保険の立場から言いますと、日本人は全部どつちかの保険に入つてゐる。生活保護に行くか医療保護に行くか、どつちかなんです。それ以外ほとんどないのです。ところが今原さんのお話ですと、そういうことは指示しないと言ひますが、税務署は——この十五日に申告したのです。その際に自由診療はないという人に対して、自由診療はあるはずだ、少なくとも一五%はあるはずだから、一五%だけを余分に出しなさいということを言つてきてい

る。ない人はどうするかと言つていゝ。それからもう一つは、この点は今後税務署の方にいろいろ御指示を願ひたい。たとえば八百屋さんの組合なら、組合の人たちの中に税務署対策の人、交渉委員というのでできてるので、それと税務署の窓口との間に相当の点はある八百屋さん、あるいは魚屋さんの組合の人たちが対税務署というものを十萬から二十萬くらいずつ組んでゐます。どんな小さいところへ行つても——医師会も組んでゐます。そういう費用を組まなければならぬ。そうして今度は一五%なら一五%、一二%なら一二%はこれをしなければいけないことを税務署でも現実に行つてゐます。そうしてそれを指示してゐます。その税務署に対する交渉係の人が、やむを得ないので、うるさいから仕方なしにさういふことを聞いて出しているのです。さういふふうな指示が全然ないのに、一二%とか一五%とかいふふうな数を出してゐるの、税務署の人たちだけで出せるものじゃないのです。何か指示があるのじゃないですか。何か標準がなければ出せないはずなんです。

○原政府委員 指示はございせん。ただ先ほど言ひましたように、それはお医者さんによつて違ひ、また地域によつて違ひ。地域によつて違ひといふところには相當の意味があると私は思ひます。社会保険診療が相當普及しているところと、やはり普及度の低いところとはあると私は思ひます。従ひまして署別には、あるいは署の中でもその普及度によつて市町村によつて違

ひましよう。さういふような場合に、この町ならば社会保険が非常に普及しておる、ほとんど全部が社会保険であるとか、あるいは自由診療が相當多いといふようなことはあるのじゃないかと私は思ひます。さうである場合に、やはりその署としては大体いろいろなケースを調べてみると、この市のお医者さんの社会保険診療の度合いといふものは、平均的に言へばこのくらいだといふよりなめどを持つといふことはあると思ひます。この種のことば、標準率となりますと業態によつて全国からデータを集めて全国の平均をとりますが、各地域々々の所得關係のファクターであつて、さうしてさういふ平均的なレベルといふものは、さういふものがあり得るものについては、おのずから各署においてさういふ知識を、平均なり通常はさうであるといふ形にまとめて、それを調査担当者に教へておくといふことはあると私は思ひます。おそろく実例があるとおっしゃるのは、さういふ経緯で藤原さんのお耳に入つたといふことじやなからうかと思ひます。これは標準率と言ひますと、売り上げに対する所得の割合といふことで何業種というよりな形になつておりますけれども、おおよそその所得の調査の各結節、各ファクターにおいて、さういふ一般の通常のレベルといふものがあり得るものについて、さういふレベルをふだんから探つて研究するといふことは、これは税務署の仕事の一つの基礎的なデータとして持つのは、私はあつてしかるべきだと思ひます。ただくれぐれも、それが一律押しつけになつたり、またそれによつて納税者がそれを逆に利用して悪用する

というふうに思うのであります。

第二段として、ただいま税務対策委員というものがあつて、税務対策委員というものが署ごとにありますか、どの署についても、どの業態についても相当あるというよりなお話であります、これは私こういふことがあつては非常に困る。けさほども広瀬委員の御質問に対してお答えしました中に、私として三つの柱を立てて職員を指導しております。その一つの柱は、綱紀を立ててお正にしてやつてほしいということでありましたが、ただいまのお話は、税務対策委員がこの対策費を集めるときに、集会をして御議論になるといふようなことのためにお使いになる分がそのおもであらうと思ひますけれども、これは何か職員にお金として渡るとか、経済的利益として渡るといふようなことでありますならば、むしろもっと大きく御非難いただいて、私はどんどん改めていきたいと思ひます。

○藤原(豊)委員　その一五％とか一二％は一つの県でほとんど一定です。たとえは私の方は千葉県ですが、千葉県はどんないなかも都市も大体一定の方針、一定の率です。それから今の税務対策費というものは何に使われておるかというふうなことで、その人たちがたとえは納税者が集まって何かいろいろ議論したり、そういうことには使われていません。この金はほとんど税務署員に対する対策です。そうしてたとえは簡単にすけれども、ふる屋さんともあれば、魚屋さんともあれば、髪床屋さんもある、パーマ屋さんもある。いろいろな各所で大体十から二十万組んで

いる。そうしてその税務対策委員に税務署の方は、たとえば青色の場合もそうです。青色の場合としますと、税務署の方は、あなたの方に魚屋が百軒あるとすると、その百軒のうち二十軒くらいは調査しなければならぬ、こう言うのです。それは個々の人に言わないうのです。対策委員に言うのです。そうすると対策委員がその指定せられた二十軒の人たちを集めて、おい、こういふことを言っているから……。それから先のことは個々の交渉になつてく

る。それが現在の実情です。幾らでも例はあげられます。実証もあげることにはできません。ですけれどもそれはあなたたちの方で綱紀肅正せられるというのですからそれ以上つきますませんが、その間に金銭の授受がないということは断言できないと思います。こういう意味で私は、ここにも切り抜きがあります。が、こういう切り抜きのような状態もございますので、綱紀肅正もお願いしますが、同時にそういうふうなやり方を考えていただきたいと思っています。対策委員なら対策委員ができますのですから、事前に、そのできた対策委員と税務署の係とが話し合つて、そうして何人かを出して、これをどうこうすることなどというふうなことは税務署のすることなんです。それを係が対策委員を相手にしてやっているのです。こいうやり方は非常に不明朗ですし、いけないです。これだけは今後の綱紀肅正の点では氣をつけていただきたい。そこいろいろな疑惑が持てできます。

それから標準と言いますが、大体そういうふうな標準が一般に出ているのじゃないですか。千葉県だけでなく、ほかにも出ているだらうと思いま

す。私は医者ですからその点はそう言われてゐるのです。そういう通知を受けてゐるのですからよくわかるのです。が、大休一割から一割五分、それを標準にしてやってくれということです。そうするとたとえば私のようなところは保険以外の患者はめんどろくさいから見ないのです。それでも出さなければならぬという問題が出てきます。しかもそれを強制的に押しつけてくる。こういふ点は考えておいてもらいたいと思います。

それが基準がないとおっしゃいます。私には基準はないか、と聞いていただくと、今はいくらでも保険でございまして、二、三％の租税特別措置の関係がございまして、前のときには、もう初めから医者、たとえば外科は幾ら、内科は幾らという基準を作っていたはずなんです。それと同じような基準が今もあるのじゃないかという感じがいたします。がどうですか。あなたの方ではないとおっしゃれば一応了承しまして、あとでまた私よく調べて申し上げます。私の質問はこれで終わります。

○広瀬(秀)委員　今も藤原委員から言われましてように、そういうことが現行に行なわれておるといふことは、先ほども村山さんは、いろいろ裁量処分の問題で現行法でもこう書いてあると言っておられたけれども、やはりそういう裁量というものは至るところに現実に行なわれておるのです。そういうものをチェックするための何らかの規定というものがほしいということをも税法学会でも言っておると思うのです。ところが先ほど答弁されたようなこと、次元において問題をとらえてこういう

ことを税法学会で言つておるのじやないと思ふ。現実にはそういう問題があるというところから、こういう裁量処分と限界というものをもつとその実効を上げ得られるような形において明示する必要があるのではないか、こういうことを意味しているのだと思ふのである。そういう点について何ら改善といふものがされてないのじやないか、国税通則法を制定される段階においてもその点が欠けておるのじやないかと思はれるわけです。

ここに東京新聞の千葉版——これは去年の五月ごろだと思ひのですが、税務署員がある料理店において暴言した記事が載っているのです。女のサービスが悪い、税金をぶっかけるぞ、こう言つたというのです。これは飲み屋に行つて酒に酔つた上でのことだということでも、なるほど日本は酒飲み天国だと言われておりますから、酒の上でのことだと言へばそれまでですが、やはり税務署員の頭の中にそういう考えがあつて、サービスが悪いぞ、税金をぶっかけるぞと言つたということは勝手な裁量処分があるということを雄弁

に物語るものじゃありませんか。これは新聞記事を読み上げませんけれども、現実にはそういうことが行なわれておる。これは栃木県においてもあつた実例でございますけれども、法務局の職員と結託をして資産、所得等の問題について汚職事件があつたわけでありまして、それは相当大きな脱税をむしろ指示して、そのようにうまく指導をして脱税をさして、そこからリベートをもらふというような内容のものだつたわけですね。現実にはそういうことが行なわれておる。それをやはり有効に

法の段階においてむしろそういうものをこそ出すべきじゃないか。一方においてそういう暴言がはけないような、そういう不正が行なわれぬような、そういう意味での裁量処分なりあるいは課税処分における法制の明示ということが非常に必要な段階だと思ふ。先ほどのような形式的な説明を越えた、実質的にそういうものをチェックするものが今現実に必要な、こういうことについてどのようにお考えになら

けなすです。

○村山政府委員　ただいま広瀬先生の申し述べたことは、これはやはり事実認定あるいはその基礎としての一般的な知識の問題だろうと思います。これはちよつと法律にはなりかねる問題じゃないか。たとえば今の自由診療が一五％あるかどうか、人によつて違いがしょうが、それを法律に書くといつてもどうにもならぬことでございますから、事実認定は正確にしないくちやならぬことは当たりまえのことでございます。先ほど言つた例の実質課税のところで、法の解釈あるいは事実認定は法の趣旨とかあるいは経済的成果に即してやらなくちゃならない、書けばそういうことになるわけです。しかしその中で自身が非常に問題を起こす問題でございます。従いまして、そういう意味での法律としての制度という問題と、今の事実認定をどうするかという問題は、少し分野の違う問題じゃないかというふうに考へるわけであります。

○広瀬(秀)委員　そういう形で答弁を述べられるということは非常に不満な

んです。現実の問題として、そういう事態が起きるのは一体どういふところに原因があるといふことです。この千葉県の例なんか、あるいは栃木県における職員の汚職事件といふような問題がなぜ発生するのか、この点については一体どういふんですか。

○村山政府委員 実際の第一線の仕事は、これは税務官庁も納税者も含めてそうであると思いますが、全般的に見ますと納税倫理の問題、あるいは調査がどれだけ徹底するか、それがどれだけうまく運用できるかという問題が実際問題としてございます。ですから法律でそれが急に改まることではないことは、われわれが通則法を今度提案いたしましたとしてもよく承知しているつもりでございます。やはり一歩々々踏み越えていかねばならぬ非常に長い道であるといふふうに考えているわけでございます。ただし、それでも法律の制度といふものはやはり一歩前進して、現実にはやはり足を踏んまえながら漸次合理的な方向、能率的な方向に向かつていくことは必要であらう、こういうふうに考えているわけでございます。

○広瀬(秀)委員 なるほど、これはその衝に当たる職員の倫理の問題その他職責に対する考え方の問題、いろいろ

個人的な要素といふものもあるだろうと思ひます。しかしやはり税制の面において裁量処分の限界といふようなものがあるから、特にならぬ書いたらそういふものが前進するかといふことについての確たる意見を今直ちに持ち合わせてないわけでありするけれども、とにかくいろいろな段階でもつとぶつかけると言つておどかしの種にするといふようなことを考えれば、やはり裁量処分といふものがあるのだといふことを国民は考えているからそのおどかしにも乗るわけでは、そういうよりな点で、幾らおどかされたとしても、税務署でどう来てもこの限界しか裁量はされないのだ、裁量の余地といふものはどういふところに限界があるのだといふ国民の側における安心感といふようなものがあれば、現実の問題としてそういうものもなくなるだろうと思ひます。課税処分といふものは、やはり法律に合っているのだといふことがはっきり明示されないで先ほどの標準税率のような秘密独善の中でそれが処理されるということなどは、何らかの形でこれを抑制する方向が法的にもとらねなければならぬ、そういうことだけはその通りだろうと思ひます。そういう面に向かつて一つ前進をはかつていただかなければならぬ。そういう面について今度の国税通則法においては抜けていふことを指摘をいたしたいと思ひわけであり

個人の要素といふものもあるだろうと思ひます。しかしやはり税制の面において裁量処分の限界といふようなものがあるから、特にならぬ書いたらそういふものが前進するかといふことについての確たる意見を今直ちに持ち合わせてないわけでありするけれども、とにかくいろいろな段階でもつとぶつかけると言つておどかしの種にするといふようなことを考えれば、やはり裁量処分といふものがあるのだといふことを国民は考えているからそのおどかしにも乗るわけでは、そういうよりな点で、幾らおどかされたとしても、税務署でどう来てもこの限界しか裁量はされないのだ、裁量の余地といふものはどういふところに限界があるのだといふ国民の側における安心感といふようなものがあれば、現実の問題としてそういうものもなくなるだろうと思ひます。課税処分といふものは、やはり法律に合っているのだといふことがはっきり明示されないで先ほどの標準税率のような秘密独善の中でそれが処理されるということなどは、何らかの形でこれを抑制する方向が法的にもとらねなければならぬ、そういうことだけはその通りだろうと思ひます。そういう面に向かつて一つ前進をはかつていただかなければならぬ。そういう面について今度の国税通則法においては抜けていふことを指摘をいたしたいと思ひわけであり

○村山政府委員 先ほど裁量といふ言葉を使われましたけれども、要するに

れるわけでありすけれども、今日やはり租税特別措置法が現存をいたしてありまして、千七百億も一部のものに減税が集中をしておるといふ現実があるわけでありす。そういう中において今日の税制といふものが相当権力的に行なわれている。まず私は、この国民の納税意識を高め、また喜んで納税して納税できるような状態にするといふためには、こういう通則法を出す以前に特別措置法といふものをもつとき、国民大衆が納得できるような姿に直すといふことがむしろ先決じゃないか、そういうよりなことをやつた上で国税通則法といふよりなものが取

先ほどの問題は所得が幾らであるかといふことについて相互にはつきりしない部分がある。これが相互にはつきりして参れば、お互いにそういう折衝を要しないことになると思ひます。そういう意味では、この所得課税といふものはやはり記帳を推進する以外には本質的にはないのだらうと思ひます。やはり所得課税に關する申告納税制度といふものは、何といつても納税者の記帳がだんだん進んでいく、この慣習をつける以外にはないのでございまして、税務署の調査がどんなに進みましても、また納税者の記憶がどんなによくても、とも一年間の全所得あるいは事業年度中の所得を記憶できるわけはない、これは記録以外にはないのだらうと思ひます。そういう記帳の慣習を醸成する方向に今後の納税制度といふものを展開していかなくちやならぬ、こういうことではなからうかと思ひます。

○村山政府委員 先ほど裁量といふ言葉を使われましたけれども、要するに

税の公平からいへば非常に問題点が多いから、われわれもできる限り、絶えず政策目的を考えながら、時宜に應じて整理の方向に根本的には向かいたいといふことは、この委員会において種々申し上げていふところございまして、それはそれといたしまして、今の実質負担に關する問題として、この租税特別措置法は、そういう意味で今後検討を続ける必要があると思ひます。国税通則法はそれとは別の問題でございまして、そういう意味で、これはまたこれとして、その必要に応じて制定すべきときには制定すべき問題であり、かように考えておるわけであり

それから、ただいまの租税特別措置法と通則法の關係でございまして、先ほど申しましたように、各税法では税額算出までの実定規定を書くわけでありす。国税通則法は、ここにありまします。そうではなくて主として国民と国との間におけるそれらの納税義務の成立、確定、納付による消滅、その間の手続關係をめぐりまして、相互の権利義務の關係を明らかにするといふこととございまして、分野が違ふわけとございまして、租税特別措置法はこれは手続法でございまして、御案内のように政策目的に出た特別措置ではございまして、その影響するところは実体に關する負担の問題でござい

○村山政府委員 先ほど裁量といふ言葉を使われましたけれども、要するに

税の公平からいへば非常に問題点が多いから、われわれもできる限り、絶えず政策目的を考えながら、時宜に應じて整理の方向に根本的には向かいたいといふことは、この委員会において種々申し上げていふところございまして、それはそれといたしまして、今の実質負担に關する問題として、この租税特別措置法は、そういう意味で今後検討を続ける必要があると思ひます。国税通則法はそれとは別の問題でございまして、そういう意味で、これはまたこれとして、その必要に応じて制定すべきときには制定すべき問題であり、かように考えておるわけであり

○広瀬(秀)委員 それは専門的にそういう答えをされても、国民はやはりそういう答えでは全然納得しないわけですね。国税通則法といふものを作る前にまずやるべきことは何なのだというところにいくわけでありす。そういう感覚といふのは、国民がそれは間違っているのだ、だからわれわれはわが道を行くのだといふだけでは、これは国民の納得を得られるゆゑんではないと思ひます。そういう国民の今日の税制の受けとめ方といふものを総合的に処理されなければならぬと思ひます。なるほど理屈の上ではそういう区別はつくかもしれませんが、しかし国民はそれではやはり納得しないのです。そういうことをはつきりしておきたいと思ひます。

それから、今度の通則法の第十三条に、法人格のなき社団について總括的な規定を導入されたわけでありす、今日までの税法では三十二年に所

得税法、法人税法に法人格なき社団、財団の規定を設けたわけであり、けれども、今国会における入場税法であるとかその他万般の税法改正に、この問題を国税通則法との関連において全部導入された、しかもこれが全部課税の対象になるということ、それからいわゆる両罰規定というものをいれられたわけであり、その中で、今日までのところ入場税法に法人格なき社団について何らの規定はないわけですね。この今国会以前は状態です。そういうものに対して、たとえば勤労者音楽協議会といいますが、労音といわれるものを課税の対象にするということは、一体どういふ根拠に基づいてそれをやりになったのでしょうか。

○村山政府委員 御案内のように、納税義務ないしそれに関連する実体規定につきましては、各税法におきまして人格なき社団または財団で代表者または管理人の定めのあるものは法人とみなす、ということとを納税義務の方で書き加えた規定は、これは御承知のように所得税法、法人税法、それから国税徴収法だけでございます。また両罰規定につきましては、これもまたこの三法だけがはっきり明示しているわけであり、ほかの税法につきましても、大体納税義務者は法人、個人というものを問うておりません。所得税、法人税の場合はその法人たる個人たる人によって全く違つて参ります。また相続税法は個人でなければ課税になりません。そういう意味でこの実体を明らかにする必要があります。それ以外のものにつきましては、われわれは、たとえば酒を移出したるもの、こういう

ふうにありまして、それは法人たる個人たる人を問うておりませんので、これはいわゆる法人格なき社団がやっても当然納税義務があるものと考えております。従いまして、納税義務に關する限り、今度の規定は單なる規定の整備にすぎぬわけであり、ただ両罰規定につきましては、先ほど申しましたように三法についてはございませぬが、ほかの税についてはございませぬ。これは刑罰に關する一種の治外法権的な結果にもなります。規定の不備だと私は考えております。これは税法に限らず、各法律を見ましても、最近改正が行なわれ、また税法では、大てい相當數兩罰規定が入つてございませぬ。間接税その他で入つてないというものは、これまで大改正が行なわれなかつたというやうなきさつでございませぬ。そういう意味で、われわれは今度の規定はそういう意味の整備に關する規定である、それ以上のものではない、こういうふうに考えております。

○廣瀬(秀)委員 法人格なき社団、財団等に対して今日どのくらいの課税がなされておりますか、課税件数と金額と……

○村山政府委員 これは法人税法の一條二項で、法人につきましては人格なき社団または財団で、代表者または管理人の定めのあるものであつて、かつ税法で定める収益事業を営んでゐるものは人格なき法人とみなしてこの法律を適用する、こういう規定になつてございませぬ。従いまして、収益事業を営んでゐるものだけが統計上載つてゐるわけでございます。その点申し上げますと、三十五年七月現在の數字でございませぬが、全体で税務署でわかつてお

ますのが七百六十一件でございませぬ。そのうち七百六件申告してございませぬ、さらにそのうち収益事業から生ずる所得のありましたものが二百八十六件、その所得額八千三百四十八万五千円、税額にいたしまして二千七百十八万九千円でございます。

○廣瀬(秀)委員 入場税につきましては、その納税義務について規定がないにもかかわらず、労音のごときものから入場税を徴収した例はありませんか。

○村山政府委員 われわれは當然納税義務があると実は思つておるわけでございますが、今労音のことはわかりませんが、これはおそらく両方ございませぬが、音楽に關する実績はわかりませぬ。これはちよつと古うございませぬが、三十二年から三十四年度まで三年間にわたる件數で、都内のサンプル調査でございませぬが、七方所ございませぬ。大体この辺が入場税で言いますと全体の十分の一くらいのウエイトを占めております。そこでその三年間のあれでございませぬが、友の会とかあるいは観賞会等とあります。これがいわば人格なき社団であつて、観賞者が作つてゐる人格なき社団であらうと思ひます。そういうものの全体で五十六件ございませぬ。その他劇團、音楽、舞踊団、これはおそらく主催者の方の人格なき社団だと思ひますが、四百三十五件ございませぬ。その他学生生徒の団体、これは免税主体になつておりますが、百十二件くらいございませぬ。その他がありまして合計でこの三年間で七百三十一件でございませぬ。

○廣瀬(秀)委員 人格なき社団あるいは財団といふものは三十二年までは一切の課税の対象にはならなかつたわけですね。そしてこれが一種の社会的な存在ではあるといふことで、私法上、まだ民法においても商法においてもいわゆる權利能力を認められない任意的な団体として、これが人格を否定されて今日に至つておるわけですね。税法の面だけに至つて法人税法あるいは所得税法あるいは国税徴収法といふところに導入をされたわけでありませぬ。しかも今度は各税に全部それが規定をされるといふことになつてゐるわけでございます。それは一体どういふ根拠で……税の主体はやはり財産の主体になり得るものかと思ふのです。そういうものを、人格のない、しかも税法だけが先走つたといふもので、どういふ法律的な根拠でそういうものが成り立つわけですか、この点の法律的な關係を一つ明らかにしていただきたいと思います。

○村山政府委員 税法だけが先走つてゐるわけではございませぬ、実は最近の立法ですつと書いてございませぬ、たとえば貯蓄銀行法、信託業法、銀行法、無尽業法、独禁法、保險募集の取締に關する法律、出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律、預金等に關する不當契約の取締に關する法律、地方税法、あるいは民事訴訟法では當事者能力を四十六條で認めております。今度の行政不服審査法でも當事者能力を認める案になつております。この人格なき社団、これはむしろ非課税だといふわけではございませぬ。たしか戦前は、人格なき社団につきましても取り扱ひは、當時はその代表者名義で個人課税をするといふ取り扱いになつておつたと思ひます。ただ

し、その代表者の所得と社団の所得が分かれてゐることがつきりする場合には、その分は固有の所得と分離課税するのだ、こういうことで、個人として今の累進税率で課税してゐた時代はございませぬ。その後、戦後になりまして、人格なき社団といふのが、世の中の発展に従ひまして、だんだんいろいろ出て参るわけでございます。また事業も営むわけでございます。あるいは催しものもやるわけでございます。こういうことになりましたと、その人格なき社団は、その本質からいひまして、なるほど法人格はないけれども、本来社団なんだ、その意味では組合と違ふので、なるほど所有權の名義とか、そういうものになりますと、登記法その他の關係がございませぬ。これは代表者なり管理人の名前ではなければならぬけれども、その実態においてはやはり社団のものなんだ、従つてその社員が持ち分を請求することでも、きなければ、かりにそれから生じた利益があつたときに、それがその持ち分によつて歸属するといふこともないわけでございます。当然社団のものになるものでございませぬ。そういう意味からいひますと、人格こそないけれども、むしろ社団として、社団たる本質においては法人に近いものである、こういうところに、實質に着目いたしまして、各法とも人格なき社団について、は兩罰規定を入れたのだらうと思ひわけでありませぬ。この実体法で入れなければならないといひますと、今言つたやうに、ほかの税法ではそれぞれ酒を移出した者とか、あるいは物品を移出した者と書いてございませぬ。この点は、入れるといふことは單に明確

にするということにすぎないと思はれますが、そうではなくて、今のその他の商罰規定につきましては、これは罰則の適用としては、整備の観点から申しますと抜けているのがやはり法の不備であろう、こういうふうに考えまして、今度は整備という観点からこの点を手当したい、こういう提案をいたしておるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 今読まれたこの中に、人格なき社団というものの、明確に納税主体になるのだという規定が、その中から読み取れないのじゃないですか。それにもかかわらず、労音そのものに入場税を納めさせるということ、今日まで行なわれてきたわけでありませう。それはやはり租税法主義からいってもおかしいじゃないですか。しかも人格なき社団であつて、今の条文に照らしてもこれはおかしい、納税できない、こういう点があると思ふのですが、その点いかがですか。

○村山政府委員 先ほども申しましたように、所得税法、法人税法では、法人でなければかけられない。それから所得税法ですと、個人は全体について納める義務がある。無制限納税義務者は別でございませう。法人でございませう、源泉徴収にかかると所得税法についてだけ納める義務があり、徴収の義務がある、こういう法律構成になっております。従いまして、人格なき社団については、これは法人であるか個人であるかということ、法律上明らかにしなければならぬわけにございまして、そういう意味で、所得税法、法人税法では法人とみなすと、ここまではたいていおつたわけにございませう。その他のものにつきましては、法人である、個人である、人格なき社団である、こういうことを問うておられます。その人格を、ただどういふことをやっておる者といふことで押さえておられますので、当然入るとわれわれは解釈しております。それで、念のために先ほど読み上げました貯蓄銀行法、信託業法、銀行法云々と、ずつとございませう。これは商罰規定はみな入っております。

○広瀬(秀)委員 今読まれたこの中に、人格なき社団というものの、明確に納税主体になるのだという規定が、その中から読み取れないのじゃないですか。それにもかかわらず、労音そのものに入場税を納めさせるということ、今日まで行なわれてきたわけでありませう。それはやはり租税法主義からいってもおかしいじゃないですか。しかも人格なき社団であつて、今の条文に照らしてもこれはおかしい、納税できない、こういう点があると思ふのですが、その点いかがですか。

○村山政府委員 先ほども申しましたように、所得税法、法人税法では、法人でなければかけられない。それから所得税法ですと、個人は全体について納める義務がある。無制限納税義務者は別でございませう。法人でございませう、源泉徴収にかかると所得税法についてだけ納める義務があり、徴収の義務がある、こういう法律構成になっております。従いまして、人格なき社団については、これは法人であるか個人であるかということ、法律上明らかにしなければならぬわけにございまして、そういう意味で、所得税法、法人税法では法人とみなすと、ここまではたいていおつたわけにございませう。その他のものにつきましては、法人である、個人である、人格なき社団である、こういうことを問うておられます。その人格を、ただどういふことをやっておる者といふことで押さえておられますので、当然入るとわれわれは解釈しております。それで、念のために先ほど読み上げました貯蓄銀行法、信託業法、銀行法云々と、ずつとございませう。これは商罰規定はみな入っております。

○村山政府委員 入場税でも酒でもありますが、酒の製造者はと、こう書いてあるわけでありませう。者といふたときに人格が要るのかどうか、そういう御疑問を言つておるのだらうと思ひます。それが個人であらうか、あるいは商法、民法の規定によつた法人であらうか、あるいはその規定の上に乗りこはる財団であらうか、これは実質上そのものの財産といふものはあるわけにございませう。またそれに帰属する所得といふものは、社会的にも事実としてあるわけでありませう。またその登記名義がどうであるにしろ、実質上それに帰属する財産といふものはあるわけでありませう。そういう意味で、実質的な権利主体になり得るものは、当然入るものだといふふうにわれわれは考えております。またそれを否定すれば条文もないわけでありませう。また、先ほども申しました銀行法等の他各法律でも、そういうものと前提して商罰規定しかないといふことでございませうので、いわばその者といふときの一種の言葉の約束だ、こういうふうにとらんでおるわけでありませう。

○村山政府委員 入場税でも酒でもありますが、酒の製造者はと、こう書いてあるわけでありませう。者といふたときに人格が要るのかどうか、そういう御疑問を言つておるのだらうと思ひます。それが個人であらうか、あるいは商法、民法の規定によつた法人であらうか、あるいはその規定の上に乗りこはる財団であらうか、これは実質上そのものの財産といふものはあるわけにございませう。またそれに帰属する所得といふものは、社会的にも事実としてあるわけでありませう。またその登記名義がどうであるにしろ、実質上それに帰属する財産といふものはあるわけでありませう。そういう意味で、実質的な権利主体になり得るものは、当然入るものだといふふうにわれわれは考えております。またそれを否定すれば条文もないわけでありませう。また、先ほども申しました銀行法等の他各法律でも、そういうものと前提して商罰規定しかないといふことでございませうので、いわばその者といふときの一種の言葉の約束だ、こういうふうにとらんでおるわけでありませう。

○村山政府委員 入場税でも酒でもありますが、酒の製造者はと、こう書いてあるわけでありませう。者といふたときに人格が要るのかどうか、そういう御疑問を言つておるのだらうと思ひます。それが個人であらうか、あるいは商法、民法の規定によつた法人であらうか、あるいはその規定の上に乗りこはる財団であらうか、これは実質上そのものの財産といふものはあるわけにございませう。またそれに帰属する所得といふものは、社会的にも事実としてあるわけでありませう。またその登記名義がどうであるにしろ、実質上それに帰属する財産といふものはあるわけでありませう。そういう意味で、実質的な権利主体になり得るものは、当然入るものだといふふうにわれわれは考えております。またそれを否定すれば条文もないわけでありませう。また、先ほども申しました銀行法等の他各法律でも、そういうものと前提して商罰規定しかないといふことでございませうので、いわばその者といふときの一種の言葉の約束だ、こういうふうにとらんでおるわけでありませう。

○村山政府委員 入場税でも酒でもありますが、酒の製造者はと、こう書いてあるわけでありませう。者といふたときに人格が要るのかどうか、そういう御疑問を言つておるのだらうと思ひます。それが個人であらうか、あるいは商法、民法の規定によつた法人であらうか、あるいはその規定の上に乗りこはる財団であらうか、これは実質上そのものの財産といふものはあるわけにございませう。またそれに帰属する所得といふものは、社会的にも事実としてあるわけでありませう。またその登記名義がどうであるにしろ、実質上それに帰属する財産といふものはあるわけでありませう。そういう意味で、実質的な権利主体になり得るものは、当然入るものだといふふうにわれわれは考えております。またそれを否定すれば条文もないわけでありませう。また、先ほども申しました銀行法等の他各法律でも、そういうものと前提して商罰規定しかないといふことでございませうので、いわばその者といふときの一種の言葉の約束だ、こういうふうにとらんでおるわけでありませう。

○広瀬(秀)委員 いずれにしてもこの法人人格なき社団といふものを、司法上において解決のつかない問題を、税法にだけ持ってきて、そしてあらゆる税法に、管理人もしくは代表者の定めさえあれば、今度はこれを全部法人とみなしてしまふのだといふ行き方というもの、私は非常に行き過ぎだと思ひます。今日法人人格なき社団に該当する存在といふものは、いろいろあるわけでありませうけれども、こういうものを、各税法にびしと規定していくことにならぬ、非常に大きな疑問が諸団体から出されておるのです。特に労働組合あるいは民主団体等において、このことによつてもうすべて法人とみなされて、税の対象になるということが、今度は明確に法定されることによつて、争いがなくなつてしまふわけですから、調査だといふことによつて、会計帳簿でも何でも洗いざらいやられるというやうなことになる、いわばこの一種の法人人格なき社団に対する規定は、今主税局長が言われたやうな見地じゃなくて、今日の政治情勢が、いろいろな面でだんだん権力的な反動の状態に向かいつつある、そういう中の一環として、言ふならば、これは民主団体に対する一種の租税警備法、租税破防法的なものがこの中に現れたのじゃないか、こういうふうなことで、この問題について民主団体等に非常に神経過敏なものを持たせている大きな原因になつておるわけですね。少なくとも今までいろいろ争ひがあつたので、そういう解釈をとるんだと主税局長は言つておられるけれども、そうではなくて、もっと大きな

○村山政府委員 入場税でも酒でもありますが、酒の製造者はと、こう書いてあるわけでありませう。者といふたときに人格が要るのかどうか、そういう御疑問を言つておるのだらうと思ひます。それが個人であらうか、あるいは商法、民法の規定によつた法人であらうか、あるいはその規定の上に乗りこはる財団であらうか、これは実質上そのものの財産といふものはあるわけにございませう。またそれに帰属する所得といふものは、社会的にも事実としてあるわけでありませう。またその登記名義がどうであるにしろ、実質上それに帰属する財産といふものはあるわけでありませう。そういう意味で、実質的な権利主体になり得るものは、当然入るものだといふふうにわれわれは考えております。またそれを否定すれば条文もないわけでありませう。また、先ほども申しました銀行法等の他各法律でも、そういうものと前提して商罰規定しかないといふことでございませうので、いわばその者といふときの一種の言葉の約束だ、こういうふうにとらんでおるわけでありませう。

ねらいといふものがあるのじゃないかといふことを、私も疑つてゐるわけでありませう。これは国税の執行の面にもなると思ひますが、今度のうちに、通則法の中で税法上は全部法人にみなすのだ、しかもそれは各税法にもそれが受けられていくということになったら、税務職員は、どんな法人格なき社団にでも行つて一切を調べ上げることが出来る。こういう状態になるわけですね。そういうようなことを予想しておられるわけでしょう。この点一つ。

○村山政府委員 見解の違いかもしれませんが、納税義務に関する限り、各税法について、現行法でも人格なき社団は納税義務があるのだ。實際具体的に納税義務を問題にするような、そういう人格なき社団が多いか少ないかといふ話は、これは別だろつと思ひますが、あります。今まではあまり人格なき社団についての規定は税法に限らずあまりなくて、これは最近の立法例でどんどん出てきたといふのは、人格なき社団なり財団といふものがだんだんできてきた。その地位がだんだん向上してきてはななですが、だんだんふえてきたといふことであらうと思ひます。民事訴訟法とか今度できる行政不服審査法についても、その名においていけば当事者能力を正式にそれぞれ公法の上で認められておるといふことは、やはりそういうものが漸次できつつある、そういうものに関する法律的な關係を明確にしなければならぬ、こういう社会的な要請があるのだらうと思ひます。われわれは税法につきましては、納税義務については私はもちろんあると思つております。た

だ、ですからわれわれの今度の整備はそういう意味では納税義務に関する限り形式的な整備だと考へておりますが、先ほど申しましたように、今の両規定を欠いておる幾つかの税につきましては、これは法の不備であるから、欠陥を補充する、そういう意味の整備をする必要がある。それだけの観点で出しているわけではございまして、先生おっしゃる通りに、そこに何らかの非常に大きな意図があるのじゃないかと、そういうことではございませう。

○原政府委員 私は、各種酒類を作るというのが人格のない社団が作つてゐるから納税義務がないといふことは毛頭考へません。今の酒税法は、主税局長が言われたように、それは納税義務があるといふふうに規定してゐると思ひます。また実体的にもそれは当然の考へ方であらうと思ひます。従ひまして、今でもそういう団体についての調査は団体を作れば調査をやる。酒税の方は免許の問題がありますから、密造問題以外にはさしあたり起こり得ないので、入場税あたりでは当然そういう前提で調査もやるということになつております。何か今のお話の警職法というよりなお話がございましたが、この調査権を税の目的以外に使うといふようなことを御心配だとすれば、それは私もとしては実は迷惑なお話であつて、そんな気持は毛頭ございませぬ。しかし税を適正に公平に納めていただくための調査は今でもしなければならぬ筋合いであるので、これはやらしていただくといふつもりであります。

○広瀬(秀)委員 そろそろ質問を終わりたいと思ひますが、今、主税局長、国税庁長官からお答えがあつたわけですが、たとえば岩手県の教員組合で相当な逮捕者なんかが出たといふような場合があるわけなんです、こういうような場合においても、まず警察がばつと行つて会計帳簿を抑えるといふようなことから、何のだけれど何日になどいう会議に出席したといふようなことが全部そういう面からわかる。そしてそれに従つてほとんどその処分といふものの資料はそこから得られてゐるといふような事例を私も見てゐるわけなんです。そういうことを労働組合の諸君などが考へる場合には、今度やはり全部これが今までの問題のあつた点が法律で明定されて、しかも全部法人としてみなされる。しかも各税法にも全部これが入つてゐる、私どもも通行税法なんかは何のために入れたのか、ちつとも見当がつかないようなところになつて入つてゐる。一体これは實質的にどういふ効果があるのだろうかといふことすらわからないわけなんです。そういうふうなふうに全面的にこれを取り上げてきたといふところに、やはり何らかの意図が今の表面的なお答えの裏にあるのじゃないかといふことをおそれるし、そういう面ではこれは執行の面等においても、税務署も警察もこれはやはり同じ官庁であり、しかも国税通則法の段階で各官庁の提出資料等について免除の義務といふようなことも当初の段階では盛るのじゃないか、国税通則法の中に上げてくるのではないかといふことすら言われておるといふようなことをあわせ考へると、この問題は単に今、長官がむしろ

迷惑だと言われた、ほんとうにその通りならば問題はないわけですね。けれども、現実の問題としてそういう疑いといふものは非常に色濃いわけでありませう。従つて、こういうような問題について何のためにここまできちんと整備をしなければならぬのか、今日の法制の中で私どもはむしろ三十二年以前の狀態に戻すのが正しいと思つてゐるわけですね。けれども、しかもその上に今度には非常に危惧を抱いてゐるわけなんです。この点についてもう少し明確にそういう意図は全くないのだといふ点を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○村山政府委員 おつしやる意味が課税に関する規定の整備以外の目的があるかといふお尋ねでございませう。そんな意図はございませぬ。もう一度、国税庁長官と主税局長と二人からその点明らかにしていただきたいと思ひます。

○村山政府委員 通行税の場合どうなんでしょうか。

○村山政府委員 通行税も全く同様でございまして、法体系を整備するといふこと以外にはございませぬ。

「實質的価値があるのか」と呼ぶ者あり

○村山政府委員 これはその事態が起きてから手当をするといふものではなないだらうと思ひます。法律、法律といふものはやはり穴がないように作つておくといふのが法体系だと思ひわけです。

○広瀬(秀)委員 現に通行税などの場合にまで人格なき社団の規定を入れていくといふような、實際に法律を制定す

ることによつて何の効果を期待したのか、穴のないようにといふことだけの答へでありますけれども、はたしてそれだけなのか、とにかく全部入れておけばどの面でもひつかけることが出来る、税制の調査に名を借りてどんな調査でもできるのだといふところに道を開くのではないかと、こういう疑いがあるわけなんです。われわれはどう考へても通行税の場合に該当する実例、法律の实效といふものは、効果を取り入れることによつて何の効果があつたか、どういふ具体的な適用といふものがあり得るのか、どう考へても思ひ当たらなないです。そういう將來のことを予想して、とにかく全部法人格なき社団に對して税の対象にするのだといふことで抜けないようにといふことでも意図しないわけですね。もう一度、国税庁長官と主税局長と二人からその点明らかにしていただきたいと思ひます。

○村山政府委員 ただいま申し述べましたように、ひつかけるとか、あるいはそれ以外の目的などといふものはございませぬ。先ほど申しましたように税に関する問題でございませう。通行税等につきましては場合を考へますと、それは実益のある場合もあり得るようではございませぬ。また今聞きますけれども、しかしそういうところではなくて、その本質のねらいはやはり法の欠陥である、その点の法律關係を明確にしておくべきであるといふこととでございませぬ。

○平岡委員 関連して、村山さん、ほんとうに通行税に關してわれわれいろいろなことを想定してみても、該当す

べき事項が現実に発生し得るかどうかが疑いなきを得ないのです。ですから、具体的にその事例が起るべきこと、予見される皆さんの考えを少し述べていただきたい。人格なき社団は国鉄、日航、関西汽船等々と違ひ、人格なき社団が脱法的に何をやり得るか、お示しをいただきたい。

○村山政府委員 現在あるものが脱法なんということはわれわれはあまり想定したくないわけでございます。これは人格なき社団に限らず、法人格があつてはなかりが、個人であつても、そういうことは想定したくないわけでございます。ただ法律の規定はその間穴があつてはいかぬということでございます。考えられる問題として、これは、人格なき社団——今の源泉徴収義務は御案内のように運輸業者でございます。現在運輸業者で人格なき社団はないようでございますが、ただ、今の代理店のようなものに人格なき社団もあるやに聞いております。そういういたしますと、切符を売りますと、これは源泉徴収義務からはされるわけでございます。しかし通行税の方の切符を取り扱っている場合には、記帳の義務が残るわけでございます。記帳の義務違反にございましては、これはあまり罰則適用したことはないでしようけれども、条文だけずっと考へてみれば、記帳の義務違反について罰則をもし適用したとすれば、料額規定があれば、そのときに、人格なき社団については法人と同じように罰金の適用はあり得る、こういうことにはなつるかと思つてあります。しかしこれは現実かどうか、やはり法律の規定の穴を埋める

ということであらうというふうに考えるわけでございます。

○廣瀬(秀)委員 今までだいぶ長い時間、いわば国税通則法の総論的な部分について質問したわけですが、ほとんど具体的な内容についての質問ができませんでした。時間が過ぎましたので、あと、ほかの方に譲りたいと思つて、またもう一ぺん、ほかの方が触れないところで各論的なこまかい点について質問を留保いたしましたので、私の質問を一応終わります。

○小川委員長 横山利秋君。

○横山委員 先ほど村山さんのお話を聞いておると、まことに私は言語道断な気がしてゐる。幾つかありますが、一つだけまず最初に面を言つておかなければならぬのは、この答申が出た、それに対して、政府としては五項目はたな上げしたという中で、五項目をたな上げたことについて、頭ばかりでは税の運営はできないからという趣旨のことを言つて、答申を作つた人がまことに実情を知らないからできないことを作つたのだと、端的に言つたつて、あなた方、実際問題として、中へ専門家として参画した。いつもの場合でいうならば、あの審議会なるものは実際は官僚の隠れみのであるという、天下周知の事実じゃありませんか。自分でそういう性格を作り上げておきながら、いざ人気がなくなつたら、五項目は先生方が頭だけで作つたことで、わしたち責任はない。——そうして今また与党から修正案が出ておる。最初から今日まで作る間に、国税通則法の性格は全くずたずたにくずれておると私は思う。これを

あなたはほんとうにくずれちゃいないと言へるものなら、私はあなたを面見したいくらいです。自分も参画して、大蔵省も実際は参画をして答申を作つただけけれども、自分も、答申を作られる先生方に実情判断をいろいろお話しするのになかなか十分でなかつたというふうな言い方なら、私はわかる。あれはおれは知らない、あれは先生方が頭で作つただから実情に合わない、こう思つて私はたな上げしました。——こういうことは、私はいささか頭脳明晰過ぎると思つたので、私も責任感を持つた、誠実な態度でやつてもらいたいというふうに注文しておきたいのです。もしお答えをされたければ、それはよろしい、しなくてはならぬ、それはよろしい。これは特に最初に言つておきます。

そこで、私は各論的にいく役目を仰せつけられたので、総論的なところは、また大臣が出てきたらちよつとやらしていただくことにして、少し問題がこまかいですが、そのおつもりで……

まず第四節、送達、第十条——書類を送達したときは、郵便物が届いたか届かなかつたか知らぬけれども、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。手紙を出して、届いたか届いてないか、おれは知らぬ、届いたかと思つて届いたんだ、こういう勝手な法律があるかしらん。一体税務署から手紙が届いたと推察をして、それによつて法律効果ありというふうな判断するのですか。私の質問はたくさんあるのですから、簡単に一つ、そのものずばりと答えて下さい。

○村山政府委員 最初の答申のことに

この通則法の問題は、御案内のように非常にむずかしい問題でございます。

す。そういう意味で各界、学識経験の方々、それから関係官庁の方々、いろいろ集まつていただいて、現行法に關する問題を洗いざらい問題にしていただいたわけでありまして、そういう意味でその答申は、たとえば実質課税の問題にしても経済的效果をねらい、このポイントには、確かに課税の公平という意味では非常に重要なポイントだと思つておりました。そういう意味で十分論議はありました。ただ、われわれも参画しておりましたが、われわれももちろん官吏の立場でございますから、必要なことしか申さないで、主として御意見を伺つたわけでございます。その際、境界の問題についてはやはり非常な問題になつたわけでございます。特に今の租税回避の一般規定をもしも設けたときに、たとえばこういう事例は一般規定で読めるだろうか読めないだろうかというふうなことで、いろいろ話したわけでございます。

す。ワン・マン・カンパニーの芸能法人が来たときに、租税回避でもって打てるだろうか打てないだろうか、こういう問題がございまして、そういう意味で実行面の点は重々話しながら、ポイントだ、この点は変へないかと思つてあります。今度見合はせようが見合はせまいが、今後の研究問題として当然検討に値する問題だ、こういうことでございます。われわれは今度は落としたものが、結論を申し上げますと、これらのものを落としたからといって、国税通則法の全構想が価値がなくなつたなどとは、ちつとも考へておりませ

ん。これはこれとしての問題だというように考へております。

それから今御指摘になりました十條でございますが、「通常の取扱ひによる郵便によつて前項に規定する書類を発送した場合には、その郵便物は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。」これは現行の徴収法の規定をそのまま持つてきております。これは御案内のように、国税徴収法を新しく制定するときに、三年間にわたつて、我々委員会が非常に検討されて、できておるわけでございます。ですからそういう意味で、(横山委員「現行法にあるからあたりまえというばかりのことでは……」と呼ぶ)特にやるべきことがたくさんあるということでございます。そういう意味で、ごく最近改正したばかりのものにつきまして、特に全部またもう一ぺん再検討してやるということとは、実際はいたしませんでした。しかしこの規定の趣旨からいいますと、現在の郵便物の実際の状況からいって、これはこの規定として当時やはり必要があつて設けられた規定でありますし、現在においてもその状況は変わらないであらう、こう思つておるわけでございます。

○横山委員 言つておきますが、現行法にあるやつで、都合のいいやつは説明がつかぬけれども、そのまゝ置いておく、こういう考へはいいけませんよ。次に——私が次と云うときは決して納得しないからだということに御理解願ひたい。あなたが答弁が下手だつたということは、みなよく聞いてわかつてゐるのだから、あなたの説明に納得できないということは、再質問しなくても十分わかるのだから。

○村山政府委員

こういう推定規定があるという事は非常にむずかしい問題で、やはり非常に紛議を生ずること、こういう問題については通常の確率に従って推定しているのだ、こう思います。実際問題として、この規定が、おそろくいろいろな期限の関係、それから申告の期限の問題あるいは再調査の請求、こういうところにその実益は出てくるんじゃないかと思ひます。こういう場合には、それぞれ別に宥恕規定がありまして、これが直ちに該当するかどうかは別ですけれども、こういうこともやむを得ない事由があるときには云々、あるいは正当の事由があるときには云々、こういうことで、それぞれ弾力事項を持っているわけでございます。これはやはり一般的な今の郵送の状態からいって、郵便局が送達したというのなら、届くと推定する方が通常妥当性を持っているという事であらうと思ひます。立証の難易の問題はもちろん事柄によつていろいろあると思ひます。

○田中(義)委員

関連。これは七十九条に、審査を請求することのできる時期を書いたところがある。いつ幾日知った場合と書いてある。処分決定を知った場合、知るといふことは何かやはり税務署から通知がなければ知れないのです。その知る状態におかれるという事が、審査の請求をする時期が開始するのですから、非常に重大な問題だと思ひます。一口おくれたつて権利は消滅するのです。このときから一カ月以内にやらなければ権利が消滅するのですから一日ではすまない。そこで、先ほどから推定の問題を言つておきますけれども、郵便送達の場合

は、ポストへ入れれば大体常識で東京ならば翌日配達になる、九州ならば二日なら二日、三日目なら三日目に到達するのが通常ですから、そのときに到達したものと推定するというこの推定も常識上やむを得ないかと思ひます。ところが交付の場合には持つて行つて交付するのです。この郵便通知の場合には記録を作るといふことを書いてありますね。税務署長、国税局長が記録を残す、いつ幾日書類を送達したという記録を残すといふことでありますから、役所の方には記録が残るはずで、ところが交付の場合には、税務署員が持つて行つて受け取らぬ場合には置いてく

るのですから、風で吹つて飛んでいく場合があるかもしれない。そこで、ここに税務署の者が持つて行つて送達の記録を作つてくれるならいい。その記録は何も書いていないでしよ、あります。持つて行つて置いてきた、置いてこないといふことの問題になるから今の議論が起るのです。郵便で出す場合には帳簿に記入するからわかる。持つて行く場合には使いが持つて行くのですが、送達証明という記録を何か残す規定になっておりますか、どうですか。

○村山政府委員

これは省令の方でそこに渡した場合、差し置いた場合にはその記録をとめることになっております。

○田中(義)委員

この十条には何とも書いてないですね。ただその場所へ置いてきたらいいというのです。ですから、記録でもあれば何月幾日の何時に本人が受け取らないからその場所へ置いてきた、差し置いてきた、こういふいいけれども、何にも記録もな

いの同へ歸つてから事務的に書いたところでそんなものは証拠にならないですよ。現場で書くならいいが、歸つてきてからするといふようなことは証拠にも何にもならない。これは非常に重大な権利の得喪に関する問題だから、十分にそこは規定しておかなければならぬといふ横山委員の質問はもつともだと思ひます。

○村山政府委員

これは現行法でも、国税徴収法施行規則の第二条におきまして「税務署所長の職は、法第五條第二項又は第三項第一号交付送達」の規定により交付送達を行つた場合には、その交付を受けた者に対し、その旨を記載した書面に署名押印(記名押印を含む。以下同じ)を求めなければならない。この場合において、その者が署名押印をしないときは、その理由を附記しなければならぬ」といふことで、現在でも政令に譲つてござい

ます。今度も最後のところに、九十六條に「この法律に定めるもののほか、この法律の規定による通知に係る事項及び納税の猶予に関する申請の手続その他のこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める」といふことになっています。この該当条項、条文を引いて書くつもりであります。

○横山委員

私は、実は問題点を全部提起してあとで結論を出さうと思つたのですが、やはり一つ一つ切をつけ

があつたものと推定する」といふ「推定」は法律効果を伴わない、拘束力を持たない推定である、つまり税務署が送つたものと考えておるというふうに理解した方が正しいと思ひますが、いかがですか。

○村山政府委員

その点はやはり法律上の推定でございますので、当然当事者に反証がなければ、この推定規定はそのまま適用になるということでございます。

○横山委員

当事者に届かなかつたという反証がなければ、これは税務署の方は送達されたものであるという客観的判斷が成立する。これはまことに勝手千万な話じゃありませんか。政務次官閣下の通りですがどうですか。提案の局長としては、一応ああいうふう

に言わざるを得ない立場だと思ひます。これは法律なんですから、これはそういうことを言わざるを得ないと思ひますが、どう考えてもおかしいと思ひませんか。政務次官も相當の分別と

○天野政府委員

なかなかむずかしい御議論のようでございますが、三項のところに、「送達の日を確定するに足る記録を作成して置かなければならぬ」といふ規定がござい

に結論的にはなるのだらうと思ひますが。

○横山委員

私は絶対その解釈に反対です。あなたは政務次官として私の言のうが正しいと腹の中と思つておられるだらうと思ひます。いざというときには、国は悪いことをしないのだから、国の末端機関である税務署は悪いことをしないのだから、双方の意見が違つたら税務署の方が正しいという判斷をするという考え方が、通則法の全文に横添しているのです。向こうは届かない、こつちは届いた、けんかになつたら税務署の方が正しいという言

い方なんです。そういう考えです。そんなばかげたことがあります。だから私の言うように、送達があつたものと推定するといふのは、税務署として考へるという一方の立場であつて、客観的な拘束力を持つものではない、こつちで言つてゐるのがあるにはわかりませんか。わからなければわからぬでもいいです。

○天野政府委員

大体先ほど申し上げた通りでございますが、重要な更正決定とかそういうものにつきましては、大体書留でちゃんとやっておりますから、その点ははつきりするわけでござい

○横山委員

先ほどとちよつとニュアンスが変わつて、今当事者同士の話し合いといふふうにはつきり明言をされましたので、一応次へ移ります。

十一條は「相続人に対する書類の送達の特例」です。その第二項で相続人のうちにその氏名が明らかでないものがあり、相當の期間内に届出がないと

が、あとで読んでいただくとおわかりになりますように、その分は納付書で納めて下さい、あとで税務署長が調査したところと違うということになれば更正するかもしれない、増額更正もある

るかもしれませんが、それからまた減額更正ということも法律上にはあり得るわけでございます。その場合には、その増額した部分はそれはそれとして処分によって確定する、こういうことがうたつてあるだけにすぎません。従いまして、これは納付との全く技術的の關係が書いてあるだけでございまして、これは申告によつて確定する部分、それから処分により確定する部分、ということをやまずここに申しまして、あとの手続の方で、その場合はどの部分についてそれが確定するのか、相互の法律的效果の關係はどうなるのか、ということがその間に書いてあるわけでございます。

○横山委員 そすると、私がひいき目にかゝると、実のところを言つて、あなたにその答えてもらいたいために言つたことにどうも答えてくれぬのですけれども、私はこの十六条というもののについては、少なくとも申告納税方式というものはどういふものか、納税者が自主申告をする、自主申告を尊重して、それによつてとにかく税額も決定し、納めてもらふというのが申告の基本原則であるというふうに理解すべきであらう、またそれが望ましいことだ、こういうふうに考えたのですが、あなたは、単に十六条は技術的で、申告をする、納付金が来る、その前に一応確定しておくのだ、あとになつてまたさうだということでは、この十六条はやや基本原則的な立場というものがなくないといふわけですね。私の言ふ意見はわかっていますね。私の言ふ意見が一体あなたの方でどう思われるか。申告納税という趣旨に沿つて、申告したらず万筆を持つて、赤鉛筆を持つて

てという考え方を捨てて、それによつてまず確定をするという基本原則でいくべきだ、こういう考えなんです。

○村山政府委員 通則法は実はそこは書いてございまして、納税義務がいつ成立して、それがいつ具体化して、それがどうして消滅していくかということの法律關係を明確にするといふことをすつと書いてあるわけでございます。だから、申告納税といふものは本来こういう趣旨であるべきだといふようなことは、この通則法では書いてないわけでございます。その部分については、もちろんその裏には、申告納税といふものがいいから各税法でもつてさういふこともやっておりますが、ここではその申告にかかる部分は申告によつて確定する、それから処分によつて分はそれによつて確定するといふ、具体的に納税義務の発生、消滅の過程をすつと書いてあるといふことでござい

○横山委員 あなたがどういふふうにお考えになつておられるかといふことは、その御答弁なりにはわかるのだけれども、みんながこれを読んで心配してゐるのはどういふことなんですか。結局この基本原則らしい十六条といふものは、いよいよもつて税務署長の権限を強化したものだといふ考え方が頭になびつて離れないのです。ここでわざわざさういふことを言ふ必要はないではないか。あとの方の二十四条にも関連してくるだらうし、そのほか第三款からすつと関連して具体的に条項があるのだから、ここで、税務署長は万筆を持つんだ、赤鉛筆を持つんだ、税務職員は疑つてかかるのだよと言わんばかりの条項を、わざわざ設け

るべき必要が特にどこにあるか、さういふことをみんなが疑つてゐる。だから単なる技術的なことだつたら、もう十六条は抹殺するか、私の言ふように、申告により確定するのを原則とする、こういうふうに言つたらどうですか。

○村山政府委員 ここでねらつておることはさういふことではないのでありまして、具体的納税義務がいつ発生し、確定後でなければ納付はしないんだといふことを言いたいのわけですね。確定を待つて、その確定部分について初めて納付があるんだ、さういふことを言つてゐるわけでございます。その成立即確定です。確定がありますと、そのあとで納期は定められるわけでございます。確定後でなければ納期は定められぬ。さういふものについては成立即確定といふわけには参りません。それぞれ申告納税については、その申告によつて確定する、さうでないものにつきますのは、処分によつて確定する。それぞれ確定部分について、その確定と同時に以降でなければ納付の問題は起きませんといふ法律構造を明らかにしてゐるわけでございます。

○横山委員 それではもうちつと突つ込んで伺いますが、確定したことがあつて納付する、今まではさうじゃなかつたといふのですか。何か十六条によつて、あなたのおっしゃるベースによつて、今までと今日と違つた取り扱いの問題が発生するのですか。

○村山政府委員 租税債務の成立、確定、さういふ問題はすべて解釈にまかされておつたわけでございます。われわれ税務官庁の方では、おそらく事柄の性質上大体これと同じことであらう

といふふうには考へてはおりましたけれども、しかしそのことはやはり国民の納付に關する問題でございまして、で、明確にする必要があるといふことでここに明文を設けたわけでございます。

○横山委員 その明文を設けたことによつて法律上の關係が明らかになる。さうすると、申告をする、それが確定する、さうして納付する、そのあとでまた更正決定する、それが確定する、納付する、さういふ二段階に分かれるといふわけですね。あなたのおっしゃることはわかりました。さうするとそれからさういふ問題が発生するのではありませんか。少なくとも申告して確定して納付して、第一段階のものは税務署として承認をして、もう動かさな

○村山政府委員 さういふことではございせん。税額はさうしてきまるといふのは、やはりさき申しましたように、抽象的に申しますれば、所得計算期間内における税額をきめる要件、事実、これは客觀的にはわかるからぬか別ですが、それによつて自動的にきまるわけでございます。それを具体的にきめていく手続を書いているわけでありまして、従いまして、申告納税すればそれなりに決定する。それがかりに過少であつたとしても、納める義務はその後でなければ起きません。それから更正決定がさういふ正当のところにいくかぬかは、また話は別でございまして、もしその金額に争いがあるれば、お互いにあつて救済手続のところで相互に相談して直していくわけでございます。ただ納付の關係におきま

しては、どこまでが納税の義務があるのだといふことは明確にしなければいけません。さういふ意味で、確定がなければ原則として納付の義務がないのだといふことをうたつてゐるわけでございます。

○横山委員 あなたの議論から、私はもう幾つも幾つとも問題が發展しそうですね。すけれども、それをやっておりますとあとの条項に關連してきますし、同時に、私の言ふんとするベースが違つてきますから言ひておきますが、私はこの十六条の第一項によつて、あなたのおっしゃるような意圖と違つた問題を各第一線に生じてくるといふことを特に私はおそれるのです。もしさうでないとするならば、あなたは、政令や何かをお出しになるときに、この第十六条の一項の内容について、これが私の心配しておる税務署長の権限を強め、そして勝手にやるものではない、さういふことを徹底させる必要があると思ふのですが、いかがですか。

○村山政府委員 これは、今言つた税務署長の権限を強くするとか弱くするとかいふことには全然關係ない、具体的に納税義務が確定する手続は、どの部分についてはどういふことによつて確定するのか、従つて、その次に納付の問題がありまして、その部分については確定しなければ納付の問題が起きないといふことをそれぞれ明らかにしているにすぎないわけでございます。もちろん、これはどういふ通達も出ましようし解説も出ましようが、そのときには当然それのことが明らかにしないとだんまりです。これは納付からすつと見ていただきますと、これが非常にそ

ういふ意味の具体化の問題であるといふことが、この法律構成全体ではつきりするのだからと思ひます。

○横山委員 一応注文は注文として、私は十六条については賛成はできません。いろいろ将来を想定し、今日までの経過を考えると賛成できません。

ここであつと質問検査の問題に入りますが、質問検査権の問題については、一応たな上げの部類でございますから、現状の質問検査権について国税庁長官にお尋ねをいたします。ちよつと技術的で恐縮なんですけれども、去年私が小委員会をやつたところで、あなたの方に検討をお願いしておくと書いて残した問題であります。もうお忘れになつたかもしれませんが、質問検査権を、所得税法では、六十三条第三号で「金銭若しくは物品の給付をなす義務があつたと認められる者」つまりこれは過去の債務者です。それから「金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者」は当該権利があるものと認められる者。債務者については過去のものだけ質問検査ができる。債権者については、現在過去にわたつて質問検査権が発動できる。その次、法人税法では、四十六条で「金銭の支払若しくは物品の譲渡をなす義務がある」と認められる者若しくは「それらの権利がある」と認められる者「法人税法では、過去のことにについてはともに質問検査権は発動できない。現在の債務者、債権者に対して、ともに質問検査権の発動ができる。相続税法では六十条の第三号において、過去と現在の債権、債務者、それから第五号では過去と現在の債務、債権者、それからあ

だけにしておきますが、この現在の所得税法並びに法人税法及び相続税法の質問検査で、たとえば私の横山商店が税法について問題があつて調査をするときに、私の取引先なり何なりを調査するときは、所得税法においては、債務者は過去のものだけに限り、私に對する債権者は現在及び過去の債権者に限り、法人税法においては、私の取引先は、現在取引がある、債権、債務があるものに限られる、相続税法においては、現在、過去を問わずに質問検査権が発動できる。これは私は厳密に解釈をしておるのでありますが、間違ひありませんか。

○原政府委員 質問検査権に関する各税法の規定が統一されておらぬといふ点は確かにございませう。そこで、今般の通則法におきまして、これは一つ大きな項目として取り上げられたわけですが、私としては、いずれかの将来に統一的に規定する方が望ましいと考えております。さて、現状についてであります。たとえば法人税法は、現在の債権者、債務者についてだけだといふふうに御指摘がございました。ただ過去の事業年度の法人税について、それが申告がよろしいかどうかという調査をするといふときには、なかなかそう参らぬ場合があると思ひます。実際の調査には過去のものもお伺いするといふこともあると思ひます。その辺のところを規定を非常に厳密にお読みになつて、それはいかぬのだといふふうにおつしやるのか、あるいは今朝来申しておりますように、税といふものは正しく公平に納税されなければならぬし、われわれの調査もそうしなければならぬといふふうと思

いますので、率直にいへば、若干、出ている法律を非常に狭く読むといふ見地からいへば問題は別にあると思ひますけれども、その辺のところは私、何といふか、もう少し実体的な公平といふことを考へて御容赦を願ひたいといふか、御了承願ひたいと思ひます。申告納税制度になつてまだ短く、かつ制度をとりまじした経過が、御案内のように非常に混乱した社会情勢で新しい制度に振りかかつていつたといふような関係から、重々不備な点があると思ひますが、私どもの気持としてはそういうことで、これは決して法律を無視してどうしようという態度をまつかましく申しておるわけではございませう。けれども事務の実体からいって、ぎりぎり聞かれば、法律はそう書いてあつて、そのようにやらなければいけないのでありますけれども、実際に調べる場合にはそれだけでは済まない。それを法律の規定がなければいかぬといふかどうかといふ問題も出て参りますけれども、それはそれでいかぬといふことには必ずしもならぬといふふうに私は思ひます。ただいま申した実体的な公平と、また、調査としても全然任意の調査といふようなこともあるわけでありませうから、ぎりぎり言へば、それは法律的には、事あつても罰則の適用はないといふようなことになると思ひますけれども、そういうことでおつしやるものと思ひませうけれども、全体の課税の公平を実現するために、私どもは、近づきやすくそして適切公平な税制をやりたいと思ひますので、御了承願ひたいと思ひます。

○横山委員 断つておきますが、私はぎりぎり言つてゐるのではありませう。法律をその通り読んでゐるのですから、その点は私の立場をそういふふうにぎりぎり攻めないで下さい。この質問検査権について、昨年以来問題にしてきました根本的な立場といふものは、徴税の民主化といふことについて、ぜひそうありたい、現在の納税者と税務職員との立場といふものは絶対に對等ではない。かりに納税者側に黒の点があるうと、あるいは白の点で潔白であろうと何であらうと、やはり税の徴収に当たる者と、それから法律をよく知らないで調査を受ける者の立場といふものは決して對等ではない。従つて、特に法律で質問検査権が制限をされて、税務職員に権力として与えられてゐる限りは、絶対にそれを守つてもらわなければ困る。私は、この法人税法、所得税法及び相続税法について質問検査権の相違点があることを私なりに考へてみた。それで理屈がつかないかどうかと思つて、私は私なりに考へて理屈がつかないことはないと考へた。あなたは、税を徴収する立場においてとはとにかくオールマイティーにやらなければ困る、オールマイティーにしてもらつて、あとは良識でやるのだから、その心配してくれなといふのもおつしやる。ところが、全国の国税職員数万人をどれだけあなたが監督できますか、さつきだれかが言つたように、飲み屋へ行つてはかやうとか、税金をぶつかけてやうといふ人間がいるかと思つと、この間うちでも、「税のしるべ」を見ましたら、「悪徳税理士六人の処断、税務職員に日夜供応で」とここに書いてある。悪徳税

理士がいばつてゐるような記事はけしからぬ。この「税のしるべ」はあなた方の機関紙でありませう。あなた方としてはまずごちそうを受けた税務職員を非を正さなければならぬのに、あなたの方の御用機関紙的な「税のしるべ」で、あたかもほんとうは職員が悪くなくて、ごちそうした人間が悪いのだといふふうに転嫁されようとしてゐる。最近におけるかういふ例は枚挙にいとまがない。ただ、それは言つても、あなたに一つだけは感謝したいと思ひのは、ことしの税の運営方針を拝見いたしました。中が私がよく言つておることを数点取り入れた。質疑応答の席上では拒否的な態度だと思つたけれども、取り入れたことにあつたかではございませうけれども、しかし法律で厳密に規定してある一番問題の質問検査権を、法律ではこう書いてあるけれども、それ以外のことも調査させてくれといふのは、私は断じて納得できません。だからといって、私は何も質問検査権を戦後統一すべきであるといふ理論を今言つてゐるのではない。この違いは違ひだけの一つの理屈はあつて私は思つてゐるけれども、それは政治家としてのわれわれの立場です。法律を忠実に実施する総責任者が、質問検査権は、法人税については、必ず債権債務者については調査ができないことになつてゐるけれども、やらせてくれといふことは、私は断じて承知できません。政務次官、どうお考えですか。

○天野政府委員 事実は事実として聞いていませうと、正しい事実が出てこないわけではございません。事実を聞く

ということ御了解願いたいと思ひます。

○横山委員 そりすると、法律で質問検査権はかくかくの場合でなければ発動できない、と書いてあるけれども、そのかくかく以外のところについても質問検査権を発動するとおっしゃるわけですか。

○天野政府委員 罰則の適用はないわけでありまして。やはり先ほど申し上げた通り、法律に基づいて質問をする、そして事実を確かめるところでございます。

○横山委員 その法律に基づいてくれと言つておるのですよ。法律に基づいて、ここにあるそれと違つた法律に基づいて質問検査権を発動してもよろなら、私は文句は言わない。けれども、国税庁長官の語は、法律に制限があるけれども、越えさせてくれと言つておる。そんなばかたことをあなたはどうと云いますか。

○原政府委員 私の答弁に關しての質問でありまして、私の答弁をもう少し敷衍して申し上げます。

法律には、税務職員が罰則の裏打ちのある権限として、調査できるのはこういう場合である、こういつておられます。従ひまして、たとえば法人税の場合、必ず債権債務者に聞くという場合に、断りまして、罰則の適用はできません。しかしながら、事実上こういう方々に対して何う、そうしてお答えがあるのならある、ないのならないといふことをやるのに、それをやっちゃいけないといふお話は一向成り立たぬと思ひます。そういうようなことでは、税務行政といふものはできないと思ひます。罰則によつて行政するといふ

いう限度のほかであります。おおよそ行政官がいろいろやります場合に、すべてやるのが、事実上いろいろやるというほどのなにも、全部法律に書くといふことは必ずしもいい例ではない。この場合には、質問検査権として規定されておりますのは、罰則の裏打ちのあることの限界であるといふことである。先ほど言ひましたのは、なおそれが申告納税制度に付加制度から振り変わったという、一國の租税制度の変換としては非常に大きな変換が、あの戦後の食ひの混乱した時代に於いて行なわれたといふことにも若干の不統一はありましようが、そういう点を特に取り立てて――またざりざりのなになにありますが、そういうことをなさるといふよりも、むしろ租税關係を均衡によつてくるという意味においては、納税者も大いにその所得な元について、だんだんガラス張りにする、そういうような世の中になるというふうに御協力願ひたいといふふうに申したわけでありまして。

なお、先ほどお話し、納税者が、非常に知つてゐる、そうして権限を持つてゐる税務官吏とぶつかつてはといふお話しは、私はまことにその通りだと思つておられます。そうして、先ほど申してあります近づくやうなこの気持の根底を私はそこに置いておるのです。納税者は税のことにだんだんなれて、また知識も得られますけれども、やはり何といつても、そう申しては失礼ですが、しつうと的な方々が多い。税務官吏はしつうぶんだから仕事を通して勉強し、いろいろ研修も何もやつておられます。これが、申告は自主的にしな

さいと指摘したら、拝見して間違へば更正決定がいきますぞといふようなやり方ではいけない。われわれの持つてゐる税に關する知識をそのまま納税者に与える、納税者の頭の中にすぽと入れるといふような氣持で申告のときにサービスしろといふことで、私は税務職員に強く教え、申し渡してあります。なかなか一朝一夕ではできないことだと思ひますけれども、じりじりと車の輪を回すようにがんばつていきなさい。これ以外にほんとうの申告納税制度でこの事態を制する道はないと思つてやつておられます。

なお、先ほど悪徳税理士關係の新聞記事で職員をなぜほつとくのだといふお話しでございませうけれども、その新聞に出てゐるケースは、私は具体的に存じませんが、今まで税理士の方を処分いたしました場合の私の一般的な感じは、相手になつた職員については相当重い処分をいたす、これは行政的な懲戒処分だけでなく、刑事処分を受けてゐるというものが通例であります。率直な感じでは、こゝろいふ方があるいは差しさがありあつたらんでございませうけれども、どうもそういう利益を供与されるというよりなことは相互關係いたしなもので、やはり納税者あるいは税理士の方も大いに自覚していただきたい。見ていますと、私どもの者がさういふ誘惑に陥つて、刑事的に訴追され、刑罰を課せられる、また行政的な懲戒罰を課せられるといふのが、残念ながらまだある程度ございませう。

そういう場合に、やはり特に税理士さんといふような方が、これに介在しておられるといふ場合は、相当私は困ることだといふふうに思つて、さういふ

際はやはり処分をしつかりやらなければならぬ、私の感じでは、今おっしゃつたような点はおそらくここで、大体その相手になつた税理士はどの程度であるか、あるいは重いかもしれないほどの重い刑事上または懲戒上の処分を受けておるといつて差しつかえないと考えております。御了承願ひます。

○横山委員 私はあえて申し上げます。はつきり言つておきますが、質問検査権を乱用してゐることは困る。法律に書いた通りやつて下さい。もしも法律に書いた以外の質問検査権を発動された場合においては、断固として私は糾弾をいたします。さういふ前提のもとに、もしあなたが、それじゃ罰則を伴わない、お聞きをしたいといふような意味らしいですね。それは許してくれ、こゝろおっしゃる、もつともなうではあるけれども、それじゃ税務職員が質問検査権を発動できる店屋さんに於いて聞くと、こゝで発動できないBという店屋さんに於いて聞くと、これはおたくは法律に基づくものではございませうけれども、済みませんが教えて下さつたら教えてくれませんか、こゝろいふに断つてやつてもよろなら、私はまだいいと思ふ。何とそれを言わずに、いかにさういふ入つてちよつとあなた様の取引の横山商店のことをお聞きしますがねと言われたのは困るのです。そこに明確に法律を忠実に執行する行政官として一つ落着いておられるなら、私に人間的なあなたの雰囲気では、落着いてつたかといふらしい。罰則だけは適用はせぬといふ。けれども実際質問検査権で罰則が適用される例といふ

のはないでしよ。それは伝家の宝刀ではないでしよ。その伝家の宝刀があるからこそみんな質問検査権が生きておるのです。伝家の宝刀が私にはありませんと言わなければならぬ人間が、持つてゐない伝家の宝刀を持つてゐるのかのごとくやるといふことは、質問検査権の乱用もはなはだしい。さういふ点で私はもしどうしてもあなたが行政上必要があるとするならば、まずそれを断つて、これは法律に基づく質問検査に来たものではありません、お差しつかえなければ、一つ聞かしていただきた、お断りになつてもやむを得ません、こゝろいふにまず明示をして、相手の承諾を得てやるべきである、いかがですか。

○原政府委員 法人税で現在の規定してある申告された年度は過去の年度である。そして大体現在まで取引が純いてゐるといふ相手方が多いでしよけれども、取引はその時期からあつてしまつたといふ相手もあるでしよ。さういふところに寄つて何う場合に、私はそれを聞いてはいかぬ、また聞くならこれは罰則がありませうと云つて聞けとおっしゃるのも、どうも心得ぬと思ひます。もう少しやはり税といふものは諸元がガラス張りになるといふ方向にみんなお互ひに協力するといふふうにお願ひしたい、これは横山さんにもお願ひしたいといふふうに思ひます。

○横山委員 私はあなたの人間性を議論するわけではありませぬ。私に人間性を追及されても困る。少なくともわれわれは今立法をしてゐるのですから、法律が正しく行なわれるかどうかといふことを一番議論しておる。租税

法定主義が過去から今日まで 血潮をもつてあがなれて租税法定主義が確立した。その租税法定主義があらゆるところで破られていると言っているのです。あなた方は破られていないと言っている。けれども今ここで議論しておることは、明らかに法律によつて定められておる租税の徴収方法について、あなたは逸脱させてくれと言っておる。そういうことではありませんか。それが困るうと困るまいと、私はどんなに困ったことがあろうと、租税法定主義を貫いてもらわなければ困るのです。それでなければ立法したわれわれの責任、法律を守るあなた方の責任はどうなるのです。これはやはり不便を忍んでもらわなければいけない。私は不便ではないと思ふ。法律できまつておる以上は、法律の通りやつて下さい。

○原政府委員 先ほどから申しております通り、罰則の罰を持つての質問は、それぞれ税法に規定してある範囲内でしかできませんけれども、それ以外においても納税者の相手方に何つてお答えをいたさうかという事は、私は非常にけつこうなことだと思ひます。これはそれがいかぬとか何とかおっしゃるのは私は心得ぬと思ひます。なお罰則適用のことについて全然ないであらうと言われましたが、二、三件はあるというのが事実でございます。(横山委員)問題にならないです。よと呼ぶ)少ないですけれどもござい

検査権を逸脱させてくれと言つておるのです。長官は税の徴収上困るから逸脱させてくれと言つておるのです。失礼な言ひ方をされるけれども、私に、あたかもそれじゃ脱税者を防護することになるから、全部知らぬと困るから法律を逸脱させてくれと言つておるのです。これはまず第一にわれわれが議論する場合に、法律がその通りに行なわれておるかどうかがということが大事なんです。租税法定主義というものが今日までこれほど議論されておるときは、その中で重要なすべての納税者に影響のある質問検査権が、明らかに逸脱させてくれと言つておる以上は——現在逸脱されておるのです。ちよつとやそつとの不便があろうかならうが、法律は実行してもらわなければ困る。法律で定められておる点が、国税庁の一方的な判断をもつて納税者に多大の法律以外の不利益を与えておるといふことを私は看過できません。いかがですか。

○天野政府委員 先ほどから国税庁長官がお答え申し上げております通りに、罰則規定を持ちました質問検査権については、法律に明記してある通りだろうと思ひます。そうしてまた税の事実をはつきりつかむという意味におきまして、いろいろ聞いたりなんかするということも、これはやむを得ないことだらうと思つておる次第でございます。ただしこれが行き過ぎにならないようなこととは、国税庁長官がしばしば職員に対して指示をいたしておるところでございます。

○横山委員 どうなんでしょう。政務次官、あなたも実際に對する答弁に困るでしょう。これはわかつておるのではありません。あなたわかつておつて、初めて聞いたものだから、一応長官の味方をせよとならぬと思つておるのではありませんが、あなたがかりにこちらにすわつておつて、私の言つておるのを聞いておつたら——この辺の人はみんな賛成なんです。理屈はわかつておるのですから。それで、——だつて、明らかにこれは質問検査権がどれほど納税者に対していろんな問題を起しておるかからいふ、だから、質問検査権を乱用してはいかぬ、乱用はいたしませんと答えておるけれども、では、法律の通りに質問検査権を發動したら困るから、法律でこれだけしかやつてはいかぬといつておるけれども、やつてはいかぬといつておるけれども、やつておるのです。それで、最後に三人並んでの答弁は、どうも罰則の適用がない質問検査権をやらしてもいいやといふことらしい。罰則の適用のない質問検査権なんてあり得ますか。あなたも今言つたでしょう、罰則は適用しませんから質問検査権をやらしてくれ。権とは何ですか。だれがそんな権を許しましたか。質問検査をしてはならないのです。絶対に。私はお聞きするのならばいいといふのです。しかし、お聞きするときは伝家の宝刀を抜いてもらわなければ困る。それがあなたにはわかりませんか。

○原政府委員 まず第一に法人税の場合に、過去の年度の申告があつた、調査した、その相手方になつたのがある会社であつたとする。その会社はその後解散してしまつてなくなつてしまつておるといふような場合に、まあ、その關係者に尋ねて回るといふようなことをいたす、私は税務の調査として当然だと思ひます。その点を当然だと思ひ考へになるかならないか、やはりそういう調査を、とにかく何う、聞く。聞いて調べるといふことは當然だと思ひます。これは行政官がいろいろやる行為について、すべて法律で権限として規定するかどうか。まあ一般的な権限はあるでしょう。税務官吏には税務官吏の権限は一般的にはございします。その中には私は明瞭に入らぬと思ひます。ただ、たとえば税法その他で特定の罰則その他特定の強い法律的な意味を持たすといふような場合に、それに特に狭い範囲を設けるということはあると思いますけれども、行政官が一般に仕事をする場合に、法律的にこまかく書かないで一般的な権限規定で、あとは事実上のなにかにまかすといふことはたぶんあると思ひます。行政官の仕事の一つ一つについて税務官の権限規定として各実体法で一條一條を規定してあるといふものではないと思ひます。

○横山委員 ややぶしつけでも何とでも言つて下さい。けれども、常識で議論してはいかぬといふことを私はきつておる以外に常識でやればよいと法律で書いてある、それはかりに百歩譲つて不備だとしましようか。不備だから常識でやる。その常識というものが、あなたの勝手な常識なんだ。私はあなたをけなししているんじゃない。けれども、しよせんあなたも一個の人間にすぎないんだから、そもそも欠陥のある人間なんだから、その人間が独立した常識でやらして下さうといつても、私は許すわけにいきませんよ。これはほかの問題と違ふんですよ。質問検査権はきつめて重要なんです。それが制限列挙してある。制限列挙以外のことをやらしてほしいといふことを私は許すわけにはいかぬ。私はよく言ひます

が、決して無理なことを言っておるわけではない。どうしてもこの過去の債権、債務者に話が聞きたければ、その質問検査権という伝家の宝刀をしまつてからやつてもらわなければ困る。あなたは何か行政官吏に一般的質問検査をする権限があるようなことをおっしゃっているんだが、どこにそういうことを書いてありますか。それもあなたの常識ですか。そういう常識論でやつてもらったのでは困る。だから私が何回も言っているように、質問検査権の発動できるものと発動できないものとがある。それは区別してもらわなければ困る。税務職員は、いやこれは発動できないんだ、だからあんまり強く言わないでおこうという良識かもしれない。受ける納税者の方はそうじゃないですよ。それがわからぬ、あとから不当にその点については法律の乱用によって迷惑を受ける。これが脱税者であつたか、脱税者でなかつたか、そんなことは関係なしに質問検査権が発動されるんですから、どうですかね。政務次官、私の言うことはよくわかつていてしょうね。ようわからなかつたかんべんできませんけれども、どうですか、と言っているんですけれども、それにもまだお答えがないようです。

○天野政府委員 やはり先ほど申し上げた通りに、質問検査権という罰則規定の裏づけのある権限をもつてやるという場合には、おっしゃるような、非常に厳密な範囲でやる必要があると思ひますけれども、いろいろな税務行政の円滑化並びに税の公平な把握というやうな点に基づいていろいろお聞きしたり、お伺いをするという程度のこと

は、やはりこれはやむを得ないことであらうかと思ひわけでありませう。

○横山委員 何は言つても話が通じませんから、この問題は一応このくらいにして、次に移ります。けれども、私はあえて言つておきますが、もし今後この質問検査権の発動が、この逸脱行為がありましたら、具体的な事例をひつぎ、断固としてあなたの不当を糾弾いたしますから、そのつもりでおつて下さい。

十九条 十九条の「修正申告」のところではいろいろな項目が書いてあります。提出することが出来る条項が書いてありますが、これは一体どういふことなんでしょうか。二十五ページに一、二、三、四と修正申告を提出する場合が書いてある。私の読み違いかもしれないが、「先の納税申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に不足額があるとき」第二番目に「先の納税申告書に記載した純損失等の金額が過大であるとき」第三番目に「先の納税申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過大であるとき」みんな納税者が損なことばかりに修正申告しろということじゃないですか。第一号の規定は自分の出した税金に不足があるとき。第二号は、純損失等の金額が大き過ぎるとき。第三号も、還付金が大き過ぎるとき。何か私の読み違いですかね。これは本来不足額があるないしは過大額がある、ないしは金額が過大である、過少である、みな両方の場合をうたわなければならぬのだけれども、納税者が自分に損する場合だけ出せと言っているやうな気がしてならぬのですが、どういふわけですか。

○村山政府委員 通則法の全体の構成を見ていただきますとおわかりのやうに、「国税の納付義務の確定」と第二章でうたつておるわけでございます。その中でございまして、「通則」といふのがございまして、次のことが書いてあるわけですね。どういふふうにして確定するか、成立即確定、それから申告により確定する、賦課課税により確定する、その次からその具体化が書いてございまして、第二節「申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続」、「納税申告」、その納税申告の一態様として書いてあるわけでありませう。次に「更正の請求」、この期限内申告は普通自分で出されるわけでありませうが、ここに書いてありますのは、自分が出したものがあとで、あれでは少なかつたとか気がついたら、いつでも直せます、こういうことが書いてあります。

○横山委員 多過ぎた場合は、どうですか。

○村山政府委員 多過ぎた場合は、更正の請求で御自分がなさつておるわけでありませうから、更正の請求で直しなさい、こう書いてあるわけでございます。

○横山委員 私素朴な質問は、第一に、十九条の修正申告は、税額に不足額がある、つまりもつと多く出さなければならぬという場合には修正申告だ、もつと少なくすべき場合においては更正の請求だ、何でそういう区別をしなければならぬかという意味であります。

その次に、そのほかに税務署で調べてみまして、本人の税額が過少である、あるいは申告がなかつた場合には、更正決定をいたします。こういうふうにしたしまして、その申告にかかると部分の当初申告はそのまま確定します。修正によつてふやせば、そのふえた部分はそれで確定いたします。更正の請求という権限がありまして、それを請求されて、それに基づいて減額すれば、その限度において減ります。それから、更正、再更正もそうでございますが、更正すればその分だけふえていきます。それから、もし申告がないやうな場合には、決定によりましてその税額は確定いたします。この順序がずつと書いてあるわけでございます。期限内申告までは、これは各税法ともそれぞれ実定規定に密接な関係がございまして、各税ごとに、いかなることを申告していただくかといふことは、それぞれ記載する事項が違いますから、各税法に譲つてあるわけでございます。ここまではそのフォームだけが出ておるわけでございます。あと今の修正申告あるいは更正後の修正申告それから更正の請求、更正決定、これは申告納税に関する限り全く同じでございます。各税に共通している事項でございますのでここに書いておるわけでありまして、同時にそれぞれ確定する分野の税額を明らかにしてある、こういうことでございませう。

○横山委員 私の素朴な質問は、第一に、十九条の修正申告は、税額に不足額がある、つまりもつと多く出さなければならぬという場合には修正申告だ、もつと少なくすべき場合においては更正の請求だ、何でそういう区別をしなければならぬかという意味であります。

○村山政府委員 多くしなければならぬと本人が考える場合には、修正申告書によつて下さい、こう言つておるわけですね。少ないと考える場合には更正の請求にして下さい……。

○横山委員 なぜです。

○村山政府委員 その事柄を別にそれぞれ明らかにする意味でやつておるわけでございます。

○横山委員 あなたの言つておることを私の言つておることは一緒です。なぜ区別をしなければならぬか。自分は税金をもつと多く出さなければならぬと気がついたときには、ええ便宜をはからつてあげます、だから修正申告でたつたつとやる、私は多過ぎた、少なうしてくれという場合には更正の請求でむすかし取り取り、こういふ感じがしてならぬ。同じじゃないですか、多過ぎて少な過ぎても同じ取り取りで修正申告でいいじゃないですか。

○村山政府委員 こういふことでございませう。本来なら申告期限がきめてございませう。これが妥当であればこれできます、もうあと申告とか更正の請求なんか言わないで、税務署長が間違つておれば更正するといふ法律構成もございませう。たださういたしますと、理由がない場合には過少申告加算税がびしゃつとかかつていくわけでございます。その場合に、人にはそれは間違ひがございませうといふわけでございます。そこでそれを直すものを考えまして、自分であとで不足しているという場合には修正申告をして下さい、その場合には、それが初めから更正決定があることが予知された場合でなければ、その分についてはその期限内申告は過少なんですけれども、過少申告加算税は取らない、こういう法律構成で弾力条項を置いているわけでございます。それからこれは過大にいたしました——納税者には割と少ないと思ひますけれども、それでもあり得ることでございます。この場合に、いつまでもそれを認めますと、法律関係がはつきりいたしません。本来は申告期限で切るべきでございますけれども

も、そこを、従来も一カ月間更正の請求がございます。その権限は依然として存置したわけでございます。これは直し得る、こういふふうに持つていったわけであります。それで更正決定ということになりますと、原則としてはその分については過少申告加算税がかかるわけでございます。そういう意味で、まだ申告納税全体が今のような状態の場合におきましては、間々間違えということはあるであらう、こういう意味で修正申告の条項を置いてあるというわけでございます。

○横山委員 二十六条再更正、税務署署長は、前二条又はこの条の規定による更正又は決定をした後、その更正又は決定をした課税標準等又は税額等が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該更正又は決定に係る課税標準等又は税額等を更正する。」とある。いろいろな疑問が出てくるのだけれども、これはつまり誤謬訂正のことですか、それだけ簡単に。○村山政府委員 増額の場合も減額の場合も両方含んでおります。

○横山委員 これは要するに、税務署が自分のやったことが間違ひであつたといふことが気がついたときの意味ですか。

○村山政府委員 さよりでございませう。

○横山委員　ここでいう「この条」とは、一体何をいつているのですか。

○村山政府委員　これは法律用語的なことでございますが、再更正をやってもなおできる、再更正の上に、間違つたとわかればまた増減できる、こういう意味でございます。

○横山委員　税務署で更正をする、そのあとで間違つたと気がついたら、また

た自分で誤謬訂正で直す、またそれも間違つたと思つたら、それもまた自分で直してもしよしい、こういうことですか。

○村山政府委員　増減いずれもさうよう
でございませう。

○横山委員　そこで私はお伺いをしたいのですが、税務署のやったことについてではなくなかに誤謬訂正を認めないののです。自分が間違っておったとはなかなか言わないのです。それで、私も聞いた話ではありますが、自分がやったことが間違っておったということを認めるといふことは、決定的な恥辱とまではいかぬにしてもつらいことらしい。だから、総額で変わらない、間違っておってこれを直すなら、別なところをみつめてそこをふやして、そうして大体つり合いのとれたようにやる、こういうことが非常に多いのです。期限が過ぎたあとでも税務署で誤謬訂正を直そうというような場合も、ときにはないのですけれども、第二十六条がたつた三行で簡単に終わっておる

と自分で間違いを勇敢に直すということにとに努力をする必要があると思うが、いかがでしょう。

○村山政府委員　ここで一般的に申し上げますれば、納税者も税務署もできるだけ間違いが少ないということは望ましいと思います。その意味で、実は修正申告とか更正決定といったようなことはあまり望ましいことではないといふことは当然でございます。ただここまでは法律のことでございますので、その期間内におきましては、行政機関の関係におきましては更正ということもあり得る、それから修正申告ということもあり得る、減額更正というのは五年間働きます、こういうことで法律問題でございます。そういう意味で、間違いがあつた場合にその間違いを直せば、その限度においてそのふえた分だけは、そのとき確定するのだ、減つた場合には前からそれを引いたところで確定するのだといつて、次の納付のところに法律関係に移しているわけでございます。

○石村委員 関連質問。条がちょっとあとへ戻りますが、ただいま横山君の質問をしました納税申告の修正の問題と更正の請求の問題ですが、つまりもっとよい納めなければならぬという場合には修正申告をしろ、それから申告が多過ぎたというときには更正の請求をしろ、こういうことだと思いま

どうしてもしなければならぬという問題になる。これはどうなりますか。

○村山政府委員　そこはごく形式的に申しますと、直すまでは最初本人が申

告した税額、それが確定しておるわけ
でございます。ただ実際問題といたし
ましては計算の誤記等がありますれば
おのずからわかるわけでありませう。当
然直すわけでございます。

○石村委員 当然直すというのは、正
式な更正決定ということにならなくて
いいわけなんですか。

○村山政府委員 法律上はやはり減額
更正でございます。

○石村委員　だから、税務署長が更正決定をすぐ目の前でやってくれればいいわけですが、事務がめんどうさいといつてほうられればそれまでです。いつまでたつてもやってくれないという

ことになる、法律上は、一人一課
 まって出した確定申告書によって、自
 分では誤っておるということがその場
 でわかつておる、わかつておつてもそ
 れをやはり受け付けてくれない。更正
 の手續をとつてくれないからやむを得
 ずよい納めなければならぬといふこ
 ことになるのです。そうしてその間更
 正決定を受けない、もしかりに、それ
 じゃ納めないといふことになれば、そ
 れぞれ加算税が何か取られるといふこ
 ことになるわけなんですか、どうなん
 ですか。

とかいうことは逆に、還付加算金の問題になるといふことでござい
す。

○石村委員　かりに申告を早くしたと雖、三月十五日というのを二月にでも出して、すぐあとがつかいでもなかなかやつてくれない。やつてくれないければやはり納めなければならぬといふことに法律上は一応なるわけです。

体、実際上はそういったしよせんという
 ことなんでしょうか。法律的には、こうい
 うあとの更正の決定、更正の請求をし
 なければならぬという法律を作られたな
 場合には、これはもう頭を下げて署長に

に頼むよりはかに手がないのですか、その前に修正ということが認められておれば、納税者の権利として少なく納めて当然なんです。少なくというよりあたりまえの税金を納めることになるのですが、更正の手続を経なければならぬということになると、署長が何か——そういうことは常識的には考えられぬといへばそれまでですが、実際問題としてなかなかやってくれないということになる、とにかくあとで多過ぎたというので戻してもらええるかも知れませんが、一応は取るぞ、納めろ、こう言われる、法律的には言い得ることになるわけですね。

○村山政府委員　申告所得税に例をとりますと、確定申告は二月十六日から三月十五日までになっております。

付も期限までに納めればそれでよろしいわけでございます。御本人の都合で早く申告されて早く納められる必要があればそうやる。法律で要請されておられます期限までにして下さいというだけでございます。間違つておれば差しかえは御自由でございます。ただ申告期限が一ぺん過ぎまして、更正の請求というところをあまり長くするというのは、要するに申告期限なり納期限をきめたという意味がないわけですから。あとで法律関係を確認させなければいけません。それから、更正の賦課権の行使の制限については、今度は全部の税について三年でございます。そこを確定する必要がある。そういう意味で更正の請求権制度というものは、申告納税制度からいいますとこれは過渡的なものだろうと思ひます。まだあまり発達してないときでございます。で、実際のことを言いますと申告課税の意味がなくなるといふことは法律的には言えますが、従来通りやはり一月は置いてある、こういうことでござい

ます。修正申告は五年間いつでもできるわけでございますが、これはやはり今のよりな状態でございます。いきなり更正決定をやつて、過少申告というところもどんなものであろうかというところで、進んでやつた分については原則として過少申告加算税もとりなさい、こういう法律構成になつておるわけでございます。

○石村委員 期限内なら差しかえてもいいといふことで、大へんいい話ですが、まあ期限内だけのことであります。期限を過ぎてからはそういうわけにいかぬので困るわけですが、そうするとどこかの条文中に、確定するのは申

告により確定するところのわけですが、前に出したとき一たん確定したんじゃないのですか。期限内は確定しない、期限がきた瞬間に前に出したやつが確定するわけですか。法律的にはその点どうなるのですか。

○村山政府委員 前に申告したものに於ける分の税額については、その申告のときに確定します。修正申告を出しましてふえた部分については、その修正申告のときに確定します。その後納付の問題が起きます。こういうことをこの法律は書いてあるわけでございます。

○石村委員 私の言っているのは、増額しなければならぬときの修正申告を言つていけるわけじゃないのです。前の申告が間違つて多過ぎたというとき、期限内なら取りかえて少ないやつを出せばいいじゃないか、こういう話です。大へんものわりのいい話だと思ふのですが、法律的には申告書を出したときに確定するといふことであるのに、あとで確定したものをまた取りかえるのですか。そうすると、この確定申告書というものは、申告期限がきた三月十五日に初めて確定するのだという意味ならわかります。しかし提出したときに確定するといふことがあるとするとかおかしな—そんな理屈を言うな、差しかえりゃいいんじゃないかという大へんものわりのいい話で、その点はいいようなものですが、それでは法律的にはおかしいんじゃないか。

○村山政府委員 申告期限というものは納税者のために、期限の利益はやはり債務者のためにあるという一般的原则でございます。そういう意味で、ですからそこは差しかえはできません。ど

こで最後の確定をするかというところ、申告期限のところで確定するわけでございます。その後今の減額更正がありますれば、その確定したところからその分だけ減額するといふことで確定いたします。それからふえる場合には、その修正申告なりあるいは更正決定によつて、その増減部分だけが、修正があつたときあるいは修正申告したときに確定いたします。納付の問題はそれぞれの部分についてそのとき以降起ります。こういう形にしてあるわけでございます。

○安井委員 関連して……今のやりとりの中でちょっと感ずるのですが、更正の請求によつて確定するのはいつですか。

○村山政府委員 それは、更正の請求によつて減額更正をすれば、その減額更正をしたときに、更正した限度においてその部分の減額というふうに確定する、こういうことでござい

ます。○安井委員 そういたしますと更正の請求というのはいわゆる申告納税方式の一つのフォームになるわけですね。○村山政府委員 そう申し上げます。○安井委員 そういたしますと、現実においてはいずれにしても申告納税制度のフォームの一つであるといふことは確かですね。

○村山政府委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

す。○安井委員 一つであると申しますが、申告納税でございまして、申告した分はそこでどんなに確定していきま

いうのは全部申告納税の方式による確定手続について一款、二款、三款と、もうすべての手続がみなあるのですよ。どうすれば確定するかというところをここのではっきり書かれていて、これをここのことさらにここの第一号に書き出している。その場合にみんな例示してあるわけですが、ただ更正の請求による場合だけははっきりお書きになってないで、その他何かでごまかしておられる。つまり納税者の利益になる部分だけは例示の中からはずしておられる。そういうような態度が私はこの中にあるような気がするわけですから、私はこれは納税の方式としてそのフォームを、原則だけをお書きになっておけば、これでいいのではないかと思う。この原則に違ふような例外的なやり方、これはあり得るでしょう。申告がなかった場合、これは当然考えられます。あるいはまたその申告の内容に間違いがあった場合、こういうことは当然考えられます。それはちゃんとあつた場合にはこうやるんだというふうなことをお書きになることが、私は法規定の正しい行き方じゃないかと思うわけですが、立法方式として、申告納税方式というふうな打ち出し方の中に、そういうふうなごまかな問題をずつとお書きになる方が私はむしろおかしいと思うのですが、いかがでしょう。

○村山政府委員 更正の請求に基づいて税務署長が減額更正をした場合をここのにはっきり書いてあるわけですが、その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合に限り、税務署長の処分により確定する方式」これは増減ともに含んでいるわけでございます。

調査したところと違ふなければ、もちろん更正の請求はいれられないわけでございます。ですから、これは当然この中に入つておるわけでございます。これは確定方式でございますから、やはり具体的に書くことが必要だろうと思つておられます。解説の場合に、たとえば申告納税というものはどういふものか、こういういい理念を含んでいふものとかなんとかいふ問題、これは別でございます。ここで言っているのは、具体的納税義務について一々どの段階で確定して、その段階について納付の問題が起きるのだというところをこれから書くこととしておられるわけでございます。その全般的なことをここに書いておくのですから、法律的にはこゝまで書いておきませんと非常に疑いが起きます。むしろこのあとで、個々のケースが、どの部分について増額か、減額か、減額について減額しているか、ここに書いた意味があつたもので、出てくるわけでございます。そういう意味では、こゝはあくまでも今のよう書き方で、申告によつた分は申告で、それから処分による分は処分で、くのだ、それぞれそのつど納税義務が確定するのだ、こういう書き方でないと誤解を起すのだらうと思つておられます。

○安井委員 関連です。それからやめますが、私が申し上げたいのは、申告納税方式という一つのフォームのきめ方は、申告によつて税金がきまるというものが申告納税方式です。これはだれが考えたつてそうです。だからそれでいいじゃないですか。だから、これに異なる、この原則だけでいいかない場合はもちろん当然出てきます。そういうことをあとでしっかりおきめになれ

ばそれでいい。この中にはつきりきめられておるわけですね。だから、この第十六条第一項第一号の規定は、その原則だけをきつぱりおきめになつて、それ以外の問題はほかの個所に、その原則にもかからずこういう場合はどうだ、こういう場合はどうだといふふうにおきめになれば、それで私は通ると思つておられます。そういう点、この書き方について、先ほどこれは横山委員も保留された問題ですから、私はそれを申し上げるだけにとどめて、次の質問に移つていただきたいと思いますけれども、私はどうもこの点に落ちないわけでは

○村山政府委員 これは納付との関連で読んでおられるわけでございます。そうでなければ、これが一般に解説のようなものでもありますれば、そういう考えもあると思つておられます。しかし具体的にどうして具体化していくのだ、それに就いていつの段階にその以降の納付なり徴収という問題が働くのだというところを具体的に書いていかないといふことを具体的に書いておられるわけでございます。通則法はそれをきめるといふことが一つの問題であるわけですが、具体的にいつ納税義務が確定し、いつ納付すべき問題であるか、そういう意味ではやはりこまかく書かないと、その関係は出てこないといふことでございます。

○小川委員 長 この際午後六時三十分まで休憩いたします。

午後五時五十九分休憩

午後六時四十六分開議

○小川委員 休憩前に引き続き會議を開きます。

質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 二十三条とそれから二十八条、その関係についてお伺いします。

二十三条の「更正の請求」ですが、先ほども申し上げたように二十三条の更正と修正とはえらく扱いが違ふ。けしからぬと言つておきました。さらにけしからぬと思はれるのは二十三条の第二項で、更正の請求をするときは「課税標準等又は税額等、更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細その他参考となるべき事項を記載した更正請求書」を出せと、えらゝ御念の入つたことをとんとん出せと要求しておいて、二十八条の「更正又は決定の手続」税務署長が更正通知書又は決定通知書を送達するときは、その理由は書かぬでもよろしい、こういうことじゃないですか、これは納税者が文句をつけたときには詳細全部出せ、当該請求をするに至つた事情の「詳細」とは何ですか。そんなことを書かせる必要はないじゃないか。わしはえらゝ思つて、日夜苦悶したあげく、どうしても請求せぬならぬと思つて請求することにいたしました。こんなことを書けといふのですか。それでどうも税務署長が更正決定通知書を出したときには理由を何も書かずに、こゝろに理由を私に書く、国は悪いことではない、お役人のやることはみな正しいのだ、なんじらが出すときにはちゃんと全部の理由を書いて出さなければならぬ、こういう思惑じゃないですか、どうですか。

○村山政府委員 これは御承知のように現在更正する場合には、青色申告につきましても、これは本人の帳簿に一つの法律の効力を認めまして、更正するといふことは、調査したところが本人の申告と違ふといふことはまあ当然でございますけれども、そのうちどういふ理由で、どこが違つておるかといふことを更正の付記の理由として書くことになつておるのでございます。

白色申告につきましても、実額調査も大体できないであらうというぐらゐの帳簿の程度を予定しているわけでございます。それをなければ大体青色申告に行けるはずでございますので、そういう意味で現在のところただ間違つたという場合には更正をいたすことにしておりますが、特にその詳細の理由を要求してはおりません。一方この更正の請求につきましては、何分にも本人が申告していることでございますので、どこが間違つておるかといふことはつきりさせてもらいたいといふことと書いてあるわけでございます。本人が先に申告をしておりますので、それで先ほど申しましたような意味で、申告納税の補完的な制度でございます。そういう意味で更正の理由は、その理由が一見してわかるようにいふことで、必要な資料を同時にいふように規定しているわけでございます。

○横山委員 あなたの答弁は不十分です。なるほど文句を言うなら少しはその事情を書け、どういふことが税務署のやることは気に食わないのか、それを出せといふなら、これはやむを得ないと思つて、それにしたつて更正の請求をする理由だけでいいじゃないですか。当該請求をするに至つた事情の詳

「細」なんか書く必要はない。夜も寝れぬとか、あるいはどうしようどうしよう困っておりますとか、どういふことを言うのですか。当該請求をするに至った事情の「詳細」といふのは、その前の「更正の請求をする理由」だけでいいじゃないですか。それを今納税者には事情の「詳細」を書け、おれの方は二十八条には詳細はいらぬ。お前のところは十万なんというものじゃない、五十万だというその一、二、三を金額、税額、減少する分、増額する分だけ書いて、何でお前のところの申告なりあれは違ふのだという理由を書いてやらぬという片手落ちなことがありませんか。少なくとも税務署が納税者のやっておくことは間違つておるといふなら、その理由を書くべきだ。青であらうが白であらうが、そんなことは当然のことでしょう。これはとにかく間違つておると税務署が判断をして、そうしてもなお前のところは百万だといへば、それでいい、文句があるならお前の方の筆証責任で、お前の方で文句があるならそれでまた書け、こういうのですか。私は先ほど長官でしたが言われたように、私がまた言つたように、今の納税者とそれから税務署長との立場というものは、対等ではない。これは心理的に対等でないのみならず、法律上にこういふ片手落ちなことをしたのではないかぬというのであります。もしもさつきの話のような誤謬訂正のようなことについて、親切にやるということなら、「更正又は決定の手続」におけるこの第二項には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ、一、二、三、そうしてそれに至つた理由、当然税務署長が書くべきである。何で

税務署長が、お前のところは間違つておるときには詳細は書かぬでいい。納税者が税務署のやることは間違つておるといふときには理由の「詳細」、それに至つた事情の「詳細」までなぜ書かせなければならぬか、どうですか。

○村山政府委員 ここに書いてありますように、更正の請求をすることのできる場合は、一項の一号から三号までに書いてありまして、その場合に添付すべき書類が二項に書いてあるわけでございますが、そのときは前の課税標準、それから税額、それから今度は更正後の課税標準、税額、これは当然だろふと思ひます。幾らものものを幾らにしろというのか、更正の金額を明らかにする意味においてこれは当然だと思ひます。その理由その他、「当該請求をするに至つた事情の「詳細」その他参考となるべき事項」、こう書いてあるわけでありまして、ですからその他参考となるべき事情を書いて下さいということでございます。

○横山委員 「当該請求をするに至つた事情の「詳細」とは何ですか。

○村山政府委員 これは例文でありますのでなんです、たとえば今の申告様式をずっと考えてみますと、あそこ収入金額、必要経費欄がずっとございまして、十種類分類があるわけでありまして、そこでおそらく申告書は収入金額、必要経費というものが、それぞれ根拠を持つて当初申告に書かれていたであろうと思ふのであります。それでなぜ必要経費がふえたか、あるいは収入金額が減つたかというところなんです。ここではおそらくは更正の請求をする理由、減つたとかふえたとかいふ理由だけでなくて、たとえばどの取引、前に

はこういう取引が入つておつたが、この分は翌年度に回すべきものであるとか、そういうことを書いていただきたい、こういう意味でございます。それからまたたとえば経費にいたしましても、今のたなおろしが間違ひましたということですね。おそらくあそここの申告書だけを見ますと、申告書の法定のフォームとしては、ただ経費一本で出ているわけなんです。経費につきましては、いろいろな経費があるわけでございます。その場合にたなおろしが間違ひましたとか、そうでなくて、営業経費のこれこれこれが間違ひました、そういうことを書いていただきたい。とにかくこれを見れば、なるほどと思へる主張点がはつきりするということでございます。

○横山委員 それだって、更正の請求をする理由というだけではないはずだと思ふ。本人が税務署のやつてゐることは間違つてゐる、だからこうしてもらいたいといふのは、更正の請求をする理由じゃありませんか。「当該請求をするに至つた事情の「詳細」とは何ですか。あなたの申しやうなことは、みんな更正の請求をする理由なんだから、これではそんなことまで書いておいて、税務署長がお前のところは間違つてゐる、お前のところは多くしななければならぬ」といふ更正の決定通知書について、理由を言わぬ、言ひ必要はないと言つて、頭ごなしのやり方が氣に食わぬ。ところがこの二十三条で、どうしてもそれを書け、「当該請求をするに至つた事情の「詳細」を書け」といふなら、税務署長も決定通知書に当該決定をするに至つた事情の「詳細」を何で載せ

ないのですか。そこをなぜ片ちゃんばにするのか。

○村山政府委員 申告納税の方は原則として、当初に申告、これと税務署長の調査、これが原則的には対立している形で法律構成を考えているわけでありまして、従ひまして当初申告の場合には、そういうことは何も書いてないで、一定の申告すべき事項、税額が出るに必要な事項だけを書けば足りることになつてゐるわけでございます。ところが今度自分の申告したもの、これが間違ひであるということを、更正の請求をなさる場合には、その理由の上でどこが違つてゐるのか、自分の申告でございまして、これは書面の上下でははつきりしてゐないと思ふのでございまして、書面でははつきりしておれば、おのずから調査点もはつきりいたしますし、自後の手続が非常に簡略になるわけでございます。そういう意味で、単に更正の請求の理由、こう書きますと、白ですと、経費が少な過ぎたりあるいは収入が多過ぎたり、これではわからないわけでございます。はたして更正すべきものであるかどうか、従つてそれを本人が請求しているのです。ですからこの請求は一応なるほどと思はせるだけのことが書いてない、自後の手続が非常に複雑になる、そういう意味でここではかなりこまかいものをお願い申し上げてゐる、こういうことでございます。

○横山委員 まだ私の質問をはぐらかしてゐるのですが、更正の請求をする理由だけでいいと思ふ。もしも本人が必死になつていろいろなことを書きたければ、書いて出しても悪いことは何もない。それをわざわざ法律事項とし

て、「当該請求をするに至つた事情の「詳細」までつけなければ受け付けぬ」といふことにこれではなる、そうでしょ。そうしておりながら、税務署長が更正決定する場合には、理由はつなくてもよろしい。お前のところは五十万ではない、百万だ、金額だけ書いてそれでいい。こういうことがきつめて不穏当だ。なぜ税務署長が更正決定通知書を出す場合にも理由をつけてやらぬか、こう言つてゐる。長官の言ふ親切な税務署であるならば、それによつて間違つておるところを教えてやつて、これからそういうふうにならばいいかぬぞ、こういうふうにしなればよろしい。全く頭ごなしじゃありませんか。

○村山政府委員 今受け付けないという話でございまして、受け付けるか受け付けぬかという問題とは違ふのだと思ひます。これはとにかく更正の理由と申しましたときに、単に収入金額が減りました、経費が増大しました、これでは何ともしやうがないわけなんです。ですから、本人がかつて申告なすつてゐるわけですから、経費は幾ら減らすからには、それだけの詳細な理由があるでございまして、そのことを書いていただきたい。そういたしますれば、今後における減額更正をやるかやらないかについて、お互いの手数が省けるわけでございます。だからそれに必要なことだけを書いてもらへばいいわけでありまして、その片方の更正決定の方でございまして、青色申告については理由を書きなさい、こう言つてゐるわけなんです。この人については帳簿があるから、これを否認して――多

くの場合増額決定でございましょう。増額するからにはそれだけの理由があるのだから、そのことを書きなさい。白色の場合には理由と申しまして、その帳簿そのものがないわけですから——ない場合が多いわけですから、その場合に一方においてその推計ということは当然働くわけでございます。そういうものとして所得金額が推計したところと違ってから、それでもって更正いたしますということになるわけでございます。

○横山委員　なぜ理由を書かぬ。

○村山政府委員　そこでいう理由といふのは、調査したらどうも違つておるといふ答へになるのだらうと思ふのです。もとより帳簿がないのですから、ない場合が多いのですから。ですから、あなたのつけておる収入に比べて、こゝう言つてみても、帳簿がない人が多いのですから、根拠がないわけでございます。それを全部、そゝういったことに至るまで本人の帳簿に照らしてどうだかといふ問題でございます。理由の問題は、ですからそゝういふものない場合には、個々のものについてどこが違ふかといふことを一々書くことを法律上強制するわけにはいかぬ、こゝういふことでございます。

○横山委員 あなたもすいぶん苦しい答弁だと思ふのです。青色申告を更正決定する場合には理由を付記しなければならぬ、こうなつておる。それは百も承知なんです。私が第二段としと言おうとしておるのは実はそこなんです、この委員会でもう何回それはやったかもしれぬ。帳簿に誤りがあるとか、計算の間違いがあるとかいう理由を付記しなければならぬといつて、どのくらいい

やかましいことを言つたかしれぬのですが、理由を付記しない場合がある。理由を付記しておつても、全く簡単な理由——お前さんのところはこれだけという一行の理由を付記して、これで受理付記だ。それで御存じのように裁判にまでなつたことがある。納税者には理由のみならず、当該請求をするに至つた事情の詳細まで言わしておいて、税務署のやるものは原則としては理由が書かぬでもよろしい、青色申告に理由をどうしても付記しなければならぬのなら一二語で書いてしまふ。何でもそりまでいやるのか。自分のやつたことについて批判されるのがこつたのか。もう少し税務署は自分のやつたことについて責任を持つたらどうだ。納税者に対して説得力のあるように、あなたのところの帳面はこれだけ間違つております、あなたのところは帳面がないからわれわれが推計したところ、こういうことになつたからと、こういう金額になりますとか、なぜ自信のある仕事をもちとしないのか。私がさつきから言うように、誤謬訂正だつてなかなかやつてくれない。ことごとくが、それには法律にも、それから税務官吏の心理にも、自分のやつたことを批判されたくない、自分の間違いを訂正したくない、こういう心理が強く働いておる。そのものとは、大体法律がそうだからそういうことになる。法律に税務署の決定通知に対して理由を付記させなさいよ。青色申告にはもつとそれに至つた事情の詳細を書かせなさいよ。納税者に要求するなら税務署がやるのが当然のことじゃありませんか。私の言うことは間違つていますか。

○村山政府委員　その付記なりあるいはその参考資料を書かせる、その程度の問題だと思ひます。それでこちらの更正の理由の方は、先ほど申しましたように本人が自己所得、これは多くの場合一種類でございますが、申告書では売り上げ、経費、所得、これだけは書いてあるわけでございます。その場合これは本人が一べん申告されたものを直すとおっしゃっているのですから、その場合どの経費がどういうわけに減ったかということ、本人が一番よく知っているわけでございます。それを書いていただくということは、その後における減額更正をやるかやらぬか、その場合実際の調査が必要であるかどうか、そういう点がはつきりするところでございます。ですからそういう意味で、できるだけその請求の理由がはつきりした方が、相互に今後の運営が便利なわけでございます。そういう意味でこの更正の請求を認められた趣旨からいって、この制度があつて迅速に動くように書いてある規定でございます。一方は、先ほど申しましたように白色申告でございますので、多少の帳簿があるものもございます。ないものも、たくさん実例としてあるわけでございます。青色申告の場合には、本人の帳簿との対比においてどこかが違ふかということでございます。一方におきましては、どうしても本人の帳簿がないために、税務署の方で実際は相当の作業を伴いますが、それによつて所得金額を推計するわけでございます。しかし本人と違ふという理由、これは帳簿がございませんのでなかなかわかりません、こういうわけでございます。もちろん推計には推計の

理由があるわけでございます。しかし本人は本人で申告されているわけでございます。本人の申告された基礎がどこにあるかということはわかりません、帳簿がないのでございますから。そういう意味でその違いの理由を書くことを法律では強制してない、こういうことでございます。

○堀委員 関連。今の最後の点ですが、法律で理由を書くことを強制し「ない」ということ、理由が書けるのか書けないのかとは、私は別問題だと思ひます。一体理由は書けるのですか、書けないのですか。今の白色申告で帳簿がないときに更正決定をする場合に、法律で理由を書くことを強制するのは無理がある、こういう話ですね。強制するかしないかは別として、法律でどうするかということとは離れて、実体的に理由が書けるのか書けないのか、それだけを伺いたい。

○村山政府委員 その理由の場合は、本人の申告と違ひ、なぜ違ひか、こういう問題でございます。ところで相手の算出の根拠がわからないわけでございします。そういう意味で、違ひということ以外にはないわけでございます。もちろん正しいと思うから、その所得金額で決定しているわけでございます。ただ本人との対比においてどこがどう違ひているのだということは、向こうが帳簿がない場合が一般でございしますから、そういう意味の理由だけは、理由があると思うわけでございます。ですからそういう意味で理由は法律上強制してない、こういうことでございます。

○堀委員 私はそういうふうに法律のことで聞いているのじゃない。一体理

いのならいいですよ。書けるというなら書けるでいいのですよ。どちらか。法律で強制するかしないかは次の段階、書けないなら強制できませんね、絶対に。書けるのなら強制のしようがある。だから前段のものを聞いていい。書けるのか書けないのか、それがけ、イエスカノーかだけでいい。

○村山政府委員 理由というのはそういう意味でわれわれ解釈しておりますので、一般的には書けないだろう、という思います。

○堀委員 そうすると理由は書けない。しかし具体的には決定が生ずるわけですね。その場合幾ら帳簿があろうとなかろうと、やはり申告をする以上は、収入が幾らで、経費が幾らで、所得が幾ら、こういうことは明らかに出しておりますね。そうすると、一体どこでそれが違うのか。収入の面において違うのか、経費の面において違うのかは、当然一つの理由になると思うのではありません。どこかで違いますよ。金額は、たとえば十萬円の所得というのに対して、あなたの方は十五萬円の所得だという一つの更正決定をしたその場合に、二十萬円の収入で十萬円の経費で十萬円の所得が出ました、こう書いておるときに、あなたの方が十五萬円の収入で五萬円の経費しかない場合は、二十萬円の収入で五萬円の所得であるし、二十五萬円の所得で十萬円の経費であれば十五萬円の所得になる。そうして見ると、あなたはまだ単なる申告と決定との間の相違ということを言われましたが、それは明らかにそういう意味で理由が書けると思ふのです。あなたの収入にお

いてこれだけの相違がありますよ、あるいは経費においてこういう相違がありますよというの、明らかな理由じゃないですか。これは理由になりません。

○村山政府委員　そういう意味では、それを理由というなら、その限りにおいては理由になるだろうと思うのです。しかし実際問題として、白色申告者は必ずしも収入、経費を全部書いておるわけではございません。中には所得をばんと書いておるわけがございます。これもまた一つの申告の形でございます。もちろん全部書いておるものもございましょう。しかし問題は、帳簿が大体の場合ないという、またない人が多いということでございます。そこが一番問題だろうと思っております。そこで確かなもの、本人がこれは間違いない、こういう記録に基づいてやらなければ、当然これは所得でございますから、一々記憶しておるわけには参らぬわけでございます。そういう意味では、ほんとうになるほど申告書を見まして、収入、経費というものが載っておりますれば、それと違ふということは、その意味ではあるいは言えるかもしれません。しかし問題は、やはりそのよるべき根拠の帳簿に基づいてやっておるかどうかというところが、ほんとうの本人が正しく計算したところの所得に対する違ふ理由になるだろう、こういうふうに考えて現在の規定はできておるわけでございます。

○堀委員　ちよつと国税庁長官、伺いますが、一体申告納税制度で、あなた方の税務署の末端では申告書を受け付けてるときに、ぼんと所得だけ書いたのを――郵送で来たのは知りませんよ。それは仕方ないでしょう。しかし単に所得だけを書いた申告納税を窓口で受け取りますか。一応あの申告書には収入と経費を書く欄がついておるのに、一番下の所得だけぼんと書いたのを、一体税務署は受け取るのかどうか、それを一つはつきりしていただきたいと思ひます。

○原政府委員　申告所得税、御案内の三月十五日前の忙しいときでありまして、納税相談という形で来ていたのだいて、いろいろお話をいたします。その際に、納税者がそういうものを持ってきたという場合には、いろいろ伺い、お話をするだろうと思ひます。ただ法律的には所得と税額と入っておりますれば、申告書でそのまゝ受け付けざるを得ないということでありまして、実際上は申告所得税の場合は、そういうふうな納税相談に相当しておいでになりますから、その際はこれだけではないかぬから、一つ中身も伺わせてくれというて、かりにその納税者について私どもの方で実額調査その他の調査をしてある場合ですと、それに基づいての意見というか、見たところについて若干申し上げることがあるかもしれないと思ひます。法律的にドライに言つてしまへば、所得が書いてある、税額が書いてあれば受け付けて、あと調査によつて、調査したところが違ふば更正に付するということになります。が、実際にはそういうことであります。法人の場合はあつた納税相談的なことがありませんから、だいたひ違つて参ると思ひます。一応受け付けて、あと調査で処置するといふものがほとんどだと思ひます。

○堀委員　現実の取り扱いでは、そうすると今主税局長の言われたように、所得だけ出ておるといふようなことは例外で、収入と経費が出ておるといふことになれば、収入が違ふということをは、どこに違ひがあるかということに明らかにならないで、いきなり更正するというのは、私はやはりおかしいと思ひます。だから理由が書けないといふのなら、法律で強制することはできないけれども、理由は書けると私は思ひますが、今の収入が見込みとして幾ら違ひます、経費が幾ら違ひますといふことは、少なくとも書けると思ひます。これは私は明らかに理由だと思ひます。その程度を理由でないといふことになるならば、あとのいろいろなことに付いて、それは理由としてどこからどこを理由と言ひ、どこからどこは理由でない、そういう限界が引けるようなものの性質では私はないと思ひます。この場合のものの方では、私にこれを伺つておるものは、こゝまでをそういうものでも理由でないといふよりな格好でものを処理すること、建前は申告納税制度であるけれども、決定権は明らかに税務署にあって、賦課課税と何ら異なることはないではないか、そういうことになると、帳簿がない限りは、ともかくいろいろ出してきて、更正決定するのには理由を要しない。ともかくお前の方は間違ひだと言つてば、お前の方は間違ひだと言つてば、申告納税制度といふものは形式的にすぎなくて、内実も端的に税務署長の一方的な権限によつて決定をされる。こゝちは更正決定を受けても、理由を書いてないといふことになって、これではさっきの横

山委員の発言ではないが、申告納税制度の建前を生かすのならば、この青色申告は帳簿があるから、片一方は帳簿がないからといへば、その程度の差こそあれ、理由としてはあり得る。すると、強制してはいかぬといふことになる、一体なぜ強制してはいかぬのか、その程度の理由を書くことを強制してはいかぬのかどうかという問題が、次の問題になると思ひます。今私の申し上げた収入についての誤りは、こゝういふふうに誤りがある。そうすると率直に言つて、あなたの方でその収入の相違を来たしたといふことについては、調査によつて何らかのその次の段階の理由があると思ひます。ということ、片一方のものを否認する以上は、こちらが正しいという理由が次に出てくるはずだ。調査したことに基いて出でくる。たとえばこのくらゐの店舗があつて、従業員が三名なら三名いて、そして周囲の条件から見ると、お宅の収入といふのは申告は五十万円になつておるけれども、これはこの状態だから八十万円だといふのが、私はその次の理由としてあり得ると思ひます。単に金額だけの相違でなくて、その金額が相違するといふことは、相手との相対関係において問題があるのではないかと、決定した金額全体の中で私は問題があると思ひます。だから、その次には相違の点だけの問題でなくて、その決定をしたことについての理由というものは当然あると私は思ひます。だから、結果として全体として問題があつて、その間に申告分については内容はわからなければならない、あなたの方はこれだけ出ておるから、残りのこの部分についてはこゝういふ理由で更正したと

いふことは書ける理由であるし、書くのが申告納税制度の建前なら当然だ、どうでしようか、そこは。

○村山政府委員　実はこの確定申告のところに、これは法律構成の問題との関係がありますが、税法では各号別の所得金額を書けといふことを言つておるわけでありまして、法律的にはそういうことになつておるわけでありまして、ただやはり事情を明らかにする意味で、様式の方では収入金額、必要経費といふことになつてございます。ですから、所得金額だけ書かれても、これは法律的には現在ではやはり有効の申告だといわざるを得ないだらうと思ひます。ただ実際の業務で言ひますと、法律がこうなつておるからどうというこゝではなくて、お互ひに能率的にやるという意味で書いてあるわけでありまして、ですから、帳簿がないということもあつて考慮いたしますと、白色申告の場合に――これは青色については帳簿を見たりしておりますから、この所得金額が出た誘因がよくわかるわけでありまして、従ひまして、これがどこがいかにぬのかと色の場合は、この法律の面で見ますと、所得金額一本であります。この場合、これはどうも間違つておる――もちろんその算出根拠はあるわけでありまして、そういう意味で、その帳簿がないという場合も考えまして、それでその法律事項としては、所得各号別の所得金額、こゝういふことになつておりますので、その理由の付記を法律上は何も白色についてはうたつていない、こゝういふ形でありまして。

○堀委員 それならこれは常に重大なところにいきましたから、ここではつきり約束してもらいたいのです。あなたの方は、今納税手続上の形式としては、収入と経費を書く申告書を出しておるわけですね。しかしそれなら、本年度から以降あの形式をやめなさい。白色申告書については、所得金額と税額だけを書く方式に改めてもらいたい。法律というものはもちろんその一つの限度としてありますけれども、あなた方が、納税者の便利、自分たちのいろいろな判断の便利をはかって、今の体系を整えている、そうしてある収入なり経費なりというものの欄を設けておいて、しかしここでは法律の建前は所得金額と税額にしかありません、帳簿がなければそこから先は問題になりませんという、そういう答弁をするのなら、あれはやめなさい。ああいう形式で申告をさせることは法律に反するのです。あなたの表現であるとするならば、法律に反することを行政官がやるということはおかしいのです。ですからその点は、そちらをやめるのか、あるいは——私が今申し上げておることは、なるほど納税者の方の申告についての内容は、白ならばわからない。これはわからないでしよう。そこを私は論じません。しかし調査によつてあなた方が何らかの更正をするときには、所得金額で更正するのじゃないでしょう。やはりその人の収入は幾らある、経費は幾らある、それによつて所得は幾らあるかということ、当然あなた方は調査によつてやるということになるならば、あなたの方のいわゆるこの収入は幾らになりますから、それはこういう経緯でわれわれは収入を

こういふふうに見ましたよ、経費はこういふ経費をこう見ましたよ、だから所得金額はこうになりましたよ、これは明らかな理由じゃないですか。片一方の申告が帳簿であらうがなからうが、白色であらうがなからうが、そのことを離れて、最終的に出てくる決定というものは、それだけの理由がなければ決定する価値がないと思うのです。その理由はそこにもある。だから、その理由を書くことにするのか、いずれか一つにしなければ、自分たちの都合のいい方ばかりをとるというわけにはいかぬ。どうですか、どっちにしますか。

○村山政府委員 これはこういうことになっていくのです。詳細を申し述べたんでございますが、規則二十三条、確定申告書の記載事項で書いてございまして、そこでは、「確定申告書には、法第二十六条第三項各号に規定する事項の外、左に掲げる事項を記載し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。」と書いてございまして、国庫補助金の関係、それから譲渡経費の関係、取得価額の問題、それから貸し倒れ準備金とか、その他特別修繕引当金がございまして、十のところに「その他参考となるべき事項」という規定があるわけでございます。それで全体の考え方としては、確かに法律事項としては所得金額としておりますが、規則で書いてあるわけでございます。今の事業所得の必要経費は、ここで読んでいくわけでございます。問題は、やはり対立概念というよりも、納税事務の適正の実現を相協力してどういふふうに行っているかというところに私は基本があると思うわけ

でございます。そういう意味で、お互いにその申告書を中心にしていけば、将来の紛争は少なくなる。それで主張の相違点はつきりしてくる。こういう意味で、現在の申告の様式が成り立っているわけでございます。別に税務署の利益だけ、対立的な意味での利益だけを考えているわけでも何でもございませぬ。所得の内容が必要な限度においてわかるということを中心にして考えているわけでございます。

○堀委員 私はきわめて論理的な質問をしておるわけなんです。あなたの、おっしゃったことは、さっきの前段では、ともかく法律には、所得金額と税額しか書いてないものについて、収入や経費についての問題の論議のしやありませんというから、私が、それならば、もうあなたが書いてないというものがあつたというのなら、法律の定めるところによつてやりなさいと言つたら、今度は「その他参考となるべき事項」があつて書くのだ。書くのなら、今度は理由を当然それならやりなさいというわけで、私は論理の上でものを言つておるわけだから、あなたはそこでごまかしちゃいかぬです、私は絶対にごまかしちゃいかぬです、いいですか。だからいすれをとるかというのを聞いておるだけなんです。私はどちらにしないかと言ひのじやないのです。あなたの方で、とにかく収入と経費を書くというのを指導していくというふうな、これまでの建前をくずさないのならば、当然それに伴つて起こる更正については、その変化を含めて、更正決定をした全体の額が出てきたら、理由があるわけだから、その

理由を書きなさい。それを書くのはいやだ、どうしても書けませんというなら、これから白色申告というものは、所得金額と税額だけにしない。いすれをとるかということが、今あなたの話から論理的に私は引っぱり出した問題であつて、私は勝手に前提を置いてものを言つてゐるわけじゃないのです。だから、そのどちらをあなたは正しいと思うのか、それを言つてもらえればいいのです。詳細な説明は要りません。

○村山政府委員 ですから、法律事項として、今の経費の問題でございまして、「参考となるべき事項」ということが政令では書いてございまして、実際のフォームは、お互いの便利を考へて、こういうフォームにしているわけでございます。それで一方、白色申告については、その帳簿がほとんどない。あるいはあつても非常に不完全だということを前提にしているわけでございます。もしおっしゃる通りに、この場合——ですから、これを見ますとわかりますように、その必要経費の欄もありましよう。ありましようが、書かない場合もあると思ひます。その場合に、書いた場合、書かない場合が両通し、実際問題としてはあると思ひます。それは有効な申告だろうと思ひます。そのときにその理由というお話を、今の堀先生のおっしゃる通りに、収入支出の書いてあるものについて違ふというなら、その違ふものがその理由である、こういうことでありますれば、その限りにおいて、その理由というものはあります。だがそれを法律的に強制できるかどうか、あるいは今の段

階で法律的にそのことを規定しなくちゃならぬかどうかという問題になる、やはりそこはまた別個の問題ではないかということでございます。

○堀委員 どうしてもそこはつきりしないのは、問題は私が申し上げておる通りに、ほんとうに申告納税制度としてものが見られておるか。形式は申告であるけれども、賦課課税方式と同じ実態が行なわれておるといふところに問題があるわけなんです。だから私が言つておることは、あなた方が帳簿をございませぬ、しかし参考になる事項という政令を作つたのですから、その政令で、本来ならば所得金額と税額だけ書けばよろしいという法律を、あなた方はワクを広げて、その参考となる事項というのに収入と経費を書くというところを含めておるかどうか。政令はあなた方が勝手に書くので、われわれまで相談がないからわかりませんけれども、しかしそれまで含んでおるものと仮定するならば、政令であなた方は一応強制しておるわけですね。そういうことになると私は思ひます。政令で含むというなら強制しますね。だからそうやって書かれておるのなら、あなたは違ひと言ひましたけれども、私は違ひというよりは、大きな下からの更正の決定の土台を、理由がなければいかぬと言ひます。たとえばさっき私が申しましたように、二つの場合があるわけだ。二十万円の収入について、十万円の経費だという格好で書かされておる人があると思ひますね。十万円の所得を得た。あなた方は十五万円という更正決定をした。五万円ふやした。その五万円ふえた中身は、収入が申告より五万円多い場合、経費が申告より

五万円少ない場合と、二通りあるわけでしょう。そうするとその二通りの場合については、収入が二十五万円になったというなら理由がなければ、あなたの方の調査をして二十五万円と言えないはずだから、二十五万円になったなら、こうこういふことで推計をして二十五万円になりましたよ。経費が五万円少ないというなら、こうこういふ調査の結果、こういふ推計をして五万円経費が少なくなりましたよ、こういふのが理由ではないですか。だからそれを書きなさい。これは私が言っておるのは無理でも何でもありません。それを書いたときに初めて私は申告納税制度の趣旨が生かされる、こういふことを言っておるだけなんです。だからあなたの方で所得金額と税額だけのごさいというのなら、それは理由の書きようがないかしらぬけれども、そうならないというなら、理由を書くのは当然ですよ。

○村山政府委員 これは実際問題としては堀先生よく御存じだと思いますが、たとえば農業等につきましては、これは反当たり標準でやっておるわけでごさい。算出過程は全部農協とか、あるいは村の方にお知らせしておるわけでごさい。これはこれこれの理由で出てきておりますということ、で、反当たりで現在はやっております。従いましてその一反当たりのものはわかりますので、そうすると標準でございまして、所得すばり出ておるわけでごさい。こういふものにつきましましては、ほとんど収入とかんとか書く意味はないわけでごさいまして、事前にお互いその年幾ら課税するかという話が出ておるわけでごさい

ます。これは農業はおそらく所得だけ出ておるわけでありまして、実際は税務署の方には反別は出ておりますというところでごさい。また経費を書いてもらってもどうにもならぬことにごさい。現状の記載状況では……。そういう意味で所得だけのものもございまして、それからまた収入、支出を便宜——便宜と申しますか、これは商法のよりに必要の記載事項とか、任意の記載事項とか、そこまで厳密に書いてあればよろしゅうございしますが、現在のところ申告書のフォームとして記載すべき事項云々、その他参考となるべき事項、まだかなりざりざり詰まらないうえやかな規定の仕方をしておるわけでありまして、そういうところでごさいまして、それでできれば書いていただけるにこしたことはございませ

ん。おそろく書いてなくても、それはそれとしてそれなりの申告として有効なものだろーと思ひます。そういう意味でございまして、全部収入、支出を書かして、それでそれぞれ理由を書かせる、更正の場合に付記させるといふところまで、残念ながら実際の記帳の現状なりあるいは申告書のフォーム、添付書類を、今のところは申告書はありますが、添付書類を、ほんとうに言いますと、その計算書の根拠がほんとうに要るわけでごさい。そこまでも行っていないのが、今の日本の申告所得税の現状であるわけでごさい。ですからそういう何といひますか、ふわふわしたものの上に立って、実際はという行政をやつて参つておる。そこに非常に納税者もわれわれも相互に、今後の問題をどう持つていくかという苦心の存するところでごさい

まして、それで法律的にだんだん詰めていきますと、われわれも頭の整理をしてもらつてあげたいのですけれども、だんだん見えてきますと、まだかなりふわふわしたところでの今の税法はできておる。証憑書類をつける、あるいは経費の内訳を一言言えとか、すべてが権利義務で一つ一つの申告に、それなりの法律で要求している厳密性を一々要求しているところまで、手続の上では行っていないというのが、ほんとうだろーと思ひます。

○堀委員 関連です。それから終わりますが、私はどうも話がふわふわのところへ来ると、実は困ると思ひます。だから、それはその実態としてはいろいろありましょーが、ざつとばらんに言いますと、あなたの方では何か問題を処理されるときには、効率表、標準率とかいふものを持つてきて、どんばしりとものをさして当てて、それをさしわけしよーね。そうするとそのさしを当てた理由を書くこと自体は、効率表や標準率によつて来たた理由を書くと同じことになるので、これは困るということであるのかもしれない。しかししたとせば私が一つ商売をしておりまして、そうして私なりに、帳簿があるないは別として、自分の収入はこれだけ、経費はこれだけ、と、あそこへ書く欄があるのだから書いていくとしましよー。そうしてあなたの方の方はいきなりほんとに更正決定の額だけを、その場合には所得額と税額の変更だけをあなたの方の方で出してくるわけですね。それでは私がもしその当事者であるならば納得できません。あとの異議申し立てとか、審査請求の前に、一体なぜそういうこ

とが来たのかということについて、村山さん、あなた自身がもしそんなのが来たらどうします。あなたが商売をしていて、あなたがともかく二十万円の収入で十万円の経費だと自分で思つて申告書を出した。ところが所轄税務署がほんとにきなり、それは二十万円の所得があるといつて、税額はこゝろですよというより更正決定をしてきたら、あなたはどんな感じがしますか、一べん答えて下さい。

○村山政府委員 自信のある申告であれば、それはやはりおかしい、こう思うだろーと思ひます。

○堀委員 そうすると、一体申告をする諸君が、初めから自信のない申告をしていてというこゝろだつたら、これは私はやはり申告者が悪いと思ひますね、実際は、それなりに申告者は自信があると思つておるの思ひます。そうすると、今の村山さんのようにおかしいと思ひます。あなたがおつしやる通りなら私だつてそう思つても、みんなそう思う。おかしいと思つても、それから異議の申し立てとか、いろいろやるといふことになれば、これは実はなかなか大へんですよ。だけれどもが気軽にばつと異議申し立てができて、そうしていろいろなことごさいと非常に簡単に運ぶというのなら、やはりそのときにわれわれ日本人は残念ながら、泣く子と地頭には勝てないとか、要するにお役所に刃向かつてお仕方がないとかいふこと、おかしいという気持はあんなに泣き寝入りをするのが、私は過半だろーと思ひます。そこに申告納税制度の欠陥があるの、結果としてはおかしいと思ひ

ながら、賦課課税を行なわれたと同じ事態が発生してくる。そのときにおかしな思ひについて、なるほどこういふことを向こうは言つてきたのだ、はあ、そうしてみると自分の考え方が自信があると思つたけれども、ちよつと自分の方がおかしかったのだなと得心がいくことを、そのところでやるのが、私は申告納税制度というものの本来のあり方ではないかと思ひます。どうですか。だから私はあなたがいろいろ今までおつしやつた中で、それはちよつとだいい問題があれで、あつちこつちと理由をお探しになつたと思ひます。しかし理由の問題は、いろいろな参考となるという政令があるとかないとかといふことではなくて、かまえる問題だと思ひます。あなたの方の納税者に対するかまえるの問題だと思ひます。ちよつとあなたが、長官や主税局長は、商売をしてなくて事業申告なんかなさらぬものだから、やはりその実感がなないのじゃないか。ところが事実商売をしておる人たちにしてみると、やはりあなたでもさつきおかしいとおつしやつたような気持で、國民は多数が持つておるけれども、それを具体的に表現ができないというの、私は現在の実情だと思ひます。だから、私はここでちよつと大臣に一つお伺いをいたします。われわれは國民の側に立つてもの事を考えるのが前提であつて、要するに税金をとるお役人の側に立つていいということにはならないと思ひます。さつきからの話、大臣さつとお聞きになつておつてわかつたと思ひます。が、理由を書くのが適當だと大臣はお思ひになりませんか。

○水田国務大臣 理由が書けるような状態にあるのなら適当だと思つて出すが、今までの話を聞いておきますと、ふたふたしているというところが、これがひとり徴税者のためであるか、そうではないで一方の納税者のためにもそれがなっているかというところは、なかなか今の実情ではむずかしいのではないかと思つております。

○堀委員 今の大臣の答弁は、私ははなはだ遺憾なんです。というのは、村山さんがさつき言つておられる理由とかなんとかいふものは、申告と更正の違ひを立証するための理由というところを言つておられる。そうすると、土台の方の申告がはつきりしていなければ、その差をはつきりさせるには理由が成り立たないということなんです。私が言つてゐる理由というのは、さつき言つたように、私は二十万円の収入がありましたが、十万円経費がかかりましたから十万円の所得ですという申告をしたときに、税務署の方は、二十五万円の収入がある、しかし十万円の経費は同じだ、だから十五万円の更正決定をしましたという事になりますと、二十万円の二十五万円になつたのですから、それはその二十万円と二十五万円の差の五万円のことは私は言うのじゃない。なぜ二十五万円が出てきたのかというところについては、理由がないければ二十五万円と言へるはずがないのですから、その二十五万円の出た理由を書いてもええ、私は得心するわけですよ。経費は同じだ、しかしあなたはその二十五万円収入がありますよ、それはさつき理由で二十五万円になつた、それが書いてないから、さつき村

山さんも、自分が申告者の立場になつて、二十万円は自信があると思つて出しているのに二十五万円というのが出たら、おかしいと思つて主税局長がその言つてゐるのですが、大臣はおかしいと思いませんか。あなたは仕事は何をしていらつしたかわかりませんが、あなたが申告者だつた場合、どう思いますか。あなたに村山さんと同じ質問をしてから、次を聞いていきま

す。

○水田国務大臣 これは税務署が勝手に理由なしで認定するということ、事実問題としてはあり得ないと思つて、理由があると思つて。しかしその理由を書かなくてはならぬ。だからその根拠について、一方はほとんど帳簿がない……(いや、税務署が決定した理由だ)「保証責任は税務署にある」今理由があるとなつたは言つたじゃないかと呼ぶ者あり。これは実際問題として、いろいろな点から大体税務署が推定して、この申告は不足しているというところを見てもよくございまして、から、これは実際には理由があると思つて、その理由をはつきり書くか書かぬかというところは、これは問題でございまして、それは保証責任がこちらにあると同時に、今度はこれに對する異議の申し立ての責任も向こうにあるわけですから、それが一方、申告者の方にはさういふ実際の証拠となるべき帳簿というよりなものがないのですから、これが明確にこちらから理由が書かれるというところは、租税については始終問題を起こすことになりまして、その点がさつき主税局長がふたふたと言つたところでもございまして、そ

ういふ問題は、おのずから両方で、大体このぐらゐはやむを得ぬ、一方も納得するに納税するだけの理由が大いにはあるのですから、その辺は今すつかり帳簿を、さういふものがないというところも、全部届出を強制してないといふところもそこにあるのですから、これは今の日本の実情から見ましたら、はつきりさういふものは証拠を添えて書いて出せということになつておるのですから、こちら側の理由も明確にできるでしようが、それがないのですから、これはやはり今までの経過その他によりまして、今程度のもので折り合ひの一番問題がない。実際問題として私はさうなるのではないかと思つております。

○堀委員 私、大臣に何つたのは、さういふことを何つたのじゃないです。あなたが商売をしておられて、さうして二十万円の収入があつて、十万円の経費がかかつて、所得が十万円だつたと思つて自信を持って申告をしたわけですよ。さうしたらいきなり税務署が十五万円という所得額を決定して、税額をさう書いてやつてきた。さうすると、そのときあなたはさう思ひますかと言ふのです。あなたが申告者であつた場合に、いやもう税務署は大へんりつぱな決定をしていただきまして、まことにありがたうございまして、まことにありがたうございまして、いなかと思ひますか。どつちですか。主税局長はさつきおかしいと思つて言つた、その通りだと思ひます。大臣はさう思ひますか。

○水田国務大臣 全く正しい申告をした場合には、やはり私もおかしいと思つておるのだから、さつき主税局長は自信のあると言われましたが、あなたは全く正しいと言われましたが、しかしそれは本人の申告者がさう思つておるだけであつて、一体申告者の中に全然さうの申告をしておると思つておる人間が一体どのくらいあるか。やはり大多数の者は、あなたに言つたやうに全く正しいと思つて出しておるのです。全く正しいと思つて出しておるけれども、やはりそこに相違が出てくる。だから更正決定が起る。その場合はやはりおかしいと思つておるのです。

○堀委員 全く正しい申告ということ、帳簿がない場合には、自分が思ふというところが土台になると思ふのです。だから申告をしておる人たちは、さつき主税局長は自信のあると言われましたが、あなたは全く正しいと言われましたが、しかしそれは本人の申告者がさう思つておるだけであつて、一体申告者の中に全然さうの申告をしておると思つておる人間が一体どのくらいあるか。やはり大多数の者は、あなたに言つたやうに全く正しいと思つて出しておるのです。全く正しいと思つて出しておるけれども、やはりそこに相違が出てくる。だから更正決定が起る。その場合はやはりおかしいと思つておるのです。

○水田国務大臣 実際の責任者が国税庁長官ですから、一つ長官の方から……。

○堀委員 大臣、まだまだだめです。長官にはあとで聞くから、これは肝心なところだから、国民の立場に立つてあなたの答へる場所でしょう。

○水田国務大臣 この問題を解決するためには、やはりこの申告納税については全部記帳義務というものを課するといふところまでいかなければ、これはほんとうの合理的なことにはならないのであります。今さういつていふを得ないのではないかとさういふに考へております。あまりに不当な決定をしたときには、本人が黙つておるはずがございせんので、従つてこれは間違ひだといふものは、個々に税務署との折衝を事実上やつておつて、結局はある程度現実に即したやり方に直されておるのが実情でありますから、これはやはりそこに一つの妙味があるのではないかと私は思つておる。

○原政府委員 大臣からお名さしがありましたし、私何つておりました一言申し上げたいと思つておつたのでありますが、それは理想的な状況を考えますならば、まずその前に租税関係といふものは、政府側と納税者との対立の関係に於いて、申告は一種のオフアード。それに対して税務署は間違ひないか、間違ひないかとやつて、高く高くといふ問題ではなくて、国民の一人々々がそれぞれその所得なり何なりに応じて、公平に財政の基礎をなすといふ理念のものであつて、そこでは両者の対立とか戦ひ合ひとかいふやうな姿のものではなくて、一緒に足をそろえていくといふ姿のものであるべきであると思ひます。さういふ大前提に立つて理想的な状態を考えますならば、やはり納税者の全部が帳簿もさつき整理してゐる、申告に際しては相対的に収入、支出のいろいろなことを書くといふことが理想的な状態だと思つておるのです。ところが遺憾ながら、まだそこまでいかななくて、青色申告制度というのがありますけれども、青色申告でもまだまだ発展していただかなければならぬ、向上していただかなければならぬ、白色の場合に於いては、実際上詳しいデータをつけて申告になるというのには非常に例がまれでございまして。おおよそ一人の納税者の所得を幾らと判定するかのいうことは、これは非常にむずかしい問題だと私は思ひます。一番わかっているのは納税者本人です。納税者本人は、かり

に帳簿をつけることが十分でないにしても、毎日の取引というものは自分でやっているので、やはりそれは一番わかっているし、一番わかり得る位置に立っているのだと思うのです。それで冒頭に言いましたように、納税者はもう今の白色申告者の大部分がそうであるように、データはあまり書かない。まあこれは所得は三十万円なら三十万円です、おけ、そういう言い方をするのは少し失礼でありますけれども、そういうことでやるような段階であります、これはもう税務官署の側が非常にむずかしい仕事をしよされることになります。今言った一人の人の収入がどうで、支出がどうで、財布の中に幾ら残っているかというのをあれするのですから、これは神様でもなければなかなかきんちとわかり切らぬものであります。その上に、青色申告制度を設けて記帳をしつかりやつて下さいと言いつつ同時に、どうにもそういうことのやれない場合、白色申告者の場合には、納税者がきちんとやつてくれないければ、推定課税もやむを得ないということを言っている。

しかしもうその辺になると、少し対立的になるのは非常に望ましくないのですけれども、実際に推定課税を行なうという場合には、税務署はただ頭から見立ててやるというだけのことではなくて、いろいろな角度から検討いたします。おそれなく納税者が申告に使われる時間も相当御苦労だと思ひます。しかし税務署がそういう申告に際していろいろのデータの出てないという納税者を調べて、そしてそれを更正するという場合には、非常な努力と時間を食うておるわけです。それでやはりだ

んだんそういうことがなくなるようにするには、納税者の記帳状態が改まつて、今大臣の言われたように、もう法律的に記帳は当然だという、義務にするというふうな時代を私は理想的には望みたいと思ひけれども、現在はそうではない。

税務署が更正する場合に、今理由を書かどうかという点でなになんておられますが、税務署側としては、書くかぬかという問題の前に、非常に努力、時間を費やして、納税者からいろいろのお話も伺い、納税者だけでなく、先ほどもいろいろ出ておりますように、よそに行つて反面調査とかなんとかやらざるを得ない。これは実にこういうケースが多いというところは、日本の租税関係のレベルを判定する上において、決して望ましいことではないと思ひます。私の言いたいののは、その過程において税務官署が納税者にいろいろ聞いてやります。その場合に、どうもお宅は第一収入もよくわからぬが、収入はどうですかと、いろいろ聞きます。これだけのたなおろしがおありになったら、まあまあ幾らぐらゐの収入はあると思ひがと聞きますね。それでは収入は幾らというふうな話がついていきます。そういう際に決して強断的にやるということではなくて、そういう順序をずっと追つてやつていくというのが、実際上の調査の態様であり、そういうふうに納税者と——単に理由を書くといつても、おそらく非常に簡単なものしか書けないと思ひますが、これは事務の都合です。それ以上に調査の際における応答、お話の中には、千万言とまではい

かぬとしても、相当言葉も費やし、時間も費やしてやつておるわけで、その総体をこらんになつていただきたいと思ひます。

それはおっしゃるような、その上でお理由も書けというの、一応ごもつともな向きが私はないではないと思ひます。しかしそれは大臣の言われたように、もう少し納税者の記帳とかなんとかが——納税者が、天下で一番自分がわかつている事情について、記帳その他についての要件が今一応はずれているという状態で、税務署の方だけは、神様でなければわからぬ、もう一番びしゃつとはわからぬことを更正してそれを示せということ、これはある角度——これはまあバランスがとれない角度だと私は思ひます。その角度でももつともな意味がないではない。けれども非常にバランスがとれないし、それでは今の五万の税務職員でも——まだまだ相当大きく脱税しているといひますか、抜けているといひます。いろいろな機会に皆さんから御指摘いただいている。そういうようなところこそ調べたいのですけれども、実は多くの納税者について、それぞれ相当の時間をかけて調べなければならぬというふうな状態で、けさ米広瀬委員からも、申告納税というのには要するに資料を出すという程度のことであつて、あとは賦課課税を待っているのだ。今のお話も、どうも賦課課税的な、つまり納税者は一応何か申告というものはオフアアのような形で出すけれども、それは正直に出すとおっしゃるけれども、なかなかそうでない場合が相当あつて税務署がどうやつてくるかを待っているというふうなことがある。これは大へん遺憾でありますけれども、本日はけさ米、税制ないし税務行政のいろいろな点についてのお話がありますので、率直に申して私どももその感を深く持つております。ただ違ひますのは、私どもはその感を持ちますが、これは改められなければならぬものだといふ気持ちで持つておるということであり、納税者がしるべきリザーブをとつてオフアアをしておいて、あと税務署の出方を待っている。税務署はたたくものだとおっしゃることはどうしていいかぬので、私どもは、けさも申しました、納税者が来たら兄弟が来たと思つて、自分たちの知恵は納税者の頭の中にすぽつと入れて——私は納税者にフェアなルールがわかれれば、日本人といふものは大部分が正しく申告しようという気持ちにはだんだん下さるものと思ひます。そういう今、実は社会が悩みながら、ほんとうの意味の明らゐる、いい民主社会になろうという段階でありますから、その段階で、申告の納税者の方はまあ詳しく出さぬでもいい、税務署の方はびしゃつとあれしろという角度でおっしゃられます、今でもすいぶん手数をかけているわけですが、その上に非常な手数がかる。理由については、私も申したように、今手数をかけている調査の間に、納税者にはもう相当おわかりいただいているのだと思ひます。そういう意味で、私の言うような理想的な状態に向きを一変えてお考えいただけないかといふことを、私は心から訴へたいのであります。

○堀委員 長官のおっしゃった中で、一番問題の肝心なところが私は一つ抜けておると思ひます。それはどういふことかといふと、私もやはり納税者が正確に出すようにすべきだと思ひますが、今あなたの所得をどう出しましたよ、こういうふうな更正決定しました、その理由はこういうことですよ、あなたは収入は幾らと言ひますが、収入はこれこれであるのです、経費はこうなるのですといふことになれば、申告者の方もこれに対応しなければなりません。更正決定をしてきた理由がいろいろあれば、なるほどそれはわれわれも少し帳簿をつけて、あゝいう理由に対抗するためには自分たちも帳簿をつけて、収入はこれですよ、経費はこれですよ、これでいきましようといふことになり、今のうちにぼんとた所得金額と税額だけがきたのでは、さつきあなたがおっしゃつたように、リザーブをとつてオフアアしておいて、もし少し低くればもうけたとか、少し大きく出れば損だとかいふことに、結果としてあなた方はやつておると私は思ひます。だからあなた方がほんとうにあるべき姿のように前進をするのなら、やはり私はあなたの方で少し手間をかけても——なるほど調査に行つたときいろいろ話を聞かれるといふことはあります。ありましようが、やはり更正決定なんです、更正決定をする以上はこういうことでしたといふことを明らかにすることが、納税者を教育し、前進させて、あるべき方向に指導することになるのであつて、今のうちにただ所得、税額だけでぼんとくることの中に、逆に私は納税者の側が、あなたのおっしゃつたよりなういふ期待感をもつてものを処理する余地が

残つてくるのじゃないかと思うのです。だから問題は、あなたの方のかまえて納税申告制度を伸ばしていかうとするならば、やはりそれは労が多いと思ひます。思ひますけれども、必要なら私は国税関係の職員をふやせばいいと思うのです。特に私はこの前からも申し上げておるうちに、大きなところになかなか人はいけないということになつてゐるのだから、有能なやつとなつてゐるのだから、何百億の税収が出る段階において、私はそういう必要はない。当然の経費でふやせばいいと思う。どうかしてあるべき姿に努力するといふ方向にかまえて正してもらいたいのであつて、今の時点の中でできないことをやれといふのじゃないのです。できるうちにあなたの方が一つ国税庁の職員をふやしてくれという要求があれば、大蔵委員の諸君一致して主計局に對して、もっとふやしましょう。(賛成)と云ふ者あり)どうです、皆さん賛成という声が手元からかかつておるわけだから、そうやって税制の正しいあり方に、国民の側に立つてものを考えるような、そういうかまえて正してもらいたい、こういうことですが、私の意見に間違つたところがあるでしょう、長官いかがです。

○原政府委員 私は先ほども申し上げましたように、白色の申告の納税者の相当部分については、やはりもう少し記載ベース、あるいは申告にしても、自分の納税義務についての説明を、これはもう納税者が一番よく知つておるのですから、もつとしっかり構成するよるな将来を望みたいと思ひます。それまでの間、税務署側としてはいろいろ調査にも、今申ししたようないい状態に

なつた場合と比べると、はるかに目数によけい食われております。それにしてもその調査する間に、売り上げなり経費なり償却なり、いろいろそういう点について、お宅はどうもおしやることがおかしい、申告の基礎になつたものがおかしいという点は、十分御説明されておるつもりであります、それが足らないとか、場合によつてラフになつてしまふといふことは、これはまたあり得ないことでもありませんから、私は執行の責任者として十分努めたいと思ひます。ただ制度としてこの更正の場合、すべて理由を付せといふのは、やはり私は白色の場合、それは制度としてはいかかであらうかといふふうに思ひます。もう少しそういう

ような理由を付すといふことの効果を

得るためには、青色申告という制度があつて、そして一種のバランスといひますか、とつておる。白色の場合はいかに理由がないのかおかしいといふふうに言われると、ちよつと形はおかしいのですが、調査の間には、もうそれこそ千言万言その間の言葉をもつてはいろいろ申し上げておるわけですが、それをさらにフォーマルな文書をよこせといふのは、私はやはり納税者が申告の文書にこれこれの書面はしっかり出さなければ、制度的にはバランスのとれないと思ひます。これは言いようでは、えらい納税者にそれでは意地悪いじゃないかといふふうにお感じになるかもしれないけれども、しかし冒頭に申した租税関係は納税者も税務官署も同じ方向に向かつて、どれが正しい

相應の担税力を示すものか尋ねようといふ気持になれば、やはりその納税者としての所得諸元の表現といひますか、記載といひますか、そういうよりな問題と組んで、制度的にはお考えいただく必要がありはせぬかと思ひます。御趣旨は、今申しましたように執行上調査にあたつて、納税者が初めに申告された基礎になつたことが違つてゐる点については、よくわかるようにこちらの意見を申し上げるということに努めます。いよいよやしくもそういう際に高圧的な、また問答無用のなことをないようといふことで処していただきたいと思ひますので、御了承願ひます。

○堀委員 私は関連ですからこまめに、また私の持ち時間がきたときにやります。

○石村委員 関連して。今、横山君は二十八条までのことであつた言つたわけですが、二十八条に関連があるの、二十七条をお定めになつた理由と、その意味を一応簡単に御説明願ひたいと思ひます。

○村山政府委員 これはいわゆる調査課の職員の調査で、税務署所管法人あるいは国税局所管法人といふことで、資本金区分によつて分かつておるが、そういう大きなものにつきましては、税務署の職員ではなかなかうまく調査ができない。課税の公平を期し、調査を徹底させるためには、大きい会社につきましては調査官組織で現在当社にござります。調査官の調査したものにござります。その決定はやはり税務署長の名前で、その税務署における蔵入になるわけでございます。ただその場合、ここではその調査官の調査に基づいて更正決定することができ、こゝ書いておきまして、調査官の

調査に基づいていふことを明らかにいたします。そして後の方の審査請求のところで、これは国税局員の調査に基づく更正決定でありますので、税務署長にいかないで、直ちに国税局長に対する審査請求をしてくれといふことになつております。これはその権限関係を明らかにするとともに、あとの審査請求のところで、不服がある場合は国税局長に対する審査請求にいくのですといふことを明らかにしてゐる規定であります。

○石村委員 理由はそれで大体わかりました、えらい個々の文法的なことを申しますが、「国税局の当該職員に当該といへば、何かその前に受けるものがないかぬです。何を受けて当該といふのですか。受けるものがないのに該当した職員といふのはわけがわからぬです。

○村山政府委員 これは用語の約束であります、調査の権限ある職員が、こゝ読んでゐるわけでございます。

○石村委員 法律は国民が読むのだと思ひます。お作りになつたあなたの方だ、それが読むわけではない。当該職員と書いたら、それは権限ある職員なんだ、そんなことは国民にはわかりませんよ。わかりませんか。あなたの奥さんにも聞いてごらんない。当該とは何だ、何に該当する職員だ、これは前の文章にそれがないとおかしいじゃないか。日本語ならばそういう理由です。大蔵省用語ならこれで済むかもしれないが、国民は日本語を使つてゐるのです。大蔵省用語を使つてゐるのではありません。よく文句を言うのですが、一体税法は大蔵省用語ばかりでお書きになるから、国民にさっぱりわからぬ。わか

らぬままで税金をとる。一つ日本語で書きかえて出してもらいたい。それとも当該といふのがあつたというなら、それを受けてゐるといふことを明示していただきたい。

○村山政府委員 これは大蔵省用語といふわけでもございせんが、権限ある官吏といふとき、裸で出てくる場合に、法律用語では通常こゝういふ言葉を使つております。

○石村委員 そういふように法律を国民に關係なしに都合のいいように、勝手に作つてゐるから、法律用語だといふことになるかもしれぬけれども、これを国語研究所へ持つていって、この当該は何かと聞いたら、わからぬと言ふにきまつてゐる。専門家でなければわけがわからぬ。そんな文章の書き方はおかしいじゃないですか。国民から税金をとるのだから、とられる国民が読んでわかるように書いてもらわなければ、法律家でなければわからぬような文章の書き方をして、国民から税金をとるといふことは、実にごまかしだと思ひます。どうもこゝういふ傾向が多いので、私はこんな文句を言うわけですが、これは何とか普通の日本人にわかるように、こゝを書きかえてはもらえませんか。

○村山政府委員 これは法律上の用語の約束になつておるものですからどうも……。まあ今後できるだけわかりやすい言葉で書きたいと思ひます。

○石村委員 法律用語と言つて逃げずに、法律用語でもわかる法律用語があるのです。これは法律だから、みんな法律用語かもしれせん。しかしわからぬ法律用語は困るのです。法律の専門家でなければわからぬ言葉を使つ

て、国民から税金をとったり何かする
ということは間違いだと思ふ。昔なら
国民なんかどうでもいい、これでとつ
てやるのだというものでいいかもしれ
ないが、このごろは国民が読んでわか
るような文章にして税金をとる、こ
ういう方針に改めていただかなければ
ならぬ。わからぬのはお前らが法律用語
を知らぬからだめでは、どうも法律
として国会を通すわけにはいかぬと思
ふ。われわれは法律の専門家ではあり
ません。国会議員は専門家ではないの
です。国会議員は国民の代表で、国民
のわからぬ頭でこれを見ているわけ
ですから、それはお前らが法律専門家
ならぬからいかぬ、こう言われたので
は、私は間違いだと思ふ。どうです
か、水田さんは法律専門家かどうか知
りませんが、当該職員からすると権限の
ある職員なんという、こんな法律用語
がすぐのふ込みますか。もしおわかり
になるとしても、私の言うように一般
国民にはわからぬだらうという考えな
ら、そういうふうに改めさせていただ
きたい。もしあなたにさえわからぬの
なら、この法律はもうすぐ修正してい
ただきたい。

○水田国務大臣 用語には一応約束が
ございますので、国民が一般に使つて
いない言葉でも、その用語を使うこと
によって概念がはつきりするということ
とが、いろいろ問題を避けるゆえんにも
なりまうので、こつて法律用語と
かいりやうなもの、そう簡単に国民
の一般の用語に直すわけにもいかぬ問
題は非常に多いと思ひます。現にこの
法律の中にもたくさんございまして、
今予算委員会の問題になつておるの

は、私は間違いだと思ふ。どうです
か、水田さんは法律専門家かどうか知
りませんが、当該職員からすると権限の
ある職員なんという、こんな法律用語
がすぐのふ込みますか。もしおわかり
になるとしても、私の言うように一般
国民にはわからぬだらうという考えな
ら、そういうふうに改めさせていただ
きたい。もしあなたにさえわからぬの
なら、この法律はもうすぐ修正してい
ただきたい。

○水田国務大臣 用語には一応約束が
ございますので、国民が一般に使つて
いない言葉でも、その用語を使うこと
によって概念がはつきりするということ
とが、いろいろ問題を避けるゆえんにも
なりまうので、こつて法律用語と
かいりやうなもの、そう簡単に国民
の一般の用語に直すわけにもいかぬ問
題は非常に多いと思ひます。現にこの
法律の中にもたくさんございまして、
今予算委員会の問題になつておるの

数が伸びるだけの話で、ちつともな
がなわけなんです。私は一つの例と
してこれを言うわけなんです。こんなこと
が税法の中には非常に多い。とにかく
国民を一番縛る、国民が一番心配する
税金のことで、税法に使われておる文
句が何のこともわからぬで困る。
水田大蔵大臣は良識のある政治家だ
と思ふのですが、一つ国民という立場に
立つて、まず言葉から国民にわかるよ
うに改めることに手をつけていただ
けませんか。

○水田国務大臣 いろいろ法律用語と
かいりやうなものを、こつていうふう
に直そうという新しい約束をする言葉
がうまくできれば、これは賛成でござ
います。そういうことはやってもいい
と思ひますが、そういう約束がまだで
ないときには、従来はつきり用語とし
て、意味はこつていうものだと約束さ
れておるものを使うというのは、やむ
を得ないと思ひます。再更正なんとい
う字がございしますが、これを直した
か二度直したかというふうな新しい約
束がございまして、その言葉はこつて
意味だといふふうにはつきりされて
しまつたといふふうには、そこまでの
約束がでない限りは、やはり正確を期
すためには、当該という言葉が通用
しておるのですから、当該が一つ間違
ひのない言葉だらうと思つておしま
す。

○水田国務大臣 ちつともくだわつて
いません。いろいろな用語がすべてそ
ういう約束でやさしく書き直されるこ
とは賛成でございしますが、これを一つ
やつたからといって解決する問題では
ございまして、当該は当該で今まで
通つておる言葉でございまして、これ
は用語としてあらゆるところに使われ
ていて、これを直しても解決する問題では
ないと思ひます。

わすに、国民の約束の言葉を使つてお
やりになつていただきたい。その場合
に、当該職員という言葉は国民の約束
の言葉に書きかえることができるはず
だと思ふ。それを聞いておるのです。
大蔵大臣は、これを国民の間に通用す
る言葉に書きかえることができないと
いうお考えなんです。さつき説明を
聞くと、当該はこつていう調査をする権
限のある職員のことで、こつていうこ
となんです。それでは権限のある職員
と書くことがどうしてできないのか。
それをできないと勝手にきめて今まで
やつておるから、このような国民
にはわけのわからぬ税法ができてお
る。大蔵大臣、こんなこと、さうこ
だわることではない。

○水田国務大臣 ちつともくだわつて
いません。いろいろな用語がすべてそ
ういう約束でやさしく書き直されるこ
とは賛成でございしますが、これを一つ
やつたからといって解決する問題では
ございまして、当該は当該で今まで
通つておる言葉でございまして、これ
は用語としてあらゆるところに使われ
ていて、これを直しても解決する問題では
ないと思ひます。

○水田国務大臣 ちつともくだわつて
いません。いろいろな用語がすべてそ
ういう約束でやさしく書き直されるこ
とは賛成でございしますが、これを一つ
やつたからといって解決する問題では
ございまして、当該は当該で今まで
通つておる言葉でございまして、これ
は用語としてあらゆるところに使われ
ていて、これを直しても解決する問題では
ないと思ひます。

な予算の審議だつて、予算委員会が政
治論ばかりに終始するのはなぜか。も
ちろん政治論も必要ですからやらな
ければならぬが、同時に予算に即し
た質問をやらなければならぬ。ところ
が大蔵省のお作りになるあの予算書
の書き方では、残念ながら何のことも
わからぬ。議員は幾らか知識を持つて
いるようですが、あれはみんな受け
取りなんです。新聞の解説なんかの切
抜きを持つておる。役人を呼んで説明
を聞く。その受け売りの知識があるに
すぎない。予算書をあげて読んでわか
る議員がどれだけおられますか。専門
家以外にはわかりません。わからぬよ
うなことをするから、結局予算委員
会でも一般的な質問しかやれぬよう
になる。法律でも税法でも、量はな
か各審議でやつておるようですが、こ
れは従来でもやらぬ。おそろしく現
行の所得税法を引っぱり出してこの大
蔵委員に一々聞いたら、わからぬこ
だらけだと思ふ。私たちがその審議に
加した者ですが、残念ながらわから
ぬ。最初からわからぬから手がつか
ぬ。それから所得税法の論議でも一
般論をやるより手がない。どうす
るか。私は私の体験から聞いてい
る。こんなわからぬものを書かれて、
今この当該でもこんな引つかかる。そ
うすると次に進めません。とにかくわ
かりやうに書きかえることは不可能な
ものなんです。書きかえることがで
きません。国民に通用するようには書
いていただけない。たくさんあるから
これ一つ書きかえてもしょうがない
といふのは、これはまた無責任なん
です。まず随より始めよとかなんとか

○水田国務大臣 ちつともくだわつて
いません。いろいろな用語がすべてそ
ういう約束でやさしく書き直されるこ
とは賛成でございしますが、これを一つ
やつたからといって解決する問題では
ございまして、当該は当該で今まで
通つておる言葉でございまして、これ
は用語としてあらゆるところに使われ
ていて、これを直しても解決する問題では
ないと思ひます。

○水田国務大臣 ちつともくだわつて
いません。いろいろな用語がすべてそ
ういう約束でやさしく書き直されるこ
とは賛成でございしますが、これを一つ
やつたからといって解決する問題では
ございまして、当該は当該で今まで
通つておる言葉でございまして、これ
は用語としてあらゆるところに使われ
ていて、これを直しても解決する問題では
ないと思ひます。

争われたことがないということも事実でございます。ただ今度の通則法は、通則事項をここに書いておる。それから先ほどの送達に関する問題もそうでございますが、従来ありましてあまり問題にならなかった事項につきましては、そのまま移行するという方針を大体においてございまして。事柄の問題で、従来のものを統一的に規定する必要があるもの、その意味で整備を加えなければならぬものにつきましては、この通則法の制定につきまして、これは実質的には通則法の中身をなすわけでございまして、そういう意味で詳細に検討して、推敲の上出しております。いろいろの問題がございまして、そういう国税徴収法にある通則規定その他につきまして、われわれが軽々に判断して、そしてこの規定は削除をするとか、これはこうするとかいうことでなくて、それはそれなりに推敲に推敲を重ねてきた規定でございまして、原則としてはそのまま移してあるというのが実情でございまして。

○横山委員 そんなうまいことをおっしゃるが、どうも朝から気がついているのですけれども、まだそういう点では長官の方が悪いことは悪いと認め、そのかわりこつちに逆襲してくるので、あなたはどうも手をこまねて、いんぎんに話をするけれども、ちつとも悪いことを悪いと認めないのです。あなたはこれからも手をしないようにして、下におろして話して下さい。

とにかく村山さん、どう考えたって、通則法の中に八十八条がなくてならぬという積極的な理由はないですよ。それでしよ。これはどんな歴史

があるかと、普通に通則法を作る場合においては要らぬ文章です。要らぬ条文です。場違いです。しかも筆証責任を転嫁すると思われるおそれが多分にある。かりに証拠申し出の順序にしたところで、ここに書く必要はない。そり思いませんか。村山さんいづつもこの法律の説明役として、原文を固執しなければならぬという気持があまり強過ぎる。率直にこれはまずいのですと言つてもいいじゃありませんか。どうです。

○村山政府委員 まあ率直に申し上げます、まずいよりもうまいよりも、あまり実益のない規定であるということでございます。これは各税法を通じて、やはり訴訟のところでございまして。現行法では入っている規定でございまして。そういう意味で、ほんとうを言いますと実益も実害もあまりないのだらうと思つてございまして。書いておつておわかりのように、裁判所の認定にかかつて問題でございまして。そういう意味で、従来からありました規定を特に削除するということはないからうということ、入れてあるということでございます。

○横山委員 さつきからずつとやつてきていますと、あなたの御説明の中で、従来からあつたもので問題のないものは全部入れていとおっしゃるのだから、私の指摘したいのは、これは従来から問題があつたかかったかは別としても、政府に都合のいいところは多少問題があつても入れておく、税務行政に都合のいいところは、おかしいと思つても入れておく、こういうところに私は帰一すると思つてはすよ。ど

の中に入れるべき筋合いのものではない。もしもあなたが、この通則法が世にもりつぱなものだとか何とかおっしゃるなら、そういう観念で通則法を議論なさつておるならば、八十八条は誤解を生ずるおそれもあり、どう考えてもここにありべき姿ではない。実害も実益もないとおっしゃいます、納税者側においてはこれは実害の方を利用されるおそれが十分にある。しかも筆証責任転嫁のあれではないのだとおっしゃるならば、私はこれは削除すべきであると思ふ。大臣、どうですか。私の言うことはどうお思いなさい。

○村山政府委員 これは私は実益も実害もないと言ひましたのは、この条文自体の性格をめぐつて、あるいはこれが実際問題でこの条文で争われたことがない、そういう意味で申し上げておるわけでございまして。もちろんその考えられる場合といたつてはございまして。しかし問題は、裁判所がすべて実際問題としては筆証責任の問題として考えておられる。こういうことでこの規定を使わなくても済むといふところから、今まで実際問題としてこの規定自身をめぐつて争ひになつたことがない、そういう意味で申し上げておるわけでございまして。もちろんこの規定はそれなりの意味はあるわけでございまして。

○田中(義)委員 私、今訴願前置主義にからんで質問しようと思つておつたところ、たまたまその問題に触れてきたので、関連してお伺ひいたします。横山委員からも八十八条の不必要の議論が出ています、行政事件訴訟法の第七条によれば、「この法律に定めがな

る。」つまり行政事件訴訟については、民事訴訟法を適用して、それによるわけです。この通則法によつて訴訟になつた場合には、やはりこの行政事件訴訟法が適用されるのだと思ふが、どうですか。審査の請求、異議の申し立てをして、それに対する処分や決定もしくは裁決のあつたことに對する訴訟の起こつた場合ですね。その訴訟については、自余のことについては行政事件訴訟法の規定によるものと思ひます、どうですか。

○村山政府委員 さようでございまして。○田中(義)委員 そうしますと行政事件訴訟法には、手続については民事訴訟によることを規定してあるわけですが、裁判所はその規定によつて、訴訟の指揮、訴訟の進行、それらを裁判官の自由な意思によつて進行するのが裁判の原則であります。筆証の責任は何人に先にあるとか、あるいは何人がいつやるかといふようなことは、裁判の進行によつて自然に裁判官が必要に応じてやることなんです。あえて何も八十八条によつて筆証責任を先に一方に与えるといふような指図の規定、指揮の規定を設ける必要はないと思ふのです。これは裁判の大きな原則にも反するので、裁判所からいふと要らぬお世話です。民事訴訟法があるのに、特に税務のことについては、筆証の責任についてこの法律は指図をしておる、裁判所に対して干渉しておるわけですから、行政事件訴訟法には民事訴訟法の規定によつて、この厳然と規定があるのですから、税務の訴訟関係についても原則として民事訴訟法によればいいのじゃありませんか。特にこう

いうへんばな、筆証責任を一方に先にやらせるといふようなことをやれば、裁判所は裁判はできませんよ。必要があると思つても、先に一方から出せるというところは筆証の原則に反する、私はさうに思ひますが、局長はどうですか。

○村山政府委員 この規定が入れられましたその当時のいきさつを申し上げましたが、この規定がどういふ場合を想定しているかといふことでございまして。これは先ほど申しましたように、一方において税務官庁は大ぜいの納税者を相手にしているわけでございまして。典型的な例はやはりその標準のやうな場合でございまして。その場合にどちらに筆証責任があるかといふことは別にいたしまして……。それでもちろんな標準でございまして、平均値でもつて標準率を組んでおるわけでございまして。その場合、いづれ証拠の問題になりますれば、その標準率の妥当性の問題が問題になるだらうと思ひます。しかしさうではなくて、ここで言つてゐるのは、その標準率算定の根拠まで詳しく言わなくても、標準率といふものは、一体どういふメソッドに従つて、どんなサンプリングをして、どういふふうにして出すのだ、これの適用については、特にその要件事実となつたものうち、例外と認められな

い方法がないからよ、それ以外によるべき方法によつてやつたとかに主張した場合、こういう場合の証拠提出の順序、そういう場合を典型的な場合と想定しての証拠提出の順序を規定した規定である。このことはやはり税務官庁が、最もよく自分の所得を知つておるべき

はずの納税者で、しかも記帳がないという人たちが、この大ぜいの人々を相手にしてやってくる場合には、この程度の証拠提出の順序についての規定が論理的に必要であろう、こういう意味で挿入されたものであらうと思ひます。そういう意味でいいますと、その規定はその規定なりに従来意味を持っておるといわれておるわけでございます。今度の通則法の制定にあたりましては、やはり税法に關する訴訟に關しましては、すべて共通的な事項でありますので、その部分はそのまま移してある、こういうことでございます。

○田中(總)委員 今の点はどうしてもおかし。八十八条は読んでわかる通り、「裁判所が相手方当事者となつた国税庁長官、国税局長、税務署長、税関長その他の行政機関の長の主張を合理的と認めるときは、その訴えを提起した者がまず証拠の申出をし、その後相手方当事者が証拠の申出をするものとす」当然のことじゃありませんか。裁判所はいわゆる相手方、被告となつておるもの、税務署の方でやつた主張が合理的であつたと認めるときは、まず納税者の方に挙証責任を課するといふのでし。当然のことじゃありませんか。裁判官がその認めたら、まず挙証責任は納税者の方にやううといふことは当然のことじゃありませんか。こういう規定はなくても、裁判所がそう考えれば、当然相手方に挙証責任を課しますよ。何でもいろいろものを入れたか。私はなぜこういう問題を取り上げるといふと、国民の権利といふか、納税は義務ですけれども、納める金からいへば、そういう国民の財産の負担に關係のあることについて、率直

に訴訟主義をとらないで、前置主義をとつたといふところに疑問があるから、私はこの問題を出しておる。前置主義をとらずに、いきなり訴訟ができるというところにすれば、行政事件訴訟法の規定によつて、はつきりと、公然と、明朗に、ガラス張りの中で、公平な裁判をやることができる。それを権力主義によつて徴税が自由にできるといふようなやり方を推し進めていくという思想がここに出てきて、官庁、つまり権利者の方を擁護する思想がここに現れておる。ですから、私は前置主義をとらずに、租税の關係について、直ちに訴訟をして、国民も明朗に、裁判の判決を終えたならば喜んで納めましよう。不服ならば公平な裁判所へ訴えて、公平にさばいてもらひましようという明朗な空氣が出なければ、一方は金をよけいというところ、一方は少ない方がよいというところ、不明朗な納税の問題が出てくる。ですから私は前置主義をとらないで訴訟主義をなぜとらなかつたかというのを聞くつもりでおりまして、たまたまここに条文の問題が出てきました、私はやはり横山委員のよう、この問題は必要である。もしもこれを強制するならば、裁判の指揮、進行に關するやうなことになる。これはしないか、不都合な規定であるといふことを私も考えるから、これに關連して質問したわけですよ。

○村山政府委員 訴訟前置主義の問題でございますが、今度の行政事件訴訟法では原則として訴訟の前置を要しない、ただし他の法律で別段の定めがあるものはこの限りではない。それでそ

の行政事件訴訟法の方ではどういふ基準で他の法令で定むべきかということ、而委員會の間でいろいろ話し合ひが進んでおるわけでございます。それによりまして、やはり全体の行政効率という点からいいますと、すべての問題について直ちに訴訟に持つていくというよりは、かえつて権利の救済の意味におきまして、あるいは行政効率の上においても問題がある。一つは専門的な知識を要するもの、それから年々回帰的に大量の処分のあるもの、こういうものについてはかえつて訴訟前置を置まして、その上で行政訴訟にいつた方が全体の救済の手續としては妥當である、こういうことでございまして、そういう基準に従ひまして別段の規定が設けられることになるわけでありまして、われわれが聞いておりますところでは、税法はもちろんそうでございますが、自衛隊法、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律、犯罪者予防更生法、執行猶予者保護觀察法、売春防止法、外務公務員法、國稅法、接取貴重金屬等の處理に關する法律、外國為替及び外國貿易管理法、外資に關する法律云々とありまして、四十幾つあるわけでありまして、こういう意味でいいますと、やはり税のような非常に大量的なものにつきましては、訴訟前置をすることもやむを得ないと思ひわけでございますが、ただ御案内のよう

に決定が遅延いたしますと、本人の選挙でいつてもいけることになっております。これで見ますと、今度の通則法では、異議申し立てをしておりまして六十日以上たちますと本人が訴訟にいくというなら、遅延しておりますからいつでもいけます。審査の場合でございますと、三十日たつと本人がもし望むならば自動的に審査請求できる、審査にいけば自動的に審査請求できる、それから必要があつてどうしても訴訟にしなければならぬという場合には、もちろん訴訟にいく道は全部開いてあるわけでありまして、先ほど申しましたやうな意味において、税に關しては従来と同じように訴訟前置をした方が能率的である、こういう考え方で訴訟前置をしておるわけでありまして、ここ

で先ほど申し上げております証拠提出に關する順序というものは、実は税務訴訟に關する実態からいいますと、税務署の方ではあらゆる納税者の、先ほどのふところ勘定をしなければならぬ、こういう問題がございまして、その場合の能率的な處理の方法といふことで、これらの規定が設けられていられるわけでございます。そういう意味ではこれは税務訴訟に關する一つの特質といふことで、従来から規定があるわけでございます、今度もそれをそのまま移したといふいきさつでございます。

○田中(總)委員 その前置主義について、税務の事件が多いからということ、理由になりません。これは国民の権利が侵される場合がどうかといふことによつて救済する規定を置かなければ、便宜的に事務が多いから、事件が多くなるのだから、これは訴訟主義はとらないといふあなたの言ひ——これは前にもあなたはおっしゃつたです、事件の件数が多くてもとてやり切れないうようなことを申し上げておりますが、訴訟といふものは権利救済の方法

ですから、その侵される権利の度合いがどうかといふことによつて、直ちに、前置主義をとらないで訴訟を求めらるかといふことを決定しなければならぬ。行政事件訴訟法は私も法務委員會で審議をした。ですからあなたがいろいろ御説明しなくてもよく存じております。

それから先ほどのお言葉に、これは専門的な知識を要する、こうおつちやつた。それからこの事件が多いからといふことを理由に上げて、前置主義をとつたのだといふことをおつちやつたけれども、裁判所は、特許事件は特許事件の専門家がおります。税については御承知の通り檢察官にすら特捜部があつて、税専門の檢察官がおる。裁判所はいわんや特許に對してはその道の權威、租税に對してはその道の權威、私はおそらく税務署で税をとる方よりも、さばく方にその權威者が多いと考へておる。ですからさういふところに持つていつてさばいてもらへば、國民もどれだけ税をたくさんとられても、私は喜んで納めるだらうと思ひます。ところが審査の請求とか異議の申し立てといふやうなことは、相手は同じ人がやるのでし。どういふことで信頼できません。一たん決定した人に対して、その審査の請求があるいは異議の申し立てをするといふことは、不服のある者は満足しません。それから協議団のことについても、これは私後ほど質問したいと思つておるのですけれども、これも国税庁に付置するといふのでし。付置とは何ですか。独立した一つの機關ならばいいけれども、国税庁につけ加えて置いて、その協議の決定を待つといふことは、

これは第三者的な批判を加える機関ではありません。こういうものでは国民は納得しません。私の言うのは、もつと国民が喜んで税金を納めるような制度にするには、税務署を、決定する方を信頼しないようなことではこれは対立です。対立があるからこそ権力でもってとつていこうというから、そこに国民、納める方ととる方との間に対立といいますが、壁といいますが、そういうものができていくのですから、やはり不服のある場合にはオープンで、裁判所なら裁判所にはもと訴えて、そして民事訴訟法の原則によつて拳証責任をみずから進んで果たしていく。そしてその判断によつて負ければ、明らかにそれに服して納めるといふことに持つていかなければ私はいけないと思ふのです。税金は財産全部を納めなければならぬこともあるかも知れません。預金を全部引き出して納めなければならぬかも知れません。これは義務とはいひながら、国民の財産に関する重大な問題でありますから、そういう一方の、権力的な、取り上げようという印象を残して税を取り立てるということでは、私はうまくいかないと思ふのです。ですから隠すというふうなものもなきにしもあらず、そういうものも出てこないとも限らぬですから、私はやはりこれは前置主義をとらないで、租税については訴訟主義をとるべきであつたと思ふのであります。しかるにこの八十八条に訴訟になつてからの訴訟指揮、訴訟の進行についての拳証をここで明示して、こういう規定を置くといふことは不合理である。私はやはりこういうものを削除すべきである、訴訟になつたら裁判所に

全部まかすべきではないか、かように考える次第です。

○村山政府委員 異議の申し立てについて決定をし、また不服ある場合は、審査請求をして決定することになつております。実際問題として裁判所にいきまして、裁判所にいくと申しますよりも、その前にそれらの問題はやはり税法、会計の問題、それから事実認定の問題がかなり多いわけでござい

ます。そういう意味で迅速、能率といふことを考えますと、やはり相互の利益のために私は訴訟前置をして、税務署段階からやつた方が能率的だと思つておられます。現に従来の再調査の請求あるいは審査決定の内容を見ておりまして、ほとんど半数以上は取り消して、全部取り消したまたは一部取り消し事項でございす。中には却下あるいは取り下げもございすが、その決定に対して、また再び審査請求をするものは非常に少なくなつております。その審査決定に対して訴訟に持つていくのはなおさら少ない。パーセンテージもございすが、そういうことから言いますと、これを全部一々訴訟に持つていくということになると、お互いの能率を非常に阻害するといふことでもございす。ここに四十幾つございすが、これは専門的なことは別でございすが、そうでない普通の行政処分については税務のようなものこそ、この訴訟前置を置くという理由から見ますと、最も妥当なものであるといふふうに実はわれわれ考へておるわけでございす。この証拠申し出の順序の問題も、実は税務といふ性質から見て、税務訴訟に関する一

つの特長といふことで従来も設けられておりましたし、現在の段階でいろいろ問題はございすが、特にこれをなくしてもいいところまでわれわれは踏み切るわけには参らなかつたわけ

でございす。

○田中(總)委員 それではちよつとついでにお伺いしますが、今の異議申し立て、それからそれについての期間の設けがあるわけですね。あなたの今おっしゃつた三月、六月、その決定をする期間については、何かきめが

あります。決定をしない場合には、三

方月後に訴訟を起せるといふ、起す方

の規定はありますけれども、税務署の方でいつまでに異議の申し立てに

てに対する決定をしなければならぬ、

こういう規定がありますか。いつまで

はうつておいてもいいわけですか。

○村山政府委員 これは「ございませ

ん。ございせんが、おっしゃるよう

に納税者の方が、非常に遅延している

という場合には、直ちにいける。別に

法律的制限はございせん。

○田中(總)委員 そうすると三月の

間、そのまましておけば、訴訟を起

こせる。そうしますと、不服の申し立

てをして三月月たつて判決がないか

ら、処分がないから訴訟を起こした

その訴訟中に判決がずつとおくれてき

た。そうするとその判決の贈本を裁判

所に送付しなければならぬという規

定がありますね。そうしますとその贈

本を税務署から送つてきたときに、訴

訟が進行しておるといふ場合には、そ

れとの両方の対立はどうなるのです

か。これは訴訟法によりますと、そ

う審査の請求がわかつたときには、

裁判所は訴訟を中止することができる

という規定があります。ところが中止

しないで、どんな訴訟が進んでいつ

た。極端にいうならば、第一審の判決

が済んだあとで判決がきたというよう

な場合には、あなたの方のその判決は

どうなるのですか。これは今の不服申

し立てに対する判決の期限をきめてな

いから、こんな問題が起こつてくる。

それはどうなりますか。

○村山政府委員 それはここに書いて

ありますように、その場合には両方

並行審理が行なわれる場合を想定して

いるわけでもございまして、一方で裁

決がございまして、変更がございま

した。訴訟の方がそれを受け取りま

した。はたして従来のその訴えの利益、

依然として継続する実益があるかど

うかという問題になるのだらうと思

います。実益がなくなりましたれば、おのず

からその間、訴訟は事実的に解決する

場合もあるかと思ひます。

○田中(總)委員 それは最初の不服の

申し立てをしたときの処分と、それか

ら異議の申し立てをしたそれに対する

判決決定と同じであればいいですよ。

対象が今度は同じですけれども、もし

後の不服申し立てした以後におけると

ころの決定が、最初の決定と違つた場

合には、裁判になつておるところの訴

訟物の対象は何になるのですか。おく

れてきた場合に、裁判は別に独立して

進行しているのですよ。この裁判の訴

訟といふものは、最初の決定もしくは

処分に対してやつておるわけですね。

処分に対して訴訟を起こしているの

ですから。その点はどうなりますか。

○村山政府委員 そこは今の法律で

は、すべて審査請求も、その決定を

争つていくわけではございせん、

その決定にかかる原処分変更がありま

すれば、あくまでも原処分が争われて

いるわけでもございす。それで判決も

その原処分の――最初税務署の更正処

分なら更正処分がございす。これを

異議の申し立てをやります。たとえば

一部取り消しをいたしますと、その一

部取り消しでも、なお不服があるとい

ふことで審査にかかるわけですね。審

査の対象になつておられますのは、その異

議の決定が対象になつておられるわけ

ではなくて、その異議決定後における原

処分が対象になつておられるわけでも

あります。規定によりまして、三十日

以上ぐずすしておれば訴訟にもいけま

す、こうなります。こうなりますと、

論理的に言いますと両方からかつてお

ります。その間、判決の方がきまつて

た。判決はその決定後の異議申し立

て、その原処分を争つておられるわけ

でございす。本人の当初申告と決定後

の原処分との間において争つておられ

し、その場合に請求があれば、全部棄

却しますと申告まで戻つてしまふ。一

部取り消しといふ問題ももちろんござ

います。ですからあくまでも判決自体

も原処分に対する修正になるわけでも

ございまして、その判決があつたその

旨を訴訟の当該裁判所の方に通報す

る。裁判所の方はそれを受けまして、

争う実益がなくなれば、それぞれその

ように措置をすることになりますし、

なお争う実益が残りますれば、またそ

の限度において争つていく、こういう法律構成を考へておるわけでございます。

○田中(總)委員 それはあなたの言葉が多い。あの言葉は裁判所のやることで、あなたの関するところではない。訴訟を起しておれば、最初の決定もしくは処分に対して裁判を起して訴訟をやっているのですから、三十日までにはやらなければですね。そこへ移ればあなたの方の手を離れて裁判所へ移っているのだから、裁判所がどうする、こうするということは、あなたは少し言葉が多過ぎて、それはまことにどうも行き過ぎだと思ふのだ。

そこで、今決定もしくは処分に対して訴訟を起しておる。そうするとあなたの方の決定をする期間がないから、極端に言うならば半年も一年も捨てておいて、場合によってはその決定の謄本が裁判所へ届く前に、第一審の判決があるかもしれませんよ。そんなものは、判決というものがあつてきたものは、おそらくこれは無効になりはしないかと思ふのですが、それも簡単に言い切れぬかもしれません、裁判の対象にならないのですから。そうすると受ける方から言えば、前の処分に対しては訴訟を申し立ててあるが、あとの決定もしくは処分に対してはまた訴訟しなければならぬかという問題が起ってくるでしょう。そうすると確定してしまつたらどうですか。後の判決と後の決定が違つてしまつたらどうですか。一方では最初の決定処分に対して裁判で争はれてゐる。あとの方が時局がたつてから判決、決定がきた。一方では裁判所の方で判決があつて、これが確定する。あとになつて、ずっと

時期がおくられてあなたの方の判決処分が決定する。そうすると裁判所の決定と、あなたの方のつまり最後の決定と、二つできるわけでしょう。効力の衝突が出はしませんか。これはあなたでなくともいい、ほかの方でわかりませんか。それでいいのですか。

○村山政府委員 どうも裁判のことはあれでございませう。そこはわれわれが想定しておりますのは、裁判が確定してしまへばこれは問題ないわけではございまして、そのまま確定するわけではございませう。確定しない場合にこちらでもつて直りますと、原処分がその限りにおいて変更を加へられたわけではございませうから、それを裁判所の方に通知するわけではございませう。

○田中(總)委員 そうすると争ひの目的は、自動的に変わつていくわけですか。

○村山政府委員 変わるだらうと思ひます。まだ確定しなければ……。

○田中(總)委員 それはあなた、言い切れますか。

○村山政府委員 そうだらうと思ひます。今法務省の方から来てもらつていますので、われわれはそういうことを想定をして……。

○田中(總)委員 訴訟の目的物が全然変わつていくのですから、だから自動的に変わるというよりは私も言い切れ自信はない。それは法務省もいるから一つ聞いて下さい。なぜ私がそれを言うかという、あなたの方の決定処分に対する異議の申し立て、審査の請求に対して決定する時期がないから、そういう問題が起る。税務署に對して、いつまでにこれを決定しなければならぬという期間を定めて責任

を負わしておけば、こういうことはないわけですよ。ところが三月月たてば一方は訴訟を起させる、六月月たてば訴訟を起させるという、この訴訟を提起する期間については規定があるけれども、不服の申し立てをしたそのことに對して決定する期間が、今あなたがおっしゃつた通りに定めがないから、そういう問題が起ってくるわけではございませう。これはきめるべきじゃないですか。そういうものがあつたときには、いつまでに決定しなければならぬ、裁決しなければならぬということ、期限を定むべきじゃないですか。

○村山政府委員 今の問題は、これは税法の不服審査に限らず、あらゆる二審制をとつておりますもの、あるいは一審制のものでも、その問題はあつたらうと思ひます。ですからその問題は、いろいろ共通の問題としてこれはあるだらうと思ひます。ただそのゆゑに今の審査の期間を設けるべきかどうかということになりまして、われわれは直ちに賛成しかねる問題がございまして、現に訴訟になりますと相當の費用もかかります。また訴訟を望まない人もあるわけでありまして、事柄の難易によりまして、その審査決定をやるにつきましては、相當の時日を要するものもございませう。しかし納税者の方で審査の方がよろしいということもたくさんあるだらうと思ひます。そういう意味でいいますと、これはにわかには期限を設けることについては、疑問があるのではないかと、いふふうに考えます。

○田中(總)委員 それは不服の申し立てをするか訴訟を起すか、どちらかの選択権を手えたいといふですね。つまり

納税者の好むところによつて、訴訟を起したければいつでも起させるといふ道を開いておけば、今のような問題は起こらぬわけですよ。ですから今私の言うような、あなたの方に審査を裁決、決定する期間の設けがない。いつまでもするほうでございませう。いいということになりますから、今の重かつた問題が起こつてくるのですから、私の方から言う、選択権を納税者に与えるか、しからずんば前置主義を廃して訴訟主義に持つていくべきではないかという議論の根拠になつてくるわけですよ。ですから、今のこまかいことについては、これは法務省で調べたものでございませう。不服の申し立てというものは非常に権利に關係することですから、その道をはつきりしておかないと、途中へ行つて迷ふようなことになる、せつかく法律ができて、そこで問題が起りますから、今の審査の過程ではつきりしておいてもらいたい。関連質問ですから、これでやめませう。

○村山政府委員 裁判の方に付てどうかというよりなことに付ては、法務省にまた詳しくお聞きしたいと思ひますが、やはり根本的に税の争ひについては訴訟前置をした方が能率的であるというところは、われわれはそう思つております。今言つたようなことがあつたら、訴訟前置をやめるといふことには直ちにならぬであらう、こう考へておるわけでありませう。

○田中(總)委員 横山委員の御承諾を得ましたので、私は党の立場から多少重複をいたしましたが、質問を申し上げたいと思ひます。

最初通則法が発表されましたときに、私の党におきましては、十月二十日にいち早く本法に対する反対の決定をいたしまして、越えて税制調査会の方々が衆議院に参りまして説明懇談会を開きましたときにも、われわれは反対の意思を強く表明いたしておいたのであります。先ほど来社会党の諸君からいろいろ御質問がありまして、いわゆる税制調査会の最初答申してきた中の最も重要と思はれる五項目については今回は入れない。若干の項目と、この理由の説明には書いてあります。

今後における判例、学説等の見解を待つてこれはさらに検討する。これは広瀬委員の質問に對しても御答弁があつたのであります。われわれはこの点を最もおそれるわけですよ。これが民主的でない、最も権力的な規定であるといふことでおそれおつたわけでありまして、將來どうするかという広瀬委員の質問に對しまして、局長は先のことばを言ない、こうおっしゃつたが、水田大蔵大臣は先ほどの言葉のうちに、たとえば配賦義務の点なんかを考慮しなければならぬと、つい口をすべらしてしまつて、將來そういう意図があるやにわれわれは疑問を持つのであります。遠い將來のことは知りませんが、遠い將來のことは知りませんが、大蔵大臣がそういう口をすべらすといふようなところから見ますと、やはりこういう考えがその心の中にあつて、こういう方向にこの法律が前進していくのではないかと、いふことをわれわれはおそれる。まず通則法をここのワケをこしらえて、その中身を漸次権力的なものに持つていくのではないかといふ心配があるわけですよ。これはそ

歩一歩とやつていくより仕方がないものかと思つております。ですからこれは通則法ができたから、すぐにこれをどうするといふようなことも私どもは考へておりません。

○水田国務大臣　先ほどから御議論がありましたが、理想的な税制というものを考えることが必要であります。社会生活の現実から見まして、そこへ行き得ない実情というものがあるのでございます。記帳義務のようなものも、そこまでいったら今の白色申告のいろいろな問題も、問題がなくなるということになるのですが、そこまではやはり現実には行けません。従つて私どもは当面青色申告の奨励というようなことを順々にやっていって、一歩々々と徴税の合理化というよりなことはかりたいと考えております。

位な立場から権力的にものと考えるところに、たゞ九十四条の相殺の規定、國民が政府に対して現金の請求權を持つておるにもかかわらず、税金と差引できない。權利という点からいけば、同質の金錢債務でありますならば、これは對等でなければならぬ。しかるに政府にたとへば貸しがある、とるべきものがある。現金を取り立てる、支払いを受ける期限が到來していても、なおかつける税金と差引ができないというこの相殺の規定、これらはやはり權利を對等にないで、政府の方の債權の方が強いものと

通則法については、多年各方面の要望でございました。従つて、こゝらで国税通則法を一応考えたいということですが、私どもは立案にかかつたわけでございますが、その際おつしやつたようななかなかむずかしい、将来もう少し検討しなければ困難であるというやうな問題もございしますので、こゝういふ点は一応全部省いて、各税法の中から通則的なものを抜き出して、一般の要望にこたえる第一着手をしたといふのが私どもの考えでございしますので、今後どうするかということでございますが、今後もやはり実情に即した改正の行き方をするよりほかならうかと思ひます。日本の一般の実情から見まして、今すぐに理想的な徴税ということにはむずかしいやうに思いますので、一

だといひ考え方からきておるのではないかと私は思う。税金だからといって別に先に払って、自分のとるものをあとにするという必要はないですよ、同じ債権で。支払いの時期がきていて、しかも金銭債権だという場合に、どこに差異がありますか。しかるにこれは相殺ができないという規定になつておる。同じ債権を一方を優先に考え、一方をそうでない考え方をしておるといふ考え方、それから今の前置主義もそうです。異議の申し立て、これらも訴訟によらずに、決定をしたものをさらに再度裁決処分をするというやり方、それから通知の方法の問題、先ほど横山委員の質問で問題になりましたけれども、これは私も先ほど申しました通りいつ処分があつた、裁決があつたと

いう非常に必要な、肝心なことを知らせる方式でありますから、本人が受け取らないからといってその場所に置いてきたということでは、これは送達になりませんよ。たとえばほかの例をとりますならば、役場とか市役所に預ける方法もほかの法律にはあったかと思ふ。あるいは掲示する場所もあったかと思う。それを、本人がどこかわからぬけれども、そこに置いてきたらしいののだということは、税務署の通知は受け取らなければもうそこへ置いてきたらしいのだという考え方が、そこからやはり出ているのではないか。それから協議団の問題については後に申しますけれども、これも別に三者的なものではない。付置された自分の命令を聞くような者に決定をさせて、それを押しつけるというように、つまり先ほどからしばしば問題になっておる申告納税方式のごときも、私から言わせると、署長の職権でできるといふ、いわゆる申告納税と職権による裁定の混合方式です。こういふ点がありますから、やはりものの考え方を権力的に考えておるから、こういう条項があらゆるところに出てくると思うのであります。論点はだいたいふほぐされたけれども、この申告納税方式の規定は、別に申告をしたからといって租税は決定するわけではない。やはり不確定な状態に置かれるわけですし、決定して動きがとれぬようになるなら、これはほんとうの申告納税方式でありますけれども、その申告をした後に更正決定、再更正あるいは修正といふものができることになっておるのでありますから、実際は申告納税方式であるけれども、本質はやはり完全な申告納税方式では

ないということです。先ほどしばしば問題になりましたが、この十六条の最後、二行の「その他当該税額が税務署長の調査したところと異なる場合」に限り、税務署長の処分により確定する」という、いわゆる職権決定といえます。これは申告ではない。税務署長の決定によってきまるのですから、これは一種の職権決定と言えると思います。しかもこの文句を一つごらん願いますと、二十四条の文句とほとんど同じなんです。「その他当該税額」という下から二十四条を読んでみますと、二行目のすつと下の方に「その他当該課税標準等又は税額等がその調査したところと異なるときは、その調査により、当該申告書に係る課税標準等又は税額等を更正する。」とあります。これはどこの文句が違いますか。多少字句は違いますが、意味は全く同じことを書いてある。これはそう感じられませんか。字句は二、三違いますが、これも、「その他当該以下は、この申告納税方式を書いたその他当該以下の文句とほとんど同じです。そうすれば二十四条で職権によって更正という方法ではあるけれども税額を決定することができのならば、最初からこの申告納税方式という銘を打ったことに、ことさらにこれを入れて、職権によって決定できると書く必要はないじゃありませんか。しばしば申されている通り、申告納税方式もそのまますなおな姿において原則とするということに書けばいいのであって、それならばむしろこの二十四条の職権による更正というものは必要ないですね。どちらか不必要である、これはどういふふうにお考えになりますか。

○村山政府委員 一番最後の問題から申し上げますと、これは同じことを書いてあるわけでございます。申告納税の中で申告によってきまる部分については、今の十六条の問題は、申告納税の方式というものの意義を書いているわけでございます。それを確定というふうに、ここに書いてありますように、原則としては申告できまるのだ。一定の場合にはそれはその増差額あるいは減差額に関する限り税務署長の処分できまるものであります。十六条で定義をしているわけです。その中身をそのあとでずっと書いてあるわけでございます。まして、修正申告あるいは更正後の修正申告、これはやはりこの申告の段階の問題でございます。それで調査したところと違うときには更正いたします、あるいは申告がない場合には決定いたしますということ、この十六条で書いてあるわけです。その具体的の手続を先に書いて、先生が今御引用なさいましたのはまさにそれが書いてあるわけです。その具体的なことは書いてありますから、全く同じものが書いてありますから、これは合うのがあたりまえであります、そのことをさらに詳細に手続的にうたつておるといふことでございます。ここは合っているわけでありませう。

それから先ほどの九十何条でございますかお稽税に関する規定でございます。これは現行徴収法にも同じことがございしますが、この問題は一つには、国に対する債権というのは方々にあるわけでございます。その額とか存在とかか

というものが、税務官庁ではなかなか確認ができないという実際問題がございます。同時にまたそれだけに、場合によりますと思わざる不正の問題もいろいろ出てくる、こういう考慮からいたしまして、相殺を禁止しておる規定といわれております。それから……

○田中(農)委員 そういふことか。これはまたあとで聞きますからよろしい。今相殺のところで答弁がありましたが、相殺の申上げますが、これは金額も確定していない、あるいは請求する証拠も不確定なものをもって相殺しようというのではない。国の方からは相殺を主張する必要はないのです。自分は国家にかくかくの債権を持つておるから差引してもらいたいということ、納税者の方から言うのですから——納税者の方からは口で言ってくるものはいはしません。判決によるとかあるいは公正証書のあれによるとかあるべき、あるいは損害賠償請求をして勝ったとかいう確然たる根拠に基づいて、金銭債権の確定した債権を持つておる場合に、納税者の方から相殺を主張した場合に、それができないというのはなぜですか。そういうふうに債権に差異をつけておるといふことは、国の債権は重いのだ、少し優位なんだ。国民の持つておる債権は、同じ債権であつてもこれは低いのだという觀念からきていられないか。こういう規定は、納税者の方から主張するのですから、一定の証拠を持つて、そして金銭債権で確定したものであれば、これは相殺を認めていいのじゃないかと思ふのですから、私はそういう主張をしたわけであつて、それは一例としてあげたわけであつて、別にこれは質問したわけじゃありません。

今あなたは、申告納税方式の定義をしたのだと言ふけれども、その定義に従つて、それでは納税の額を決定したかどうか。この規定によりますと、税額を確定する方式をいふのですから、その方式が申告の方法が一つと、その申告の方法によらずして税務署長の処分によつて決定するといふ方式は、これは申告納税方式になりますか。一方的ではありませんか。しかも更正決定で同じようなことを書いて、更正決定ができるならば、むしろすなおに、この申告納税方式のところでは「原則とし、」といふところまで、あるいはその次に「申告をしなければならぬ不都合な場合は、これは本人の責任ですからやむを得ません。しかし申告をしておるにもかかわらず、なおかつ税務署長の処分によつて税額を決定するといふことは、これは純粹の申告納税方式ではない。私に言わせれば、申告と職権の混合方式ではないか。それを表には申告納税方式とつづばに、いかに民主的な方法によつて決するといふようなことを書いてあるから、これはインチキではないかといふことを私は言つてゐる。その点はどうですか。

○村山政府委員 これは具体的な債権が確定する手続が書いてあるわけでございます。従ひまして申告納税方式といつても、相手の言ひつづばなしだといつたところ以外ではその額がきまらな、そういう方式は考えられないわけでございます。申告納税方式と申しますものは、まず第一に本人の申告でいくのだ、違ひがあるときに初めて税務署長が更正するのだ、これが原則であります。申告納税方式といふものは、本来そういうものなのでござい

す。そこで、ここに書いてあります十六条は、納付に対する確定の手続をいつてゐるわけでありまして、その次の第二節以下にその具体的なことが書いてございまして、申告によつて原則としてきまるというところの具体的なことが書いてあるわけでございます。それは期限内申告であり、期限後申告であり、修正申告でございます。それはいつ、どういふ要件のときにやるかといふようなことも同時に書いてあるわけでございます。そして、これはこれによつていろいろ手続によつて確定するのだ、その効力は二十条に具体的に書いてあるわけでありまして、今、効力が確定すると言つたが、確定するといふ内訳は何かといふものと、それぞれ申告にかかる分だけでございます。前後の關係は影響ございませぬといふことを明らかにしておるわけでありまして、そこで、今度は税務署長の処分によつていくのは何かといふことが、第二款のところから始まるわけでございます。その場合に減額更正という問題はございませぬけれども、更正の請求はそれを促す一つの行為でございますので、それが書いてあります。すべて手続的に書いてあるわけでございます。第三款で、今度は更正あるいは決定をする場合でございます。二十四条、二十五条はいかなる場合に更正をするかといふことが二十六条に書いてございまして、それぞれの手続を今度は具体的に書いておりますのが二十八条、こゝういふ具体的な手続を経て、その部分に関する増産額なりあるいは減産額といふものが確定していくのです。それで二十九条でありましたか、

効力が書いてあるわけでございます。さらにその場合の修正申告の場合の所轄庁であるとか、更正あるいは決定に関する所轄庁、これも手続關係でございまして、一々明確にしてある、こゝういふことでございまして。

○田中(農)委員 まある説明がありましたけれども、ここにインチキがあるのじゃないですか。十六条の一項の二号、「賦課課税方式 納付すべき税額がもつぱら」と書いてあるのですね。「もつぱら」ことがやはりインチキで、前の方の申告納税方式は本人の申告に基づいて一応決定するが、税務署長が調べてこれが不当といふことであれば処分によつて決定する、だから基礎はやはり申告にあるのだ、税務署長が処分によつて確定しても、その確定する基礎は本人の申告があつたからやるのだ。二号の方はもつぱら、オンリーで署長が何かやるのだ、これが賦課課税方式だ。これだけの違いで、一方は申告納税方式だといかに民主的なやり方のように書いてあるのが、そこにインチキがあると私は理解する。しかしあなたの長い説明を聞く必要もないから、それでよろしい。聞く人が聞いてこれは判断しますから、こゝであなたと押し問答するつもりはありません。

そこで、先ほどの例の裁決の不服の問題について、法務省からどなたか見えておりましたら答弁して下さい。○杉本説明員 先ほどの原処分に対して異議の申し立てがあり、それから審査の請求がある。その場合に、広い意味におきましては、行政庁の処分といひましては、課税処分と異議決定、裁決とございまして。それで訴訟の

対象になつておりますのは、先ほど主税局長が御説明になりましたように原則として原処分でございます。そこでその異議決定なり裁決、これを広い意味において行政事件訴訟法の方におきまして裁決と申しておりますが、こゝういふ裁決が非常におくれている、何とかそれに期間を設けたらどうかといふことでございまして、この点につきましては訴訟制度調査会におきまして非常に問題になつたところでございます。ところが実際に裁決の期間を設けるというところは、行政処分の性質によりまして、一律的にある期間を設けるというところは非常に困難でございます。結局行政不服審査法におきましても裁決の期間は一応設けない、こゝういふことになつております。それではさういふ問題は、どういふふうにして裁決されるのかといふことでござい

ますが、今度国会に提出いたしてございまして行政事件訴訟法案では第三条の第五項であつたと思ひますが、不作為の違法確認の訴えという制度がございまして、それは原処分についてののみでなく、裁決についても、その申請に対して相当の期間たつても裁決がなされない場合には、裁判所にその不作為について違法確認を請求することができるといふことによつて、要するに裁判所が相当の期間かどうかといふことを判断して裁決をする、こゝういふことになつております。それから第二点のさういふ裁決があつた場合に、現在訴訟の対象になつてゐる原処分がどういふ影響を受けるかといふことでございまして、その場合には、裁決の内容に分けて御説明申し上げますと、原処分を全部取り消す

という裁決がございませうれば、それはもはやその原処分を取り消しを求め、現在係属しております訴訟は訴えの利益がない、こういうことになりませう。一部取り消すということになりませう。その部分について訴えの利益がないということにございませう。それから審査の請求を棄却するということになりませう。これは原処分が従来通りその訴訟の対象となつて係属するということになるわけにございませう。この法案につきましては私どもとしてはそういうふうに解釈いたしておりまして、大蔵省の方からもそういうふうな案を示されて、私どももいたしまして十分に検討した上で、これで国民の権利義務の擁護という観点から申しまして、何ら差しつかえがないというふうに考えた次第でございませう。

○田中(總)委員 ちよつと私の質問したと違つてゐる。あなたの説明はわかつてゐる。私の言うのは、処分を一つの対象として取り上げてゐる。税務署が処分をした、そしてそれに対して異議の申し立てをしたけれども、いつまでに異議の申し立てに対する決定をするという期間がないわけだ。それから異議の申し立てをしてから三カ月たてば訴訟は起こせるという、こういう建前になっておられますから、その処分があつてから三カ月たつて訴訟を起した、訴訟ができるのですから。訴訟を起して、途中で、裁決がずつとおくられて、極端に言うならば一審の判決が済んでしまつてから、この処分に対する異議の申し立てに対する決定あるいは裁決がきたという場合に、訴訟は原処分を対象にしてゐるの

でしよう。ところが税務署からは異議の申し立てに対する決定がきましたね。そうすると裁判の対象は、あとできたその決定に対するのが裁判の対象になるのか、原処分になるのか、もし原処分が依然として訴訟の対象になるとすれば、税務署からあとのおくられてきたこの決定なり裁決というものは一体効力はどうなるのか、二つあるわけだ。裁判所の決定の対象になつておる、訴訟の対象になつておる処分と、それからやり直しをしてきた処分と同じならばいいけれども、もし間違つたときには、処分が二つあるわけですか。しかも裁判はもとの処分に対する裁判を起す、一審の判決が出て、それが取り消しになつて、その後再審査の裁決があつたというやうな場合には、一体どれが効力があるか。もう無効になるなら無効になるでよろしい。

○杉本説明員 お答えいたします。現在の税法におきましては、審査の決定というものは昭和二十五年のシャープ勧告以前と違ひまして、再び課税標準の決定をするという建前ではございませう。民事訴訟法と同じで、全部または一部を取り消す、あるいは請求を棄却するといふ、そういう種類のものになつております。その点が違ひますから、ただいま先生のおっしゃいます点の解釈が違つてくると思ひます。先生のおっしゃいましたのは、昭和二十五年以前の、つまりもう一回審査決定をする場合、もう一回課税標準

を決定する、こういうやうな建前の場合、この場合にはまた立論が違つてくると思ひます。私が申し上げましたのは、今の税法の建前を前提にして御説明申し上げたわけにございまして、今の税法の建前によりませうれば、裁決といふのは原処分の全部または一部を取り消すか、審査の請求を棄却する、こういう形態になつておりますから、それで私の答弁が先生に十分に通じなかつたと思ひます。

○田中(總)委員 まだちよつと不明確ですが、これはまた文書で一つ検討してもらふことにして、その次に移ります。

先ほどこれはやはり権力的な規定といふことから、私は協議団のことについて一点触れておいたのであります。今度の規定によりませうと、八十三条によりまして「国税庁又は当該国税局に附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならぬ」といふ規定になつております。表から見ると非常に民主的な機関のように見えるのですが、国税庁に付置するといふのは、国家の機関としての国税庁と協議団の關係は一体どういふ關係になつておるか、またその組織の構成の性質はどういふことになりませうか。

○村山政府委員 これは通常組織法で定める付属機関、こういう意味に使われております。

○田中(總)委員 国税庁もしくは国税局の付属機関といふことになると、長官もしくは局長との命令系統といふことが、権利關係といふことはどういふことになりませうか。付属機関といふと独立した機関でないように思はれる。

その力の關係はどういふふうに解釈したらよろしいですか。

○村山政府委員 指揮命令はやはり国税局長、国税庁長官が持つてゐるわけにございませう。

○田中(總)委員 そうしますと、この八十三条の規定は「国税に関する法律の規定に基づく処分に対する不服申立てについて決定又は裁決をする場合には、附置された協議団の議決に基づいてこれをしなければならぬ」と命令系統からいふと、国税庁もしくは国税局長の命令に服さなければならぬといふことになりませうと、こういうものは何も役に立たぬことになりませう。これは本来は第三者的立場において公平な意見を述べるといふ、その構成によつて初めて権威があるわけだ。聞いてもよし、聞かなくてもいい、こういうことなんですね、それでいいのですか。

○村山政府委員 これは国家行政組織法の第八条に書いてゐるわけにございまして、「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外、法律の定める所掌事務の範囲内、特に必要がある場合には、審議会又は協議会及び試験所、研究所、文教施設、医療施設その他の機関を置くことができる」とこれがいわゆる付属機関でございませう。

○田中(總)委員 そうしますと、この協議会を設置する根拠法であつて、別に長と協議団との間の關係を規定した規定ではないぢやないですか。設けることができるという根拠ですね。私はそういうことを聞いてゐるのぢやない。できたその協議団と長との間の権

力關係といひますか、組織關係といひますか、それを聞いておるのです。

○村山政府委員 もちろんそれは、長官の指揮、命令に従うわけにございませう。ただそれはここにも書いてございませう。内部部局とは違ひ性質のものとして、別の特別な任務を持ったものとして、置かれておる、そういう意味の付属機関でございませう。

○田中(總)委員 私はそういうもので、つまり上司と部下との間の關係に立つやうな立場で、協議団がそういう問題について審議をするといふことでありますならば、これは無用の長物です。何も役に立ちませう。その長官と對等の立場において、第三者的立場において意見を述べ、その意見も尊重されなければならぬ、提案理由の説明には、そう書いてあるけれども、尊重くられないは何も役に立ちませう。私は少なくとも、前に日本の裁判制度にあつた陪審員程度の権威を持たせて、そしてそういう国民の権利義務に関する不服に対して、一種の判断を加える段階でありますから、やはり主観的な先入観があつてはいけません。そういうものを離れて、純粹に三者の立場にあるかどうかといふことを判断する立場に立たない、何も役に立たぬではないかといふことを私は聞いておる。

なにか何つておきますが、この協議団の組織は、何か政令で定めるやうなふうにもどつかに書いてあつたと思ひますが、組織並びに運営に關しては、政令によるのか何によるのか、その点を御説明願ひたい。

○村山政府委員 政令で定めてございませう。それから、これは先ほど申しま

○堀委員 私、本題に入る前にちょっと何っておきたいのですが、先ほどの関連質問の中で、長官が納税者とそれから徴税者側とのバランスのことを触れておられました。バランスとして、片方が記帳をしていないのに徴税者側の方が理由を言くとするのはバランスがとれないというような意味のことをおっしゃったわけですが、そのバランスというものを、長官は納税者と徴税者というものは五〇、五〇でバランスをするのがよいと思っておられるのか、現状の姿の中でバランスとは一体どういうつり合いをバランスと見ておられるのか、ちょっとお答えを願いたい。

○原政府委員 私午前中以來申し上げておりますように、非常に民主的なりっぱな社会になれば、税の問題は実は徴税当局の方はあまり手を加えないですうすうといくと思えます。少し妙なたとえでありますけれども、私だいたい前ですが、アメリカへ参りましたときに郊外電車に乗りました。郊外電車で十セント、二十セント、三十セント、いろいろあります。私は三十セントか何か払ったと思いますが、そうしたら車掌さんが受けて、そして綱を引くんです。上からぶら下がっているひもを引きました。一つ引くと十のところにしるしが出るんです。それを三つ引くと三十と出るわけですね。つまり一種のキャッシュ・レジスタ・みたいなものだと思ふのです。三十セントやるとそれで切符をくれますが、同時にそれがちゃんとレジスタ・されて会社に入るといことが、お客さんが見ていただきますから、車掌さんはごまかしてそれ二十セントしか入れないというよう

なことができない仕組みになっている。これはバスなんかでもまさにガラシ張りのような箱にお客がみんな投げ込んでいく。運転手は知らぬ顔をしてる。ほかのお客さんが見ていますから妙なものを入れたり、これはどうもというのをみんな社会が見ているという、そこは非常に感心しました。

やはり税においてもみんなが見ていけるというふうな状態ができるというのがまあ一番フェアにいくのじゃないか。そういう社会というのは、やはり税のもことになる諸元を、今朝来のお話では、隠す納税者もありました。そういうのをそのままにしておいて、一つ税務署で探してみろ、そうしてものを言う場合にはがっちりした理由を付せろ、こういふようなお話なんです。そういうような行き方ではどうもいい社会はできないという趣旨を私は申したいのです。いろいろな面でも、先般来堀さんからも御指摘のありました貯蓄組合とか預金とかいうような問題、これは社会には社会の生理といいますが、社会の生理的な現状といいますが、これを申しても背くさいと言われる面があるかと思ひますけれども、やはり私も税を担担している者としては、何とんでもないというガラス張りな社会、みんながオープンに見ているという状態に一日も早く近づきたいというのが重要な意味で、やはり税法においても税務官吏に行き過ぎのないようにということも要求するのはもちろんであります。納税者に対して、自分の所得を決定する諸元は納税者側が一番よく知っている、一番データを保持しております

から、それをオープンに出しなさいというところは、私は堂々と要求したい。んだと思ひますが、その要求が実はまだ今の預金とか何とかに裏表見られるような日本の社会の生理的なレベルからかもしません。私ももととしてはかなりまだ低いという感じがいたします。そつちを相当上げていく、そしてお互いにフェアに拒絶力に合った正当な税額を納めようじゃないかということに、納税者自身が協力するようないう方に持つていくのです。納税者が隠し、また申告する場合にもいろいろところで若干ずつ曲げて申告なさるといふようなことがある程度あると思ひますが、そういうのをそのままにしておいて、納税者の申告にはたとえ収入、支出にしても、先ほど来お話のように非常に詳しいところまでは絶対にこれを書かなければいかぬというまでの義務になつていないという法律の状況において、そもそも納税者の側の方はそれを知る条件、知っている度合いはほとんど一〇〇％持っているわけですね。税務署の方は初めはゼロなわけですね。それで帳簿もないとおつしやる。いろいろ何つてもわからぬというふうな場合が相当多いわけですね。それで、あちこちから光を当ててみて、そして決定するといふような状態でありますから、そういうふうな状態で政府側にだけきちんとしたなを御要求いただくといふのは、非常にアンバランスだといふことを申し上げたので、従つて、法律の形としても帳簿の記載のない場合であつてもあるいはデータがないというふうな場合でも税務署はしっかりとデータを作つてという

のは、納税者のところにはちゃんとあるもので、それを出していただければ実はスムーズにいくのが、それが出来ない。それをこつちで再更正して作つてなにするといふようなことで、納税者の方は不問にして税務署の側にだけ御要求になるというのは、税法の規定としてはバランスがとれない。もう少し納税者にも公然と胸を開き、肩を張つてこの社会で納税者としてのりっぱな態度を示してもらいたい。私はこれは納税者をとがめるというのではなくて、冒頭申したような非常におおらかな広い意味での明るい世の中が来るにはそういうことをお願いしてもいいのじゃないかといふことを申し上げたわけでありませう。

○堀委員 長官のお話は非常に演繹的に長いのであれなんです。私が端的に伺つておきたいのは、やはりバランスという以上は、あなたがおっしゃったことは一応五〇、五〇というバランスのように聞こえるわけですね。しかし、私は今の日本の客観情勢をもとにしてものを言わなければなりません。私はかねてから申し上げる通りに、脱税を奨励しようとか、脱税しておるものを正当化しようとか、脱税しておるものを正當化しようなどという気持は毛頭ございませぬ。これはかつてから国民貯蓄組合等の問題においても、厳に皆さんに要求しておることは、そういうことをしないようにしてもらいたいといふことなのですから、時点はそこで理解をしていただかなければなりません。しかし、税務署といふものは、これはやはり権力を背景にした一つの機構になつていくわけですね。そして納税者は何らそういう裏側に立つものが無いわけですね。納税者一人々々として

見れば、やはり税法についても無知であるし、いろいろな点において無知な者だと思ひます。先ほど石村さんもおっしゃったけれども、私も大蔵委員として税法のことをいろいろやっておりますけれども、それでは税のことは何でもわかつておるかといふと、自分の問題になると必ずしもよくわかつていないというのが実は現状なんです。それでは青色申告をする者としないうとあるのは、なぜその青色申告を出てくるのではないかとはいふ問題。青色申告をする方たちは、少なくとも経済的にも、人間としての能力の上においても、記帳ができる人たちがやはり青色申告をしていられるのです。少なくとも白色よりは青色の方に特典が多いのだから、それだけのメリットを見るならば、当然やるのが建前です。が、にもかかわらず、依然として青色をやらない人たちが相当にあるわけですね。それはやはりたかでも能力の面において、あるいは経済的な余力の面において、いろいろの面においてやれないという人がある。これは納税者の側では一番弱い人たちだと思ひます。一番強いのは百億以上の大法人です。一番強いのは百億以上の大法人は、あなた方がやつてみると増収額が何百億と出るといふ実態があるときに、一番弱い白色申告の人たちは、あなたの方で理由も付さないで更正決定をぶつつけたときに、一体この人たちが異議の申し立てをやらずに、審査請求をやらずに、裁判をやる力があるかないか、私はこれをたつきり見きわめていただかなければならないと思ひます。そのこと

と、その人たちが脱税をしていいか悪いかという問題は別問題なんです。だから、そういうことが起きておるかもしれない。起きておるかもしれない。でも、最も弱い納税者であるところの事業所得の白色申告者たちに対して、税務署とその納税者との五〇、五〇のバランスだなどという考え方に立っていただいたのでは、これはかまえて方として問題がある、こういうことを私は申したいわけです。だから、それはやはりあなた方が手を引き、要するに導くということによってでなければ問題は解決していかないのでないか。そういう人たちに理由も付さずに更正決定をやる、どうもその中にはさつきおっしゃったような意図的脱税をしようとする者がある。あるかもしれないが、私はそれがすべてとは思わないわけです。だから、その中における善意の人たちを含めて、一部のそういう不徳の人たちのためにその人たちが国民としての正当な権利が守られないということになるならば、やはり国民の立場に立って、特に一番弱い者の立場に立ってその人たちに救済の道を明らかにするのは私は政府としての当然の責任ではないかと思う。だから、さつき私がバランスの問題で伺ったことは、百億以上の法人に対しては、私はバランスとして見るならば、皆さん方が八〇くらい力を持って、向こうは二〇くらいになっておつても、なおかつ私はその所得が完全に捕捉できないかもしれない。しかし、たった一人の白色の納税者の場合には、五〇、五〇の力でいったんこれは小さくなつてしまつてもいいやないかというの、私は現在の姿ではないかと思う。

なるほどアメリカのいろいろな制度は私も大へんけつこうだと思つて。しかし、それは単に納税だけの問題に限らないで、やはり各般の条件が整わなければ、自然にその向上を期待するとはなかなか困難です。しかし、それを待つておるだけでは税務行政には発展がないのですから、そこでこの人たちに對して少なくとも手を引いて導く方法としては、更正決定をしたときに、こういうことでわれわれは更正決定をしましたよ、あなたは所得がこういうふうになつておるじゃありませんかということを明らかにしてやる。だから、当面一番重要な問題ではないか。だから、その場合にはバランスとして見るといふより、なことはなくして、少なくとも先生が子供たちに教えるごとく、やはりあなた方が手を差し伸べるのでなければ、私は問題の解決にはならないだらうと思つて。学校の先生が子供たちを教える場合に、しかればいいというのではないと思ふ。大きな声でしかる先生では子供は成績はよくならないと思ふ。やはり子供たちの立場に立って、あなたたちが導いてやつてこそいい成績になると思ふのです。だからさういふ意味において、私は形式的に更正決定に理由を付せ、こういうことだけにこだわつておるのではないのであつて、少なくとも更正決定をするに付いては、あなたはさつき、いろいろ調査をして、千言万言やつておるその中において明らかにしておる、こゝろ言われましたが、われわれが聞いておる事實は必ずしもそうではないのです。更正決定が行なわれるときには、きわめて短時間に、はたしてそれで調査が完了したかどうか

からないといふような時点でも更正決定が行なわれることがあるわけです。今あなたがおっしゃつたように、更正決定をするに付いては、これこれこういう条件をちゃんと調査をして、それを納得さすといふふうな政令でもあなた方がお出しになるのなら、私は何形式に法律の中に理由を書けなどと申しません。それはあなたの方の心がある問題だと思つてから、これについて国税庁長官はどうお考えになるか、あらためて伺います。

○原政府委員 私がお上げしたのは、白色申告者で帳簿その他のデータがないに近いといふような場合には、まず第一段階として、納税者としても少し進歩していただきたい、御努力願いたいという希望を強く持つのであります。それはさききの電車の例にも関連しますが、非常に強く持つのであります。しかし、それはそれとして、さういふような場合でありましたも、税務官吏の方は仕事でありますから、出された申告がいろいろな角度から見てこれではおかしいという場合には、さらに調べを突っ込んでするといふことになりまして、その際にその調べのために相当時間もかけ、その納税者だけだけでなく、反面調査あるいは資料を集めるといふようなことをやつておるわけがございます。納税者を調べに参ります際には、仕入れなら仕入れについて、あるいは仕入れなら仕入れについていろいろ話をしておたくはこれだけのなにかあればこの値段は幾らだらう、それについての差益は大体どのくらいだらう、これは何回転するといふような話があるわけでありまして、私先ほど申し上げましたのは、さういふような

話をすつとしておれば、大体納税者の方も、うちは全部かまわず結論で所得三十万と出したけれども、税務署の言ふところでは、これだけの仕入れがあつて、そして回転の度合い、今の時期——たなのおろしは時期にも関連しますが、さういふことから考えると、売り上げがどのくらいあるだらう、売上げに對して利益がどのくらいあるだらうといふ話があつた、さういふだんだんの話を聞いていただければ、単純な更正決定の理由——理由を書く場合に、一々学位論文みたいに詳細なことは實際問題としてなかなかできませんから、非常に簡単にならざるを得ないと思ひます。やはり實際は、調査の際に、納税者に納得して納めていただくために、調査のいろいろなポイントについて話をして、納得してもらつていふ点が大事であらう。私は、税務官吏が相当それはやつてくれておると思ひます。もちろん、中にこれが十分でないといふものもあるだらう。だから、先ほどお答えの末段で、さういふことが十分にできていないといふような問題については非常に気がつけて、それを十分にすることとを私としてはもう極力努力いたしますと申したわけでありまして、私が今比率でどうといふところまでは申せませんけれども、ずいぶん近づきやすく、納税者に近づきやすいといふに、さういふ気持で、納税者はデータは持つてゐるのですから、そのデータをあてがう税法上の規定、また通達できめられたルールといふものを教えてあげれば、そのフェアなルールがわかれば、納税者はデータを正當にあててくれるだらうといふ気持で、税務官

吏にも、自分たちの持つてゐる知識といふものをそっくり納税者の頭に入れてあげるようにしないか。その上で、納税者には正直にお願いいたしますよといふことは、うんと強く要求してよろしい。それから、いろいろなデータを十分これから積んでいくといふこともお願いして、できれば青色になつていただくといふようなことをやる。さういふような方向で、何といふか、向かい合つてけんかし合つて、たつき合つていふようなことでなくて、こつちの知恵をあげましよう、そのかわり記帳その他もしっかりして下さい、一緒になつて正しい所得といふものを計算し、形成していただくやありませんかといふ気持です。まだまだ、おっしゃる通りに権力を持つて行政をやるという場合は、とかく人間の興味といふものが出るかと思ひます。いろいろなところで権力的に追つかぶせるというところが、私はずいぶんあるのじゃないかと思つて、常々心配いたしておりますが、それをためよと思つて私が第一の柱に立てたのが、近づきやすくといふことであります。同時に第二に適正、公平にといふことを忘れるなど申し、第三に綱紀を厳正にやつていけといふことを申しているわけですが、こゝろいふようなかまえていきますならば、私はおそらく堀委員のおっしゃつてゐるお気持は、私どもの努力の向きとしては合つてゐるのではないかとさういふに思ふのです。先ほど申し上げたのは、法律の制度として、今の最後の理由を文書で書いて出せといふところだけをとり上げて御要求になるといふのは、どうも納税者の記帳の義務とか何とかいふ問題とやはり相當の関連

のある問題で、むしろ現在はその問題よりも、データがほとんどない状態でない。申告も非常に簡単に、所得幾らというより多いものが多い。それに対して遺憾ながら税務行政が相当手を食われる。いよいよはたしませんが、早くこうしたのが納税者として合格点をとり、あとよくくれば優等生になっていただいて、私どもはありがとうございます。それ、それは済んでしまふ。その余力をおっしゃる大法人なりあるいはほんとうに脱税している人の調査に向けるというのが、税務行政をやっていく場合の一番大きな重点ではないかと思っております。で、どうぞ御了承いただきたと思ひます。

○堀委員 そこで、その次の段階として伺いたのですが、更正決定が行なわれなかった、異議の申し立てをいたしません、また税務署長が異議申し立てに対して決定をいたします、審査請求をいたします、それによる決定が行なわれる、こういうことが順序としてあると思うのですが、その過程の一体どこで、今度はその今の異議申し立てに対する回答を与えるわけですか。その回答を与える中にはかなり具体的な内容がやはりなければ、異議の申し立てをしておけるのに、依然として理由を付さないで異議申し立てに対する回答をするわけにはいかぬと思うのですが、主税局長、この法案を見たところではそういうところに対するものがよくわからないのですが、この法案のどこで一体そういう説明がされることになるのですか。何条のどこを言うて下さ

○村山政府委員 この決定ないし裁決の内容でございしますが、四十一条にございします。決定ないし裁決の内容につきましては、行政不服審査法の方に全部譲られております。行政不服審査法の四十一条、三十ページであります。裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならぬ。こういうふうにしてあります。

○堀委員 これはもちろん行政不服審査法に出ておりますが、こちらに移すということは、じゃどこに出てくるのですか。

○村山政府委員 それは百一ページをござんいただきたいと思ひます。七十五條の冒頭に書いてございします。(行政不服審査法との関係)「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法の定めるところによる。」……

○堀委員 そこでちょっと伺いたいのですが、これまで白色申告で更正決定がされて、今でも異議申し立てができません。一体どのくらいのパターンで異議申し立てが行なわれているのか。

○原政府委員 申告所得税におきましては、再調査の請求が出ておりますのは、ただいま私の手元では、これが一番新しい分で、三十五年分の所得の分までのがございしますが、近年は、ここ四、五年の間は、再調査の請求が出ておりますのは一万を若干上回っており、三十五年分は九千五百件ばかりに下がった。その前には五年間が一万一千、二千、三千というふうな

数字が並んでおります。大体そのくらいでございします。

○堀委員 更正決定に対する割合は一体どのくらいになりますか。

○原政府委員 更正決定件数は、その最近の五年分ならしてみますと七万くらいであります。七万ちょっと欠けるかと思ひますが、三十五年分は五万八千とだいぶ落ちております。これは総納税人員のうちで二・五割ということになります。その更正決定五万八千件に対して九千五百でありますから、私は今比率は持ちませんが、幾らになりますか、二割は切れる、一割七、八分が再調査の請求を出しているというふうになっております。

○堀委員 今のお話で更正決定が七万くらい行なわれておる、そして再調査要求が一万余というふうな割合であります。数の上で七万くらいの数で、あと一万についてはやはり詳しい理由を付さなければならぬことになるわけですね。結果としては、ですから私はさつきちょっと申し上げましたけれども、その一万くらいの再調査を要求する人たちが、おそれるいろいろな意味で能力のある人が多くて、あとの六万の中に相当問題が残るではないかという気がしてなりません。

そこでこれは主税局長に伺いたたいのですが、今皆さんの方で、今度の二十四条、二十五条、二十六条で「調査」という言葉をお使いになつておりますが、この「調査」を規定する何か具体的な内容というものがこの中にはございしません。ただ「調査」という言葉だけにまつておられますが、さつき国税庁長官の話ですといつて、たなおろしと

か回転とか、いろいろのものを調べるのだという話があるのですが、その調査について、政令その他の中で、やはりこの程度のことは調査として行なう必要があるというふうな、何か定めを

していただくことができないのかどうか。調査にもいろいろありまして、ちょっととらつと表へ来て、一通りじつと見て帰つても調査だといわれれば、これも調査というふうにならうかと思ひますし、やはり私はある程度、更正決定をするについては、調査をしたということが納得のできる程度の調査にしろ、何か省令なり政令なりの中で、大体皆さんの規定は納税者を縛るには厳格でありますけれども、徴税者を縛るについてはきつめて寛大になつておるわけでありまして、私がさつきバランスを申したのも、バランスというところでものを考えていくならば、納税者の方をいろいろ縛る規定があるのならば、徴税者の側もやはりバランスをとつて、ある程度それに対しての責任の所在を明らかにする必要があるのじゃないか、こう思ひますので、この二十四条以降に書かれておるこの調査については、これこれこれだけのことはやる必要があるという最小限度の規定を一つ設けていただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○村山政府委員 率直に申しまして非常に困難だと思ひます。調査のやり方、あるいは内容、これは千差万別でございします。従ひまして、どの国でもおそろく調査の内容について書いておるといふのはないだらうと思ひます。問題はその実際問題にあるのでございまして、これはなかなか法律的に規定

することはきつめて困難であらうと思ひます。

○堀委員 きつめて困難だとおっしゃるのですが、ともかくちらつと見るだけで調査だということもあり得るというところで申し上げたのです。事実どれだけあるかわかりませんが、たゞさんのものを処理する中で、今長官のおっしゃつたようなことが行なわれるなら、その調査は非常にけつこうで、私はそれは積極的に法律に理由を附けようということにならないかと思ひますが、調査がちらつと見るだけで済んで、そして決定が出るということになるならば、逆に理由を書く必要が出てくるのじゃないか、私はさつきこれを思ひます。だからともかく最小限、さういふ更正決定をなす場合における調査については、これこれこれくらいはやるべきだということ——最小限ですよ。何かから何まで規定しろとは申しません。一応これとこれとこれとを調べるのを最小限とするとか何とか、私はそこは少し自主的に皆さんが工夫をしてみようという態度になつていただきたと思ひますが、工夫をする余地はないのですか。

○村山政府委員 率直に申しまして、これは法律事項として規定することは、ほとんど現在ではむずかしいと思ひます。

○堀委員 私、法律に書けなと言わないのです。省令でも政令でも規則でも通達でも何でもいから、あなた方があなたの方の内部を——さつき長官は規律で処理することはむずかしいといふふりにおつしやつたけれども、やはり何かものさしがあるべきじゃないか

と私は思います。だからそれは私は何にしろとは申しません。あなたの方でできる範囲のことで、しかしわれわれ第三者が見て、なるほど調査というものは最小限度のぐらいいやってくるのならば、これはまあ理由を一つ書かなくてもいいなという感じがでる程度の何かがあつてもいいのじゃないか。私は法律に書けとは言っておりません。そういう工夫はできませんか。

○村山政府委員 これは、法律、政令、省令に限らず、規定することが非常にむずかしい。千差万別でございす。ですから、その納税者の記帳が完備の場合もございす。それから全然ない場合で、反面調査だけでやつていく場合もございす。また小売現金取引で相手がわからぬ場合もございす。それぞれこれだけの納税者がおる。従つて、その調査対象、あるいは調査の方法は、おそろく千差万別であらうと思つてございす。それについての規定を設けるということは、ほとんどできないと思つてございす。

○堀委員 千差万別ということになれば、これはまああれでしょうが、それじゃ行政を執行する面で、国税庁長官としては、何かそういう点においてわれわれに多少納得させる方法というものがとれないのかどうか、これだけを行政執行の面で長官のお考えをお聞きしたいと思つてございす。

○原政府委員 先ほども申しましたように、税務署が近づきやすくなければならぬ。しかし同時に、脱税者から近づきやすくなつて、えらく抜けてしまふというよりなことがあつて、それから、適正公平というのを忘れてはいかぬ。適正公平ということが、今

堀さんのおつしやる調査を正しくやりなさいということにもつながるわけですね。おおよそ税務官吏であれば、調査について、時間との比較でありますけれども、時間の割当のできる限り、十分に調査して的確な所得なり何なりを調べるというものは当然の義務であります。もうもう部内の通達がございす。いろいろな会議をやつて、また年に何度も何千人も集めて研修をやつております。そういう際に調査はこういふふうにおやりなさいということはいふに教えております。これは私も税務官としての本来の仕事でありますから当然のこととしてやつております。ただ、それを部外に出して、こういう点を調査する、だから一つ納税してくれというふうなものではなからうと私は思ふ。本日通達を公開しろというお話がありましたが、納税者の権利義務について、こういうものが収入に入る、こういうものは入りません、こういうものが経費です、こういうものは経費ではありませんという、法律を補充しその解釈を——具体的なルールというか、われわれの考えるところを申し上げるという分は、これは一般に公開して大いに議論していただく。しかし、どの納税者を調査するか、調査する場合に、調査の度合いを非常に厚く調査するとか、時間をかけて調査するものもあります。ざつと見るものもあります。そういうもののあんばいをごらなさいということとは、やはり外へ出して言いがたい。またちゃんとそれを調査する場合にはどういふ点を調査するということも、世上よく税務調査法とかいふようなパンフレットみたいなものがあつて、場合によつては部

内の文書が漏れたのじゃないかという感じもいたしますが、ああいうものは私も、部外に出さうとしてゐるのではなくて、税の文書であります。困つたことだと思つておりますが、今堀さんのおつしやつた点は、納税者がわれわれ税務官吏の調査過程において御期待になつて、いろいろ聞かれ、また話しておられれば、税務署はちの言つてゐることのうちここがおかしいと思つてゐるなど——それははつきり申し上げることが大抵多いわけですが、相当おわかりになる。そのおわかりになるのをますますおわかりになるように、親切に説明し、質問も申し上げるということが、納税して納税していただく一番の大事ななめになると思つてゐます。それは私は努めましようといふのです。ただその場合に、さてどこをどう突つ込んでいくという——まあ、突つ込んでいくという言葉は悪いのですけれども、どういふ点について、これは業態によりまして、また調査の度合いによりましてやり方がございすから、先ほど申しましたような意味で、本来そういうことは公開して、これでいくというのを申し上げるような性格のものではないと思つて、それで、私のいう、実際の調査にあつては御納得いただけるような調査をし、またお話をするという点、これは私はもう全力を尽くして努力いたしたいと思つてゐます。

○堀委員 その次に、先ほどからいろいろ議論されております十六条のこと、ちよつと具体的に何いしておきたいのです。さつきから何回か例を出しましたけれども、「申告納税方式 納付すべき税額が納税者の申告により確定することを原則とし」としてございすから、そこで私が、二十万円の収入があつて、十万円の経費で十万円を所得と見たときに、一応十万円の所得として申告をいたします。ところが二十四条によつて更正決定が行なわれます。税務署の調査によつてともかく五万円所得がふえる、そうすると更正決定が行なわれるわけですが、そこで問題は、十万円の私が申告した納税額が申告納税として、原則として一応確定する、その次に更正決定が行なわれる、それは五万円について更正決定が行なわれる、こういうことに理解をしてよろしうございすか。

○村山政府委員 さようでございす。あとの方の更正決定の効力の確定に関する条文でそのことが具体的に出ております。

○堀委員 そうすると、今度はその五万円に対して私が異議の申し立てをいたします。その後の争ひというものは、そういたしますと、その五万円に關しての異議の申し立て等の争ひになるのかどうか、その点を一つお聞きしたいと思つてございす。

○村山政府委員 さようでございす。

○堀委員 そのことは異議申し立て、審査請求等一貫してそういうことだと理解してよろしうございすか。

○村山政府委員 さようでございす。それで、今度そこをちよつと申し上げておきますと、従来の規定でございす。異議の申し立てに対して税務署長が決定する審査の段階では、決定を争つておつたわけですが、同時に原処分も争つておつた。二つ争ひがある

という法律構成のために非常に複雑になつておる。問題は、一体幾らの税額になるのかというところが中心でございす。今度の審査の対象は決定後の原処分、たとえば今の設例で申し上げますと、初め十万円、その次十五万円とした、それでそのときの決定は十三万円にしたという場合に、争ひのはあくまでも十三万円という決定ではなくて、決定によつて十三万円となつたその原処分、まだ三万円多い、これを争つておるわけでございます。

○堀委員 その点について、これは非常に今後の問題として、申告納税といふものの体系として私は重要だと思つてゐます。これは私は確かに一つの進歩だと思つてゐます。申告分だけが確定をして、その後の問題は、更正部分についてだけ争ひが起れば争う。こういうことは、やはり私は申告納税制度の原則が一步前進したものだとして、その点は私事直に一つの進歩だと思つてゐます。進歩ですが、ただ問題は、やはりちよつと、さつきのとこに戻つて、必ずしもまだ完全に釈然としないものもあります。それはしかし、国税庁長官がおまかせをいただきたいということとでございすから、私は一応おまかせをいたします。ただしかし、おまかせをしますが、私もいろいろな関係者の中で、どうもそういう調査が不十分であつて行なわれたという具体的事実がある場合については、再びこれを議論の対象にしたいと思つてゐますので、そういうところの議論の対象が起きないやうに一つ指導をしていただきたいというところで私の質疑を終わります。

○小川委員長 有馬殿武君。

○有馬(總)委員 私は簡単に二、三の問題点について伺いたいと思ひます。それは、まず廣瀬委員からも質問がありましたし、また横山委員、田中委員からも質問があつて、この国税通則法を出さなければならぬ理由について、村山さんから種々御説明があつたわけですが、またそれを受けて大蔵大臣からも御説明があつたわけですが、たとへば十年前から準備しておつたので云々というより、なことは納得がいかなければ、私はただ一点だけに限つて大蔵大臣にお伺ひをいたします。昨年、こゝに、これは三十七年度も、税の自然増収は膨大なものが予想されるわけなんです。そんな時期に眠つた子を起こすみたいな形で、権力主義的な通則法を出さなければならぬ、ということに限つておつたのなら、こゝに特に出す理由というものがなければならぬはずで、それについて簡単に申し上げますから、大蔵大臣と村山さんの方からお聞かせをいただきたいと思います。

○村山政府委員 これは部内におきましては、かねがねこの必要を感じておつたわけですが、なかなかそのチャンスがなかった。それで、今度三十四年から三年間という期間をちょうだいいたしまして、根本的な税制改正をやるのだ、その中での中身は負担の實質的公平のためにどういふことをやつたらいいかという問題と、それから体系整備、この二つが問題点だと思つたわけであり、通則法はその後の問題にこたへるためであります。これによりまして体系的にも整備し、納税者の

方々にもわかりやすい税法を作つて、それから基本的な法律關係を明確にし、現在の諸手続で納税者の利益の方向に改正すべきものは改正する、この三つがこの調査会に与えられた使命でございます。そこで検討の結果が出ておりますので、今国会に提案した、こゝに次第でございます。

○有馬(總)委員 たとへば先ほどから議論になっておりました協賛団、これはだれが見たつて、第三者的な性格を強めなければ設ける理由がないですわね、それにもかかわらず、あなたの先ほどの答弁を聞いておりましたも、第三者的な性格をほんとうに強めて、そして所期の目的を達成するよな形にはなつていない。そういう形の中で、いろいろな欠陥を持ちながら無理押しして出さなければならぬ理由には、今の御答弁では足りないです。いま一度伺ひたい。

○村山政府委員 今、具体的な問題についてのお尋ねでございますので、協賛団の問題に限つて、しばつて申し上げます。現行に対しては、これでもわれわれは一歩前進したつもりでございます。立法論としてはいろいろの考へはあると思うのでございまして、第三者を入れるという議論は、実はシャウフ勧告のときにもあつたわけであり、その前は、御承知のように所得調査員という制度がございましたが、これはなるほど利点もございましたけれども、非常に弊害もあつたわけでございます。税務の問題はかなり専門的、技術的な問題でございまして、そういう意味で、従来のような所得調査員的なものを第三者的というならば、やはりそういうものではなくて、現在のよ

うな専門家、練達たんのうの者をもつてする協賛団制度の方がいいであらう、こゝういふことで現在の制度は出ております。その点については、われわれは今日においても同じ考えを持っております。

もう一つ、第三者的な性格というときに、行政機関として国税庁とは別の機関にするかどうかという問題が一つございまして、いわゆる審判所のようなものでございまして、それはそれとして、行政の不統一という問題が多分ございまして、やはり審査という段階、異議の申し立てを処理するという問題についてはなにございまして、同時に、これはまた税務行政の統一という問題を別途要求するわけでございます。その観点からいたしますと、やはり同じ命令系統にある、しかし別の使命を持つていふといった方がいいのではなからうか。また、訴訟前置をしたという意味から考えましても、これがいたずらに膨大な機関になりますと、その能率も非常に阻害されるわけでございます。この案をもつていけばあらゆる要求にこたへられるということではございせんが、あれこれ考へまして、現在の制度に一歩前進したところ、現状においては適當である、こゝういふ判断に基づきまして今回の提案をいたしておるわけでございます。

○有馬(總)委員 体系整備という大土段に振りかぶつたものにしては、これは先ほどから議論がありまして、多くの問題点を残しているのですよ。しかし、これはまた議論の蒸し返しになりますから、次に原さんにお尋ねをいたしたいと思ひます。

それは、先ほどから、綱紀の東正を初めとして三原則に基づいて、前線は税務行政に当たつては諸君に対してあなたはいろいろな要求をされていゝ。そして、この困難な税務行政を遂行していく際には、あなたと末端の職員の方々とが一体になつた空気がいゝものが必要ないかぬと思ひます。たゞ、たゞといふ意味で、スミズミな、たとえば労働組合との団交が行なわれているかどうか、この点について率直な所見を聞かしていただきたいと思ひます。

○原政府委員 おつしやる通り税務職員五万が一体となつて仕事をするといふのは、最も望ましいことであり、私大体においてはできていゝと思ひます。ただ、たゞいまお話の組合との交渉といふことが、話し合いがなめらかになつておるかどうかという点につきましては、先般ある機会に申し上げたことがございまして、私、税の關係で、組合員は総数五万の中で半分程度、半分は上回るといふ程度でございまして、幾つか組合がありまして、組合員を立をててそれで動いておる組合が、一番大きい組合であります。あるので、これはきつめてシリアスな問題であつて、税務行政の健全な展開、発展のためには、何としてもそれを改めなければならぬといふふうに思つております。その組合とは、残念ながらさういふような点ばかりあります。必ずしもまだかにかいておりません。これは私は事務の本質からして、さういふことになつてもやむを得ぬといふふうに思つております。望むらくは、さういふような秩序

破壊的なテーズを引つ込めて、健康な組合活動を展開されるということを私は願ひしております。早くさういふうなことになる、職場全体が明るい健康な気分で行れるようになることを希望しております。

○有馬(總)委員 私はこの際伺ひたいと思ひますけれども、税務行政に携わる職員であれば、言論の自由が抑圧されていゝのかどうかという問題です。税務職員であれば何も言つちやいかぬ、こゝういふ形であつたは推し進めていゝらつしやるのですか。

○原政府委員 私が申し上げておりますのは、何も言つてはいかぬといふのではなくて、行政なり職場の秩序を破壊するよな、侵害するよなことを言つちやいかぬ、これはきつめて當然だろゝと思ひます。組合であるならば、組合員、職員の勤務条件に関する事項についていろいろ考へ、また私どもと話し合ふといふのが本来の仕事であります。さういふ仕事に純粋に限つてはし、それを越えて秩序を破壊するといふことをテーズとし、かつそれに基づいていろいろ行動をやるというのはいけません。両方あるわけですが、とにかく今の破壊的な面がありますので、これを何とか、これが限りの税務行政の健康な展開、発展とは、私は全然相入れないものだといふことを先般この委員会でもはっきり申し上げました。いまだにその信念は変わっておりません。それを直して話したい。なおこの勤務条件について話し合ひないといふことではないのであります。その面についてできる限り話し合ひをいたしていただくのでございまして。

○有馬(輝)委員 あなたはおかしいことをおっしゃる。そしてその隠れみのとして秩序あるいは健康なという言葉を使われるのだけれども、いま一つ重ねてお伺いしますが、確かに公務員は、できた法律については従わなければならない義務があると思ひます。しかし法律制定前にいろいろな意見を発表すること、これまであなたは禁じておられるのですか。どうなんですか。

○原政府委員 たとえば通則法につきまして、私どもの組合の一つが公然と部外に対して反対をする。これは望ましくない。あまり品のいい行為だとは思ひません。そしてそのゆえに組合に對してもそういうことを申しておきます。法律について意見を言う、どうも疑問があるというならば、やはり内部で個人同士で言うというところであるべきであつて、組合が組合の活動としてそういうことをやるのは私は行き過ぎだと思ひます。

○有馬(輝)委員 先ほども申し上げましたように確かに人事院規則がある。それに従つて行動しなければならぬ。これは厳然とした事実でありますけれども、しかし、法制定前に意見を述べることが禁止する条項はどこにありますか。これはあなたのおところの国税庁の総務課から出されておる時報なんですが、これの二月十三日のものによつて、今あなたがはしなくも言明されたように、国税通則法に従つて、組合として意見を出すことをそれさえも抑圧されておるのです。これは妥当だと思ひますか。

○原政府委員 組合は勤務条件に関する活動すべきでありまして、通則法全般について、これを全国

税という組合が言つております。全面的な態度でこれを否定してかかる、反對してかかる。しかもその際言うておられますことは、たとえば税務行政というものは独占資本の走狗として、国民に對してわれわれをかり立てて、そして国民を敵として徴税をさせるんだというようなことを申すわけですね。私はこれはまことにけしからぬことだと思ひます。また政府の法律に對して意見を言うのは、職員個々として意見を言うというものはあつていいでしょう。しかし、世間に聞かせるに言うというものは、職員一人々々としてそれはいささかどうかと思ひますし、それがさらに労働組合というところになりますれば、これはもうまことに組合の権限と申しますか、仕事の範囲を明瞭に越えておるし、今申した一人一人でもあまり体裁のいいことではないというものが集団的になつたことであるとして、これの及ぼす悪影響は、かなり大きいと思ひます。

○有馬(輝)委員 自分の身分に關係してくることに關して、発言してはならぬという規定が労働組合法のどこにありますか。

○原政府委員 法律が必要なら出しますけれども、組合は勤務条件に関する活動すべきです。組合が自分の所属する職場の官庁なら官庁、あるいは会社なら会社が方針として宣明し、打ち出しておることに對して、これに正面から反對するということを部外に對して公にやるというやうなことが、私はいいとは常識的に考えません。

○有馬(輝)委員 僕が聞いておるのは、あなたの判断でなくて、どこにそれ

ういうことを禁止してある条項があるかというのを聞いておるのです。

○原政府委員 明瞭に禁止規定があり、それに対する処分規定があり、それによつて発動いたします。しかし事柄が常識的であるかどうかというところ、またしかるべきことであるかどうかという批判は、私は一向して差しつかえない。法律上はつきり禁止されたことではない、批判してはいけないというのではないと思ひます。

○有馬(輝)委員 あなたのそういう態度こそが、困難な税務行政に携わつておる諸君とあなたとの意思を阻害しておる一番大きな原因だと思ひます。まだほかにもあなたが団交になかなか応じなかつたり、一々いろいろな例をあげれば具体的にありますけれども、問題はそういうところにあるのではないかと、そういう角度で法に禁止してなければ、自分の意思に従ふこととは何もやらせないのだ、憲法で保障された言論の自由さえも抑圧していくのだというあなたの態度では、今後の困難な税務行政がスムーズにいくとは思ひきれないのです。あなたは一つの自分なりの、これが健康な秩序を守る道なんだという先入主を持つて、あなたの手足となるべき諸君に對して、多くの疑惑を持つて對処しておるから問題が紛糾するのである。その点についていまだ少しフランクになつて、ほんとうにあなたの部下の諸君が言うことはどこにあるのかというところを、すなおに聞く態度がなければ、せっかくこんな国税通則法ができたつて何にしたつてその効果は上がりはしませんよ。もう少し私はあなたがフランクになつて、

組合と話し合ひ。頭から押さつていくという態度を改善して、まず話し合ひ。この空気を一日も早く作り上げてもらふやうに強く要望いたします。私の質問を終わります。

○小川委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 今まで同僚各位から、各論的にも相当突つ込んだ質問がありまして、そこでいろいろ各論的なことでは、かなり委曲を尽くしておると思ひます。この論議を通じて私の感ずることは、次のようなこととあります。精神病者が神経衰弱者と違ふ特徴というものは、これは堀さんの分野かもしれないが、その自覚が全くないというところだと思ひます。大蔵官僚さんは、役人のうちでも最も右翼に属しておつて、非常にエリート意識をお持ちであつて、このことが多かれ少なかれ、現状保守の意識につながるものであると考へます。事大主義の官僚意識が、政府に對する過剰サービスとなつておる。今回の場合のことは、自民党すらあまり考へていなかったことまでこの通則法に盛り込まれまして、かえつて与党さんから手痛いおとがめを受けたという形になつております。弱い國に向かつて権力的徴税強化の制度化を試みんとする大蔵省の役人諸公は、一方に、租税特別措置等による偏向減税を少しも恥としておらぬ。本日国税通則法案をめぐるこの白熱した議論というものは、あなた方がよつてもつて立つ反民主主義税制墨守に對する一般国民大衆の怒りの投げかけであることを肝に銘じてほしいのであります。

そこで私はお伺ひしたのです。実は本法案の作成までの過程におきまして、まず第一に、実質課税の原則の名のもとに、実は恣意的課税を合法化する根拠にしようとした規定は削除された。また第二段におきまして、租税回避行為、行為計算の否認ということと課税とした条文も削除いたしました。三番目に、簿記の原則に従つて、整然とした記帳義務を課し、違反したときは推計課税することを合法化しようとした規定も除かれました。第四番目に、納税義務に關する調書の名をもつて、他の公務員の協力を得て、質問し、検査し、住居に立ち入ることができ、これを拒む者に重刑を課しようとした規定も除かれたのであります。徴税強化の布石の總撤去であります。

かてて加へまして、ここに自民党の修正案も、少なくとも現状に變革を加へることを不可としまして、人格のない社団を納税義務者として、各税法に普遍的に適用せしめることをやるべき提案となつてきたのであります。その限りにおきまして、自民党さんはたえらるべきだと私は考へております。まさか大蔵省當局が、間接税諸法律の新旧改廃の手順や提出の仕方が問はれておつて、新年度徴税に差しかえるので、泣き泣き譲歩したなどとは、私どもは考へてもおらぬし、考えたくもないのであります。

それはともかくといたしまして、本法律制定の趣旨として、今主税局長は体系整備だということを言つておられます。租税制度の基本的な仕組みないしは各税に共通する事項、すなわち租税に關する通則事項と称すべきものについて、これを統一的に整備規定することが必要であると考へられるとして、大上段に振りかぶつた大改正案

て、まず第一に、実質課税の原則の名のもとに、実は恣意的課税を合法化する根拠にしようとした規定は削除された。また第二段におきまして、租税回避行為、行為計算の否認ということと課税とした条文も削除いたしました。三番目に、簿記の原則に従つて、整然とした記帳義務を課し、違反したときは推計課税することを合法化しようとした規定も除かれました。第四番目に、納税義務に關する調書の名をもつて、他の公務員の協力を得て、質問し、検査し、住居に立ち入ることができ、これを拒む者に重刑を課しようとした規定も除かれたのであります。徴税強化の布石の總撤去であります。

かてて加へまして、ここに自民党の修正案も、少なくとも現状に變革を加へることを不可としまして、人格のない社団を納税義務者として、各税法に普遍的に適用せしめることをやるべき提案となつてきたのであります。その限りにおきまして、自民党さんはたえらるべきだと私は考へております。まさか大蔵省當局が、間接税諸法律の新旧改廃の手順や提出の仕方が問はれておつて、新年度徴税に差しかえるので、泣き泣き譲歩したなどとは、私どもは考へてもおらぬし、考えたくもないのであります。

は、後退に後退をして、何のための通則法の制定かと疑いなきを得ないのであります。まさに大失態と言ひべきであります。言ひなれば、時代錯誤の官僚的な税制、反民主主義は大きく後退したわけでありまして、私はむしろこの帰結は当然だと思つております。この事態におきまして、私の質問はただ次の一点に尽きます。(討論か)と呼ぶ者あり)いや、そうではない。これは前提なわけです。結局、政府、大蔵省は、この始末を将来に向かつていかなる方向で収拾しようとなさるのでありますまいか。ということは一応の提点ができた。時期を見てたな上げ諸条項も復活し、反民主主義的税制を確保したいということであるのか、それとも民主主義の前進の前に、税制もまた例外ではないとの謙虚な反省にあるのかどうか、この点につきまして大蔵大臣と主税局長の心底をお伺ひしたいと思います。

○水田国務大臣 さつきから申しましたように、通則法でございますから、もう少し通則法のものにしたいという意欲は私も持つております。しかし理論に忠実であらうとしても、なかなか現実はいきません。たとえはこの記帳義務というように、これはやはり徴税の適正化ということを考えても、そこまで持つていくのがほんとうだと思ひますが、青色申告でさえこれをやるためには税理士に相当大きい報酬を払うとか何とかいうようなことで、まだ自力でいかないうで、相当大きい出費もかけておるといふ現実でございますので、白色申告といふよりな部面が現在残つておるとも、これは実情からやむを得ないと

思ひますし、それに対してすぐに記帳義務を負わせるというよりな理想も、私どもは一挙にはやれないというふうな考へておりますので、こういう点はさつき申しましたように、青色申告をもう少し奨励、普及させるということをやつて、後に通則法としてはいさきり原則も定められるということになろうと思ひますので、問題は現実の事情に依つて、一歩々々理想に近づいていくということをするのが一番いいのではないかと。急速にただ理論にとらわれて、実際においてなかなか困難な問題をここで急速にこれを規定していくということも問題だと思ひますので、私どもは無理のない範囲で、いずれにしましても国民は要望しておりますから、この繁雑な税制をもつとわかりやすくする。そうしてこの程度の通則法を作るということがまず第一歩である。一歩の大きい前進であると考えて、いろいろの検討にゆだねることにしまして、この範囲の通則法を立案したという次第でございます。

○平岡委員 私のお聞きしたいのは、たな上げ事項を復活するというお考えがあるかどうかということなんです。一歩築いて二歩、三歩というふうなお話でございましたが、やめる方にくのか、少なくとも復活する方にくのか、これをお聞きしておるのです。

○水田国務大臣 これは私はやめる方にくべきものじゃないと思ひます。税制調査会の答申もございましたが、やはりそういうふうに近いといふべきものだ。しかし近づくためには現実をそこまで持つていって、これはほんとうに税制の民主化に役立つという

実効の上がよりな環境が整備されなければ、こういう問題はすぐに解決できませんので、将来そういうふうな持つていくという理想はやはりこれは捨てるべきじゃない、こう思ひます。

○村山政府委員 今の大臣の御答弁に尽きるわけですが、少なくともわれわれは、この国税通則法は、現行の制度に対しては数歩の前進である、かように考へております。今度見合せて見合せているわけですが、従ひましてその見合せている理由が解除される事柄が参りましたらば、おのずから検討になると思ひます。しかし事柄は非常に深く、また広範の問題であるといふことは、われわれ今個人的にはそういうふうな考へております。

○横山委員 ずっと質問を続けて個条的にやつてくる予定でございましたが、もうすでに時間があまりなくなりました。私もその意味で、総合的な意味で四点左右ばかりお伺ひをします。われわれが少なくともこの法案に絶対反対を唱えてきたいという理由がございまして、その一つとして、この国税通則法というものが非常な徴税攻勢になるおそれがある。これはどんなにここで皆さんがもつともなことをおっしゃつても、實際末端においてはそう受け取れないような情勢になるおそれがある。これをよく言つておるわけでありまして、この点で端的にお伺ひしたいのですが、一体この国税通則法による予算上の変化といふものは、どういふふうにお考えなのか、これが第一であります。

第二番目には、抽象的ではありませんけれども、これによって各末端における徴税攻勢のようないふ切れない、こういうことがはつきり言い切れるかどうか。抽象的ではありませんが、誠意をもつてお答えを願ひたい。

○村山政府委員 予算に直接関係いたしますのは、これによりまして利子税、加算税が平年度二十一億、それから初年度九億程度減収になります。これはもとより先ほど申しているような意味で設けているわけですが、これは徴税攻勢になるとか、あるいは徴税守勢になるとか、そういうこととは全然関係なくこの立法を考へておるわけがございまして。

○横山委員 私が特に念を押しましたのは、言葉のやりとりで終わらずに、必ずやこの通則法の運用によって問題が生ずると予見しておるからでありまして、その予見が事実となつて現われした場合に、大臣もお聞きの通りであります。ここに並びの三人の方は必ずそのことを忘れないようにしていただきたいと思ひます。

それから大臣にお伺ひをいたします。私どもがこの法案に反対をするも一つ理由は、形だけの公平ではだめだと私も確信をしておるからであります。形だけの徴税のあり方である限り、あなたの方の言葉をよつて公平であるように見えても、真の公平を達成するためには、もつと大きな手段によらなければならぬ。それはこの税制の中で、不公平なのはいろいろありますが、最も不公平なものは、租税特別措置法です。これによって国税、地方税を通じて二千億になんかとするものが政策減税をされておる。

大きな某電力会社は二五%の実質法人税であると言われておる。これがどんなに政策的な理由があろうがなからうが、中小企業には租税特別措置法の恩典は少ない、ほとんど皆無と言つてもよろしい。だからそういう、上にはべらばうもなく合法的な減税がされて、そしてわれわれだけが苛徴請求を受けるといふ気持は、どうも忘れ得ない一般団体並びに納税者のもの考へ方です。ですから真の公平をなさんと欲するならば、租税特別措置法に対して勇敢にメスを入れていく決意がなければならぬ。この点、大臣の御意見を伺ひたい。

○水田国務大臣 これは税制の問題でございまして、その点は私どもも特別法の改廃は勇敢にやりたいといふことは考へておりますが、それは通則法の問題は違ひまして、それはそれとして私どもは税制として十分考へたいと思ひます。この通則法を作ることによつて、先ほどお話しした徴税強化というよりなことは一切いたしません。またそういうようなことでございまして、この通則法自身私どもも自身が反対でございまして、今回の通則法は、現行のいろいろな各税法の中から通則的なものを抜き出して整理しようといふことでございまして、これによつて徴税強化となるような事態は一切いたさないつもりであります。

○横山委員 私が申しますのは、納税者の心理をよく把握してもらわなければいかぬといふことであります。納税者の心理といふものは、一つには、隣のげた屋さんとおれのところの不均衡がある。もう一つには、さらに進んで大企業と自分たちの間に不均衡があ

て利益な点でございす。さらに不服申し立ての制度につきましても、不服申し立て事項の範囲の拡大や、執行停止の拡充、あるいは協議団の運用の改善をはかる等、これらの制度についての画期的な改正を行なうこととしております。これらの制度は終戦後間もなく、いわゆるシャウプ税制によって改正されて以来、さしたる改正もなく今日に至っております。その改善が多年の懸案とされてきたのであります。今回国税通則法の制定を見まして、初めてそれが具体的に実現を見るわけでありす。その意義はまことに大きいと申さなければなりませぬ。

以上申し述べました通り、国税通則法の制定は税法の民主化をはかりつつ、あわせて納税者の権利、利益に着目いたしまして、諸制度の改善を行なうものとして、きわめて意義深い立法であると考えておりますが、この際特に私は本法の制定の経緯について触れておきたいと存じす。

この法案の母体となりましたのは、本日早朝からの審議の過程においていろいろ論議がなされましたが、御承知の通りに税制調査会の答申でございす。同調査会は、各界の代表や学識経験者を集めて、きわめて綿密かつ慎重な検討がなされたのであります。かくいたしましてこの調査会で決定されました答申は、いち早く世に公表され、広く国民の批判を仰いでおる点に着目しなければならぬと思っております。しかして、本法案におきましては、これらの批判の聞くべきものにつきます。その立法化につきましては、問

題の諸点については先ほど来論議されました五項目にわたりまして、将来の検討に待つというような慎重な態度をとっておたのであります。この態度は良識のあります国民の等しく賛同するものと私は信ずるものでございす。すなわちさきに発表されました国税通則法の試案のうち、現行法に對比いたしまして、徴税の強化あるいは納税者に心理的な圧力をもたらす議論を生んだところの、いわゆるこれら五項目につきましては、その具体化を将来の検討にゆだねるとともに、なお問題点として論議のありました原案の第十三条に、いわゆる人格なき社団の問題を中心としての諸規定につきましても、現時限においては修正案によりましてさらにわれわれはこれを将来に譲つたのでございす。これによりまして、各階層を通じてこの法案につきましては不安を除き得たものと私もは認識を深めておるわけにございす。われわれも国民とともに納税者であります。従つて国民にとり納税者にとりまして不利益なしとの確信を、各般の事項についてその質疑を通じて確認をした次第でございす。

本法案は以上述べましたような改正内容を持ち、また経緯を経まして準備されたものでありまして、これらの点にかんがみまして、われわれは本案につき、毛利委員の提案の一部修正案を含め、全面的な賛意を表するものでございす。

ただ最後に一言つけ加えたいことがございす。と申しますのは、法律はあくまでも人が運用するものであるというところでございす。いかにりっぱな法でありましても、人がその運用を

誤るならば、法律はその真価を発揮することができない、納税者に最も身近な法であり、かつ納税者に負担を負わせる税の基本法たる本法律につきましては、先ほど来申し述べました通り、本法制定の趣旨にのっとりまして、今後において政府の適正な運用と慎重な配慮を求めてやみません。

以上をもつて私の賛成討論を終わります。(拍手)

○小川委員長 広瀬秀吉君

○広瀬秀吉委員 私はただいま議題になつております国税通則法案並びに国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案並びに毛利松平君外から提出されました両法に対する修正案、このいずれに対しても反対の立場において討論をいたしたいと思つております。

最近における税制改正において、この国税通則法案の提出は国民大衆に對して非常なショックを与えたものになつたのであります。そのことは、今日一方において、大企業独占資本に對して租税特別措置法によつて至れり尽くせりの恩典を与えながら、中小企業あるいは零細事業者あるいは低所得階層等に対しては、きわめて冷酷な税制が今日行なわれておるわけでありす。今日税制改正を真にその根本にさかのぼつて行なうとするならば、まずこの租税特別措置法を徹底的に洗い直して、そこからすべての税制改正の出発点というものを求めなければならぬ。これが租税正義を実現しあるいはまた租税における民主主義といふものを、あるいは公平の原則を実現する最大の道であらうと私は思ふのです。(拍手)しかるに今回の国税通則法案

は、まさに今日のそういう不合理、不公平な税制をそのままにされておきながら、安条約体制中でこれからアメリカに對して負っている義務を果たすために軍備を増強しなければならぬ、そのために独占資本を中心に経済発展をはからなければならぬ。こういうような要請によつて国家財政の規模がどんどん拡大をしていく、こういうような財政需要に應ずるためには、どうしても今までの一そう徴税強化を行なわなければならない、こういうような点から、今日でもなお非常に問題のあるところの国庫主義的なあるいは権力主義的な徴税方式といふものをより一そう強める方向、しかもその強める方向が常に今日の税制においても、あるいは国税通則法の制定によつてより一そう中小企業や零細事業者の税負担において、非常に弱い立場に立つ人たちの上にその徴税攻勢がかけられるであらう、こういうようなことに対して、国民の大多数の納税者大衆は非常なおそれを抱いたわけでありす。

国税通則法の提案の理由として、政府は現行税法の体系的な整備をはかる、あるいは基本的な法律関係、共通的な事項を統一的に定め、納税者の理解を容易にするともに、納税者の利益に着目しつつ、各種加算税あるいは争訟制度等の改善合理化をはかる、こういうふうなうたい文句を出しているわけでありす。はたして今回の国税通則法の制定並びにそれに伴う諸法規の整備に関する法律案、これについて納税者の利益は一体どれほどはかられたであらうか。納税者の利益の立場、納税者の納税民主主義、租税民主

主義の要請にどれだけかたえてあるであらうかといふようなことについて、けさから追及をいたしたところでありますけれども、納税者の利益をはかつたと言ひながらも、たとえば加算税制度で一部減税をしたといふことは言われておりますけれども、その中でも一つ与えれば一つ奪う。これはすなわち延滞税の最高限度を五割という、今日においてはあるその制限すら撤廃をしているではありませんか。さらに還付加算金、この点では日歩二銭、誤つて納税者がたくさん納め過ぎた、それを若干の時日を置いて返す、その間における還付加算金は日歩二銭でありす。ところが延滞税は依然として、安くしたと言ひながらも、日歩四銭であります。こういうようなことも現実にあるわけでありす。これではたして納税者の利益をはかつたと自慢することができらうか。あるいは九十四条における国税に関する租税の禁止といふことが一方においてたわれながら、一方においては還付金はこれを国税に充当することができ、こういうような面もちゃんと出ているわけでありす。

こんなことを考えますならば、これは依然として納税者の利益を守ることには薄いといわなければならぬわけでありす。また国庫主義的な考え方というものは、申告納税方式におきましてもあるいは賦課課税方式によりまして、この権力主義の考え方というものは、依然として色濃く貫かれていくわけでありす。特に更正決定の通知書に對して、青色申告であらうと白色申告であらうと、とにかく更正を請求する際には非常に厳密な条件、申請

の手続というよりなものについてこまかい規定を書き、申請をするに至った事情というよりなことで求めておきながら、いざ更正決定をする場合には、課税標準と税額だけほとんど通知してやればいいんだ、こういうようなやり方の中に、権力主義的な徴税の現われというものが現れるわけでありまして、あるいはまた、不服申し立て前置の制度というものを依然として変えておりません。そのことによって、国民が当然に享有すべき、憲法第三十二条において明定しておりますような裁判を受ける権利というものを、不当に奪う結果にもなるわけでありまして、しかも裁判を最初から選ぼう、不服申し立てを選ぼう、これは納税者の自由には、選択にまかして何ら差しつかえないものであります。それにもかかわらず、あくまで裁判所に対する出訴というものをさせないような、そういう形をとっておられるわけでありまして、この点については裁判所を侮辱するものはだいたいといわなければならぬし、同時に、裁判を受ける権利に対する重大な制限というものであつて、憲法上も重大な疑義があるんじゃないかと思われるわけでありまして。

あるいはまた、証拠申し出の順序の問題など、これはまさに簡素平明化すると言いつながら、このような現在においてもほとんど実益のない規定を、そのままあつてこの法律を制定するために持ち込んできている、こういう不見識なこともいたしておられるわけでありまして。あるいはまた、こまかい言葉の問題等も、先ほどの質疑において明らかにされたわけでありまして、簡素平明化をはかるという点において

す、ほとんど何らの進歩というものが現れないわけでありまして。以上、時間がございませんで、それ以上詳しくは申し上げませんけれども、とにかく五項目がたな上げされた、あるいはまた、与党の修正によつて法人格なき社団等に対する規定を削除する、これはけっこうなことであるけれども、それについて、将来どうするかという点については、全く大蔵大臣の答弁からも、国民大衆が納得してほんとうに通則法ができることによつて、日本の税制もよりやく民主化の方向に向かつたという確信を持つて喜んで納税に協力できるような態勢というものが、何らかの国税通則法の制定によつて期せられないのであります。従つて私は、与党議員の法人格なき社団に対する問題について修正案を出されたことに敬意を表しますけれども、私どもの立場としては、少なくとも法人格なき社団、財団等に対しては課税すべからず、三十二年以前の状態に戻すべきだという積極的な主張を持ちますがゆゑに、その点についても反対をせざるを得ないわけでありまして。すべからず、大蔵大臣は、先ほど最後に横山委員からの質問にお答えになつたその大臣の考え方を、今後のあらゆる税制の問題について必ず生かして、実現をされるように強く要望をいたしまして、私の反対討論を終わる次第です。(拍手)

○小川委員長 春日一幸君

○春日委員 民主社会党を代表いたします。反対の討論を行ないます。本法は、あたかもトラを小羊の群れに放たんとする凶悪立法である。われわれはかねてこの種の実態を指摘した

しまして、昨年来本法の提出を阻止するために強硬なる反対の意思を表明し、政府並びに国民世論にこれを訴へて参りました。大蔵当局はみずから省みるころあつてか、今回の法案はわれらが指摘したいわゆる権力強化の恐怖的な条項をひとまず削除して、ここにこの提案を見たものであります。しかしながら、その問題点五項目を今回削除した理由は、当局みずからの言ひとことによりますれば、これらの諸問題は今後判例、学説の展開に待つて後日に譲るとしておるのであります。言うならば、このことは、今回納税者なる小羊の群れに放つこのトラは、権力調査のきばを抜いて強制調査のつめを切つて放つのであるから、その危害は少ないであらうといつたようなものであります。しかしながら、立法と行政の有機的な発展は、常にそのようなきばやつめをいづしかはやししてしまふのが通例であるのであります。まさにその将来おそれるべきものがあるのです。法は三章をもつて足れりとする政治の極意に示されております通り、およそ為政者は、小羊の群れに対してはいかに無害のトラであつても、たとえ張り子のトラのごとき無邪気なトラであつても、この種の恐怖を与えるトラは一切放つべきものではないと思ふのであります。特に国民のこれに対する確定権の相殺権を剝奪するがごときは、憲法に保障されております国民の財産権をじゅうりん、圧殺するものであつて、これは全く違憲立法である。政治の民主的の確立が強く要望されておりますこのときに、かくのごとき国家権力強化の反動立法を制定せんとするがごときは、全く時代

錯誤、時代に逆行するの最もはなはだしきものと断ぜざるを得ません。また本案は、別の観点から判断いたしますと、税制調査会の答申は支離滅裂に活殺されて、それはごとく徴税当局、主として村山君、原君をトリオとするそれらのグループの独断と恣意にゆだねられて、その論点は乱雑骨灰にくずれ去り、これは徴税理論として体系を全く失つてしまひました。

今や国民経済の発展とともに、税の増収は年々増大の実績をおさめております。また、納税者、国民の協力によつて、租税秩序はおおむね確立されておる現状にかんがみまして、ここにこの種の徴税強化を策せんとする反動立法の制定を必要とする理由は全くありません。すべからず、政府はこの際、かかる反動立法の制定を断念し、主権者国民の理解を待ち、その総意に基づいて、各党の意見もあまねく取り入れて、さらに完全にして民主的な法案を提出すべきものであると思ふのであります。政府にそのような民主的理解のないことを最も遺憾とするものであります。従ひまして、わが党は、以上申し上げました理由により、かくのごとき徴税強化、国家権力の増大を策せんとする反民主的立法に對しましては断じてこれに反対せざるを得ないのであります。

以上をもつて討論を終わります。(拍手)

○小川委員長 これにて討論は終局いたしました。続いて採決に入ります。まず、国税通則法案及び同案に対する修正案について採決いたします。

「賛成者起立」

まず、修正案について採決いたしました。本修正案に賛成の諸君の御起立を求めます。

「賛成者起立」

○小川委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。(拍手)

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を求めます。

「賛成者起立」

○小川委員長 参考人出席要求の件についてお諮りいたします。

ただいま審査いたしております財政法の一部を改正する法律案について、来たる二十九日委員会に参考人の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めますよって、さよう決しました。

なお参考人の人選等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川委員長 御異議なしと認めますよって、さよう決しました。

次会は来たる二十八日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後十一時五十一分散会

〔参照〕

国税通則法案（内閣提出第一〇三号）に関する報告書

国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律案（内閣提出第一一四号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十七号

昭和三十七年三月二十六日

昭和三十七年四月三日印刷

昭和三十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局